HIGASHIYAMA

ふくしのまちづくりプラン

東山区
地域福祉活動計画

お互いを認め合い，お互いに支え合い，お互いが
集い合える心ゆたかな“ひがしやま”

社会福祉法人 京都市東山区社会福祉協議会

目 次

はじめに

Ⅰ．計画の基本的な考え方 …… 1

1．計画策定の背景 ……1

2．計画策定の意義 ……2

3．計画の性格 ……3

4．計画の位置付け ……4

5．計画の構成 ……4

6．計画の期間 ……6

Ⅱ．東山区について …… 7

1．位置と地勢 ……7

2．人口構造 ……8

3．世帯状況 ……12

4．就業・産業状況 ……14

5．住宅状況 ……17

6．福祉指標 ……18

7．制度・施策の状況 ……25

8．社会資源の状況 ……36

Ⅲ．東山区社会福祉協議会の現状と課題 …… 45

1．学区社会福祉協議会（小地域福祉）活動 ……45

2．ボランティア活動・福祉教育 ……51

3．当事者の支援・組織化 ……55

4．福祉サービス機能 ……57

5．地域福祉ネットワーク ……60

6．情報収集・提供，相談活動 61
7．東山区社会福祉協議会 62

Ⅳ．東山区社会福祉協議会の基本的方向 67
1．社会福祉協議会の基本的性格 67
2．社会福祉協議会の基本的機能 68

Ⅴ．基本理念・基本目標 71
1．基本理念 71
2．基本目標 71
3．計画の体系 74

Ⅵ．基本計画・実施計画 75
1．基本計画 75
2．実施計画 95

Ⅶ．計画の進行管理 101
1．活動計画の普及 101
2．活動計画の進行状況の評価・点検 101

Ⅷ．関係資料 103

はじめに

昭和 27 年に東山区社会福祉協議会が任意団体として発足し，平成 14 年をもちまして，創設 50 周年をむかえることとなりました。この間，区社協の法人化をはじめとして，社協の組織・事業が大きく発展してきたことは，多くの区民の方のご理解並びに関係者のご協力によるものと存じます。

しかしながら，東山区ではご承知のとおり，核家族化や少子・高齢化の急速な進行，人口の流出，地場産業の低迷などにより住民の生活基盤は，年々弱体化してきており，心から地域で安心して暮らせるという実感が持てない状況にあります。

一方，社会福祉をめぐる状況は大きく変化してきております。社会福祉基礎構造改革のもと，個人の「自立の促進」，「尊厳の保持」は従来も増して重視され，地域や社会全体でこれらを支えていくことがいっそう重要となってきています。

こういった状況にあって 21 世紀における社会福祉協議会像というものをどう描いていくのか，地域福祉活動に取組むことの到達点をどこに置くのかなどを明確にし，『誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を着実にすすめていくことが，このたびの計画策定の大きな目標となりました。

今回は第 1 次計画ということもあり，内容は「必ずやり遂げるもの・必ずできるもの」を重点に置き，策定に取組みました。5 年後，この計画をすすめたことによって少しでも東山区で住むことに安心感・充実感がでてきたという住民の方のお声が聞けるなら，これに過ぎる喜びはございません。そのためにも役職員が一体となり，関係者の協力を得ながら，この計画の具体化・目標達成に努めてまいりたいと存じます。

おわりにあたりまして，本計画の策定のためにご尽力を賜わりました策定委員の方々をはじめ，東山区行政並びに関係各位，住民の皆様に心より御礼申し上げます。

平成 15 年 3 月

社会福祉法人
京都市東山区社会福祉協議会
会　長　澤田　東一郎

Ⅰ．計画の基本的な考え方

１．計画策定の背景

平成 12 年に施行された社会福祉法において，社会福祉の基本的な方向性として「地域福祉の推進」が大きく謳われています。これまでも地域福祉という考え方は，住民に身近な生活圏において児童福祉，障害福祉，高齢福祉など社会福祉における各領域を統合し，総合的に展開されるものとして重視されてきましたが，住民が主体となるまちづくりや地域の活性化についても，その期待や役割は大きく高まってきています。

その目的とするところは「地域の課題を住民みずからが発見し，住民相互の信頼関係を基本に，互いの支えあいや，地域内におけるさまざまな社会資源などとの役割分担や協働により，地域において課題を解決していく力を高め，“安心して暮らせるまち，住み続けられるまち”を住民自身が創りあげていくこと」にあります。

平成 15 年度以降には，京都市による地域における福祉サービスの総合的な展開を図ることを目的とした「地域福祉計画」の策定が予定されています。東山区でも平成 13 年 1 月に，区の将来像とその実現のための取組みを総合的・体系的に示した東山区基本計画「東山・まち・みらい計画 2010」が策定されました。その理念である「伝統・創造・文化～やすらぎとふれあいのまち・東山」の実現のために，「安心」，「魅力」，「交流」を 3 つのキーワードとして，区民と行政とのパートナーシップによるまちづくりをすすめる取組みが始まっており，行政における住民主体の考えも一層広まっています。

東山区にはこれまでに伝統的な住民団体や自治組織による福祉活動の実践がある一方で，住民の自主的なボランティア活動も活発になりつつあり，さらに近年では育児中の母親同士による子育てサークルが芽生えたり，福祉分野以外でも環境や防災，文化などにかかわる地域での住民活動が自発的に取組まれ始めたりしています。

これらに共通するところは，多様な人々から構成される地域社会において，誰もが健康で楽しく，生きがいを持ち，安心して暮らせる日常生活の実現のために，住民の主体形成と参加のもとに活動している取組みであることです。

東山区は若年層の転出と，単身及び夫婦だけの高齢者世帯の増加がすすむとともに，年少人口の極端な減少によりもたらされた超少子・超高齢の地域です。また，交通問題や住宅事情，伝統産業や小売業の低迷など東山区がかかえる特有の課題が地域の住民生活に大きくかかわっています。さらにはこういった問題に加え，無関心や他者にかかわることの意識低下による人間関係の希薄さが拍車をかけ，地域での日常生活基盤を脆弱なものにしています。

地域福祉の課題は，このような地域社会に存在するさまざまな問題により発生します。障害者の外出の困難さによる社会参加の問題，不況や偏見がもたらす就労状況の悪化，高齢者の身体状況の低下や生活環境の不便さにより起こる地域での孤立，住環境の改善の困難さ，食生活維持の問題，少子化・核家族化，近隣世帯との隔絶による子育て家庭の孤立や，地域の育児機能の低下などが，大きな社会問題として地域のなかで起こっています。

地域に住むあらゆる人々が，その人らしく豊かに安心して暮らすことができる「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をすすめるためには，こうした住民が暮らしていくなかで存在するさまざまな問題を地域全体のものとして考え，その解決に向けて，住民が主体となり地域福祉活動に取組むことが重要です。

2．計画策定の意義

住民はみずからの地域生活の向上・福祉の増進にかかわっての公的制度や施策，サービスの単なる対象者・要援護者ではなく，「主権者」として地域のこと，暮らしや健康，福祉など生活を取巻くあらゆることについて，みずからが決定（選択）し，自分たちが求める方向に向けてアピールし，行動していく権利をもっています。地

域福祉にかかわる行政や関係機関・団体，施設はこの「住民主体」の理念を理解・尊重し，住民みずからが自己決定し，行動しうるように必要に応じて的確・適切なバックアップをしていくという重要な役割をもっています。つまり，住民の意思と行動及びそれに対する公私の社会的支援の有り様こそが，最終的に地域社会での住民の生活や福祉を決定することになります。

このような状況のなか，21 世紀をむかえた東山区の「福祉のまちづくり」の将来像を明確に示し，その実現を図るために地域福祉活動を計画的にすすめることが必要となっています。住民主体による地域福祉活動の果たすべき役割や到達目標とその具体化方策の明確化を図り，それに必要な行政や関係機関・団体，施設との連携を深めていくことが「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である社会福祉協議会に強く求められています。

地域福祉活動をすすめ，地域に生活することの安心感と充実感を住民共通のものとして地域空間に育むことが，住民の自立を促進し，住民自治を発展させることになります。そのために，地域住民の福祉活動やボランティア活動の支援，住民の権利の擁護（保障），関係機関との連携など，社会福祉協議会が“地域福祉推進の旗手”として，計画的で組織的な取組みを行うことを目的とする計画を策定することとしました。

3．計画の性格

この計画は，民間の立場で「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」に向けて，計画的な地域福祉の推進のために，住民による主体的な活動を支援するための計画です。

また，関係機関や施設，行政，住民団体をはじめボランティアや当事者など，地域福祉の推進にかかわる公私の関係者とともに，住民の生活や福祉，健康の増進を図ることを願い策定した計画です。

あわせて，地域福祉の推進を図る社会福祉協議会の果たすべき役割を明らかにし，役職員が一体となって地域福祉活動をすすめていくために不可欠な認識・行動を示した計画です。

したがって，この計画は地域住民のさまざまな生活・福祉問題を対象とする地域福祉課題を中心に，課題解決を通じて形成される住民主体の福祉のまちづくりを展望した内容です。

4．計画の位置付け

この計画は，東山区における学区社会福祉協議会やボランティア，当事者など幅広い住民の自主的・主体的な地域福祉活動を中心にしており，それらの発展を促進していくことを目的とした東山区社会福祉協議会による民間の立場での計画です。

この計画の策定と同時期に，京都市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」も策定されます。政令指定都市である京都市内において，同一自治体内で複数の計画が存在することになりますが，内容に大きな格差が生じないよう，相互調整を図りつつも，地域の特性・状況に応じて東山区社会福祉協議会の責任において策定したものです。このため，京都市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とは補完・連携・役割分担の関係となっています。

計画の内容は，計画において設定した期間内における社会福祉協議会の事業計画に優先します。したがって，計画の進行にもとづき年度ごとの事業・予算を立案することになります。

5．計画の構成

この計画は，次の７つの章立てで構成されています。

II. 東山区について

各種統計資料を分析し，東山区の地域特性，福祉指標を把握し，主に数値からみる地域福祉の問題を掘り起こします。

III. 東山区社会福祉協議会の現状と課題

これまでの社会福祉協議会の取組みを分析し，地域特性や社会福祉の動向を踏まえながら，今後の課題を提示します。

IV. 東山区社会福祉協議会の基本的方向

社会福祉協議会のもつ基本的性格と果たすべき基本的機能を押さえ，地域福祉推進のための役割を示しています。

V. 基本理念・基本目標

基本理念は，計画期間内において実現を目指す地域福祉活動の到達点のイメージであり，基本目標は基本理念に対して，それぞれの事業が目指す目標を示したものです。

VI. 基本計画・実施計画

基本計画は，基本理念・基本目標を実現していくための地域福祉活動の方向性を示したものです。実施計画は，基本計画を具体化するために取組む活動の実施内容を年次ごとに明らかにしたものです。

VII. 地域福祉活動計画の進行管理

計画で示した活動を着実にすすめ，進捗状況を評価・分析していく方針を示しています。

VIII. 関係資料

平成 13 年度から計画策定までの過程及び付属資料等を収載しています。

６．計画の期間

この計画の実施期間は，平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 ヵ年とします。その後，3 ヵ年経過時点の平成 18 年度から 2 ヵ年かけて，第 2 次計画（平成 20 年度以降）の策定にとりかかります。ただし，社会情勢など地域福祉を取巻く環境の大きな変化によっては，これらの期間にかかわらず計画の見直しや前倒しなど，柔軟に対処し，地域福祉の維持・発展に努めます。

II. 東山区について

1．位置と地勢

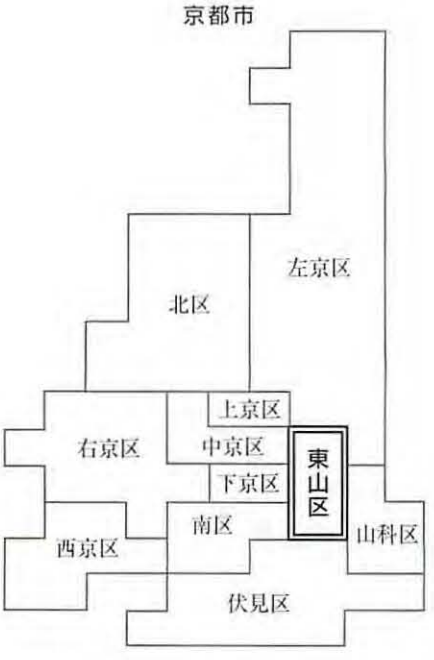

東山区は，京都市中心部の東寄りに位置し，東西約 2km，南北約 4.5km の南北に細長い形をしています。その区域は，東西は東山連峰から西麓から鴨川東岸にかけて，南北は概ね稲荷山北麓付近から三条通の北側までとなっています。総面積は，約 7.46k ㎡で市全体の約 1.2%を占めており，下京区，上京区，中京区に続き 4 番目に小さい区です。都心部に位置するものの，山林や川などの自然が豊富であり，区域全体の半分近くが緑に覆われています。

東山区は，明治 22 年に京都市下京区の一部として発足し，昭和 4 年には分区独立して誕生しました。昭和 6 年には宇治郡山科町を合併しましたが，その後の山科地区の人口増加を背景に，昭和 51 年に分区して現在に至っており，平成 11 年には区制 70 周年を迎えました。

地域的には，区の東部は東山連峰の山林地域や山麓の住宅地域，東大路通から西側は北部が商業地域，南部が住宅・準工業地域といった土地利用がされています。文化・観光的には，国宝や重要文化財など歴史的・芸術的に価値の高い建物，美術工芸品等を所蔵する名勝，史跡，社寺が数多くあり，これら歴史的遺産を求めて，四季を問わず，多くの観光客が国内外より訪れています。

また，京情緒あふれる美しい街並みが続き，伝統的・歴史的景観が形成されている場所では，それらを後世へと伝えるべく，さまざまな景観規制がなされています。一方，全国的にも有名な京焼・清水焼，また扇骨をはじめとする京扇子などは，地域に根ざした伝統産業としていまに受け継がれています。他にも，京都の伝統的な花街である祇園や宮川町などでは，その多彩な行事のなかで地唄・京舞などの伝統産業が守り育てられており，広く区民に親しまれています。

2．人口構造

（１）人口推移

東山区の総人口は，この間減少し続けています。平成 12 年では，20 年前（昭和 55 年）の 72%まで減少しています。学区ごとの推移をみても，すべての学区において人口が減少しています。

京都市の推計によると，2050 年には，東山区の人口は，1.2 万人になると予想されています。（京都市総合企画局政策企画室「21 世紀・京都のグランドビジョン」＜中間報告＞）

東山区の人口推移

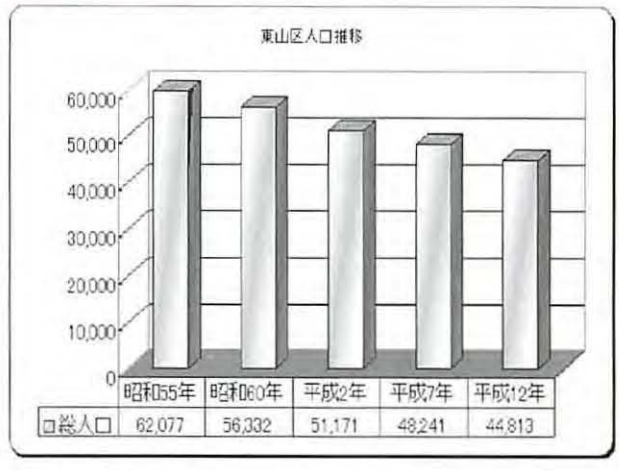

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	62,077	56,332	51,171	48,241	44,813

学区別の人口推移

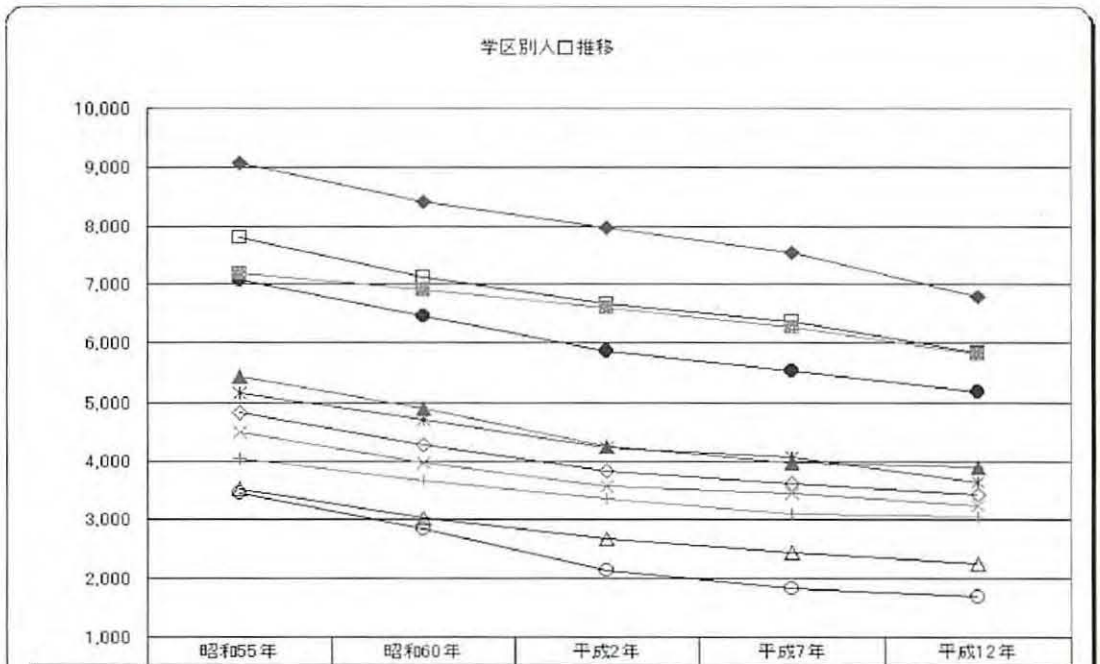

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
有済	3,527	3,037	2,686	2,446	2,244
粟田	5,438	4,886	4,262	3,970	3,896
弥栄	3,449	2,850	2,138	1,832	1,684
新道	4,501	3,988	3,565	3,456	3,237
六原	5,150	4,698	4,232	4,081	3,639
清水	4,818	4,290	3,832	3,632	3,434
直教	4,051	3,681	3,360	3,107	3,055
修道	7,074	6,450	5,874	5,543	5,176
一橋	7,806	7,112	6,661	6,370	5,851
月輪	9,078	8,426	7,968	7,532	6,788
今熊野	7,185	6,914	6,593	6,272	5,809

※資料：各年「国勢調査」

人口の減少の割合がもっとも低いのは，粟田学区（8.6%減）であり，逆に弥栄学区（21.2%減），有済学区（16.5%減），月輪学区（14.8%減）の順で減少の割合が高くなっています。東山区全体がドーナツ化現象を呈しているといえ，従来から大きな社会問題とされています。

人口の減少は，生産力・消費力の低下につながることにもなり，地域の経済活力の低下が懸念されます。また，まちづくりにかかわる自治・福祉活動の担い手の確保にとっても大きな問題です。

（2）人口構成

この 20 年の間に，年少人口の減少が極めて著しいのと同時に，老年人口は着実に増加してきています。

年少人口：0 歳～14 歳
生産年齢人口：15 歳～64 歳
老年人口：65 歳以上

年齢別にみた東山区の人口構成

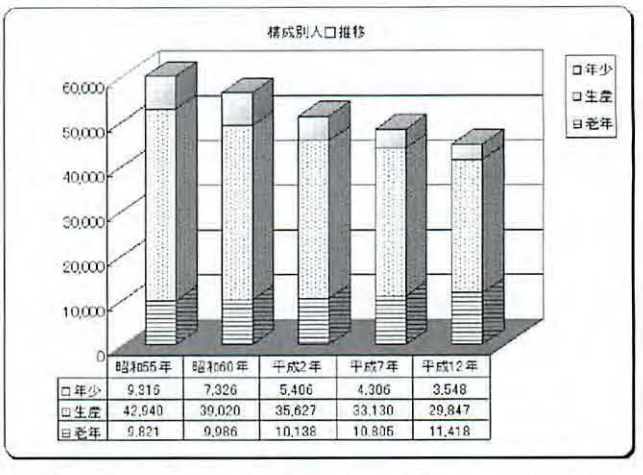

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
□年少	9,315	7,326	5,406	4,306	3,548
□生産	42,940	39,020	35,627	33,130	29,847
□老年	6,821	9,986	10,138	10,805	11,418

また，平均年齢は京都市の水準 41.3 歳に対して，東山区は 45.8 歳という統計結果もあります。

比率でみた場合，高齢化のスピードが非常に早く，平成 12 年時点では約 4 人に 1 人が高齢者となっています。

京都市の水準と比較した場合でも，東山区の少子高齢の割合が際立っています。学区ごとに年齢構成をみた場合，弥栄学区は人口は少ないものの，老年人口比率（高齢化率）が 30%を超えています。また，東山区ではもっとも少子高齢の進行が遅い今熊野学区でも京都市平均を上回っています。

東山区の老年人口比率・年少人口比率の推移

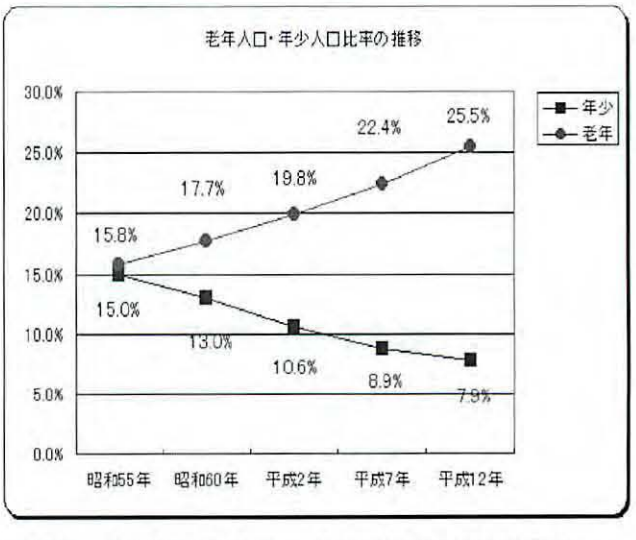

学区別年少・生産年齢・老年人口比率（平成 12 年）

	総数		年少人口		生産年齢人口		老年人口	
	人口	比率	人口	比率	人口	比率	人口	比率
京都市	1,467,785	100.0%	185,896	12.7%	1,028,926	70.1%	252,963	17.2%
東山区	44,813	100.0%	3,548	7.9%	29,847	66.6%	11,418	25.5%
有済	2,224	5.0%	153	6.8%	1,498	66.8%	593	26.4%
粟田	3,896	8.7%	294	7.5%	2,600	66.7%	1,002	25.1%
弥栄	1,684	3.8%	127	7.5%	1,048	62.2%	509	30.2%
新道	3,237	7.2%	252	7.7%	2,091	64.6%	894	27.6%
六原	3,639	8.1%	257	7.1%	2,324	63.9%	1,058	29.1%
清水	3,434	7.7%	221	6.4%	2,309	67.2%	904	26.3%
貞教	3,055	6.8%	174	5.7%	2,116	69.3%	765	25.0%
修道	5,176	11.6%	362	7.0%	3,789	73.4%	1,016	19.6%
一橋	5,851	13.1%	499	8.5%	3,886	66.4%	1,466	25.1%
月輪	6,789	15.1%	559	8.2%	4,288	63.2%	1,942	28.6%
今熊野	5,808	13.0%	650	11.2%	3,889	67.0%	1,269	21.8%

学区別の年少人口・生産年齢人口・老年人口比率のグラフ

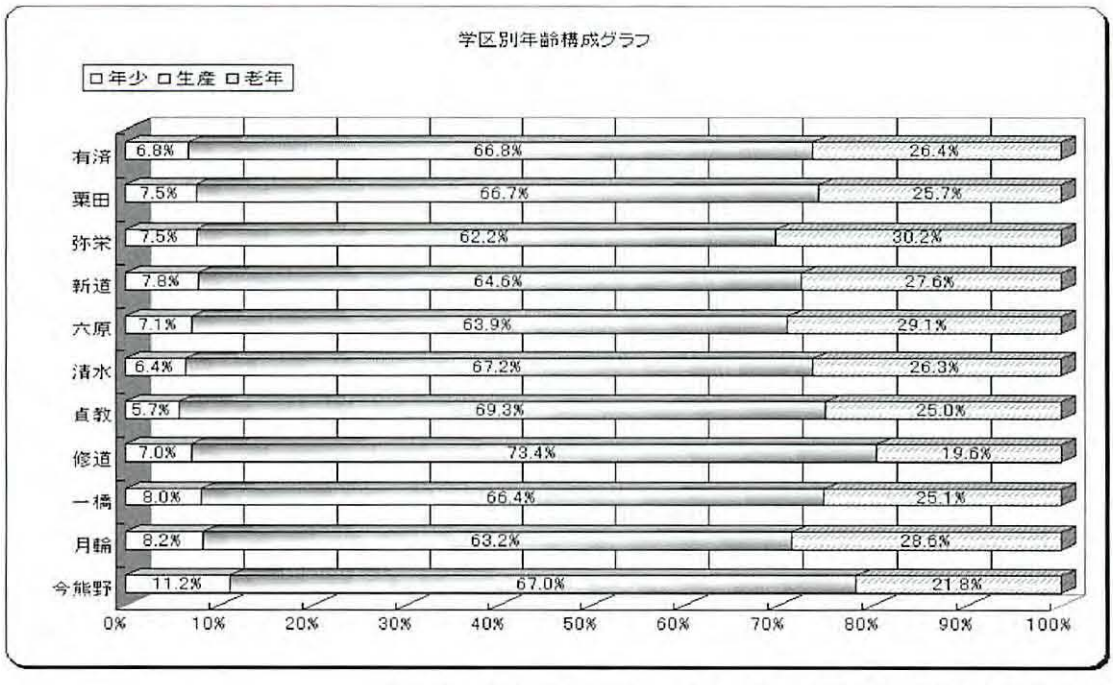

※資料：各年「国勢調査」・東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

（３）人口動態

東山区の出生率は，京都市水準を大きく下回っています。死亡率の高さも同様に京都市水準を大きく上回っていますが，これは老年人口比率の高さに起因するもの

と思われます。社会動態ともあわせ，安定した人口バランスとは言えません。

安心して子どもを産み，なおかつ高齢になっても地域で住みつづけていくための環境が充分ではないための結果と考えられます。住みやすさ，暮らしやすさを規定する要素はさまざまに存在し，個人によってもその基準は異なるものですが，東山区では自然動態・社会動態ともに人口の減少・流出に歯止めがかかっていないことは，真剣に受け止める必要があります。

しかしながら，東山区特有の立地条件からくる住宅事情や交通問題などがあり，生活の利便性を根本的に変えていくことは，現時点では極めて困難です。これらは，長期的展望を要する行政をはじめとした，政策上の大きな課題と言えます。一方で，早急に東山区の実情にあった子育て支援システムの構築や，高齢者の生活支援の充実などを強力にすすめていくことが必要です。

保健所別人口動態

		京都市	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	伏見
実数	出生	12,524	887	517	1,137	681	220	1,304	503	919	1,660	1,715	2,981
	死亡	11,052	958	789	1,289	859	516	905	739	723	1,392	903	1,979
率	出生	8.5	7.1	6.2	6.6	7.0	5.0	9.5	7.0	9.4	8.5	11.0	10.4
	死亡	7.7	7.6	9.4	7.5	8.9	11.7	6.6	10.3	7.4	7.1	5.8	6.9

※資料：平成 13 年 東山保健所「保健統計年報」

国勢統計区別人口動態（平成 13 年 10 月～平成 14 年 9 月）

	自然動態			社会動態				増加数
	出生	死亡	増加数	転入	転出	その他	増加数	
東山区	215	527	△312	3,484	3,985	27	△474	△786
有済	8	26	△18	212	211	△1	0	△18
粟田	28	59	△31	400	432	1	△31	△62
弥栄	6	30	△24	177	194	△2	△19	△43
新道	20	50	△30	352	337	2	17	△13
六原	16	45	△29	282	280	△3	△1	△30
清水	11	43	△32	305	341	1	△35	△67
貞教	11	23	△12	228	277	1	△48	△60
修道	22	43	△21	359	516	6	△151	△172
一橋	36	62	△26	468	520	10	△42	△68
月輪	28	82	△54	396	471	17	△58	△112
今熊野	29	64	△35	305	406	△5	△106	△141

※資料：京都市総合企画局情報統計課「京都市推計人口」

3．世帯状況

（１）世帯数の推移

東山区の世帯数推移

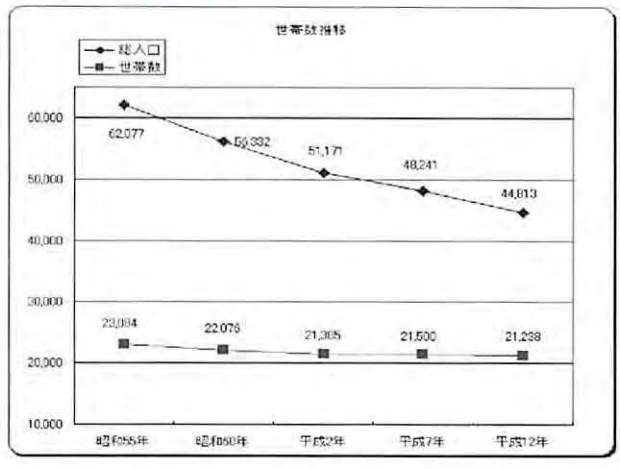

東山区においては，世帯数は平成７年を除き減少しています。ただし，昭和 55 年と平成 12 年の比較で総人口と対比した場合，総人口 27.8%減に対して，世帯数 8.0%減となっており，総人口の減少の割には，世帯数は減少していない傾向にあります。

学区別では，粟田，清水，貞教学区で比較的増加傾向にあるものの，総体としては微減の傾向にあるといえます。なかでも弥栄学区は，もっとも世帯数が減少しており，20 年前（昭和 55 年）の 57.1%の水準となっています。

学区別の世帯数の推移

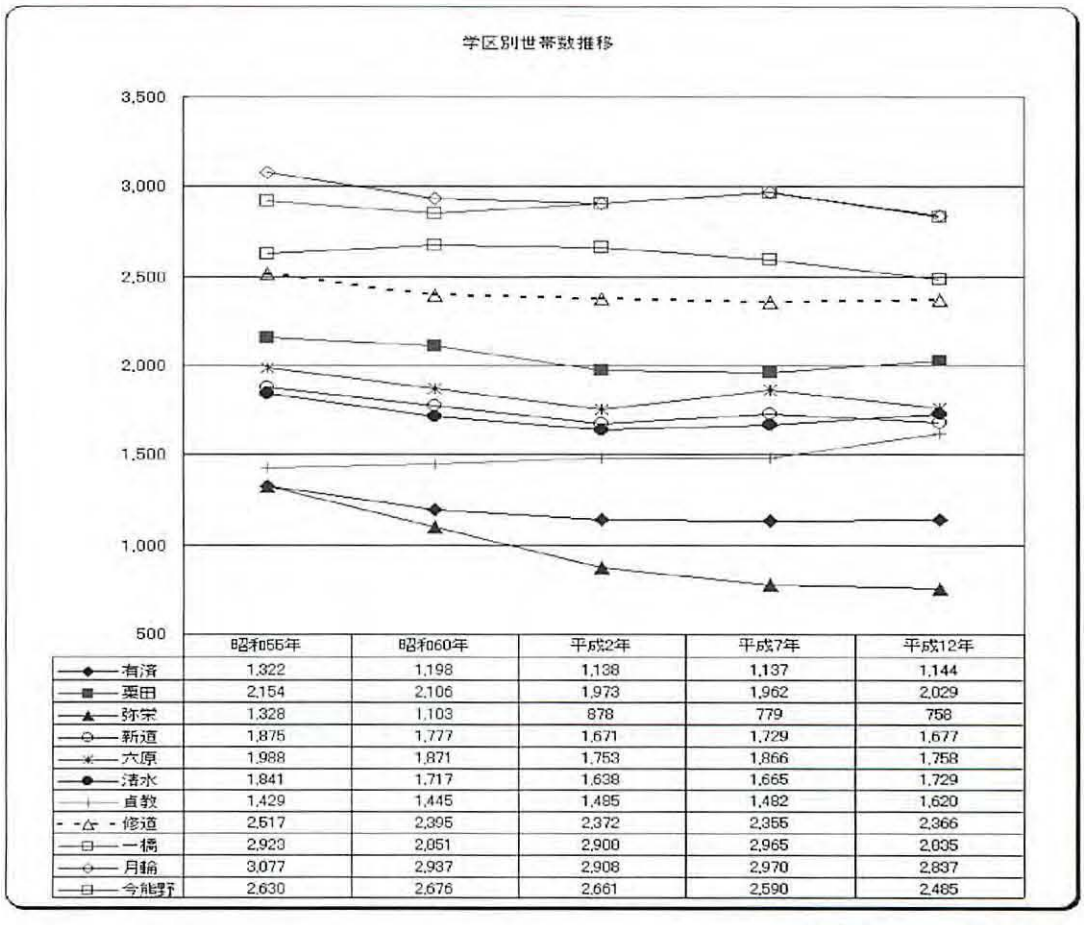

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
有済	1,322	1,198	1,138	1,137	1,144
粟田	2,154	2,106	1,973	1,962	2,029
弥栄	1,328	1,103	878	779	758
新道	1,875	1,777	1,671	1,729	1,677
六原	1,988	1,871	1,753	1,866	1,758
清水	1,841	1,717	1,638	1,665	1,729
貞教	1,429	1,445	1,485	1,482	1,620
修道	2,517	2,395	2,372	2,355	2,366
一橋	2,923	2,851	2,900	2,965	2,835
月輪	3,077	2,937	2,908	2,970	2,837
今熊野	2,630	2,676	2,661	2,590	2,485

※資料：各年「国勢調査」

（２）平均世帯人員の推移

東山区の平均世帯人員推移

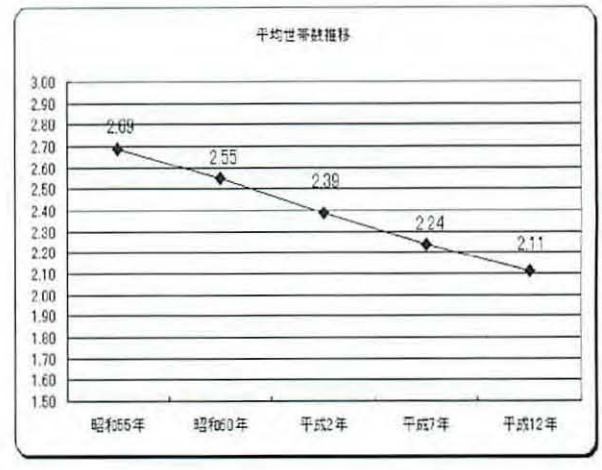

一世帯あたりの平均人員は，単身や夫婦のみの世帯の増加，一人暮らしの学生などが多いことから，非常に少ない規模となっています。また，平成 15 年 1 月時点での住民基本台帳をもとにした統計によると平均世帯人員は，2.08 人となっています。

学区ごとの推移では，20 年の間にすべての学区で平均世帯人員の減少が続いています。11 学区中で 5 学区が平均 2 人を割り込んでおり単独世帯の増加が顕著となっています。

学区別の平均世帯人員推移

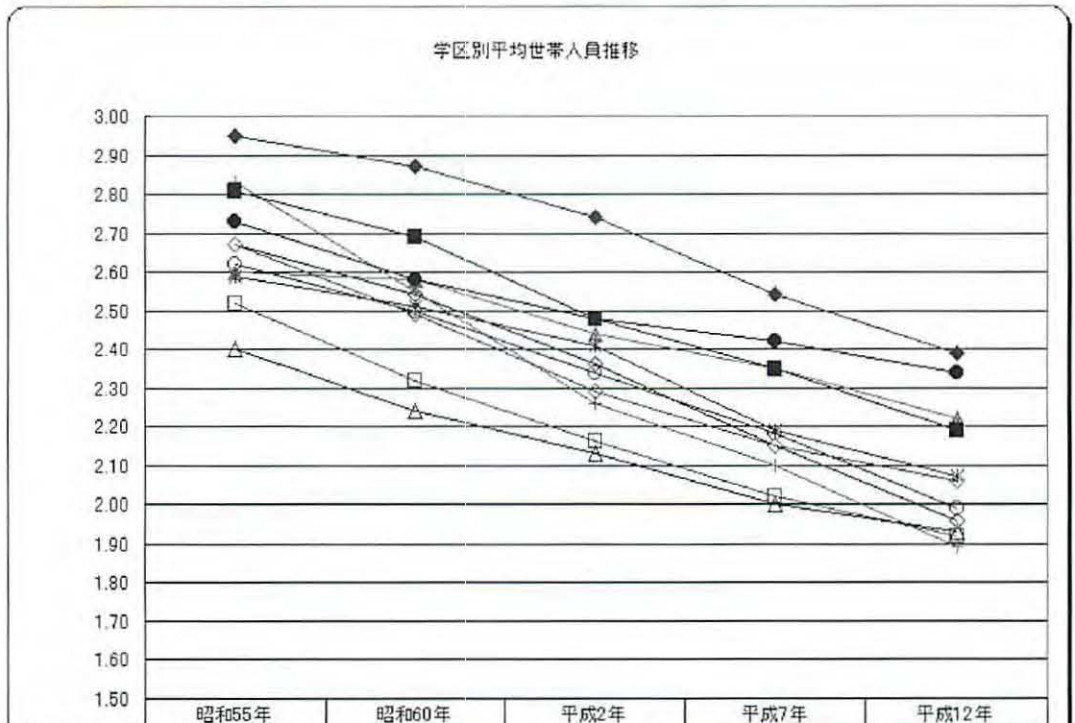

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
有済	2.67	2.54	2.36	2.15	1.96
栗田	2.52	2.32	2.16	2.02	1.92
弥栄	2.60	2.58	2.44	2.35	2.22
新道	2.40	2.24	2.13	2.00	1.93
六原	2.59	2.51	2.41	2.19	2.07
清水	2.62	2.50	2.34	2.18	1.99
貞教	2.83	2.55	2.26	2.10	1.89
修道	2.81	2.69	2.48	2.35	2.19
一橋	2.67	2.49	2.29	2.15	2.06
月輪	2.95	2.87	2.74	2.54	2.39
今熊野	2.73	2.58	2.48	2.42	2.34

学区別平均世帯人員・単身世帯率（平成 12 年）

	世帯数	平均世帯人員	1人世帯数	1人世帯率
京都市	620,327	2.37	229,280	37.0%
東山区	21,238	2.11	10,266	48.3%
有済	1,144	1.96	556	48.6%
粟田	2,029	1.92	1,046	51.6%
弥栄	758	2.22	333	43.9%
新道	1,677	1.93	865	51.6%
六原	1,758	2.07	828	47.1%
清水	1,729	1.99	866	50.1%
貞教	1,620	1.89	936	57.8%
修道	2,366	2.19	1,303	55.1%
一橋	2,837	2.06	1,367	48.2%
月輪	2,837	2.39	1,173	41.3%
今熊野	2,485	2.34	993	40.0%

※資料：各年「国勢調査」

4．就業・産業状況

（1）産業分類別就業者の推移

東山区の就業人口は年々減少傾向にあります。産業分類別の構成比に大きな変動はありませんが，第2次産業の微減，第3次産業の微増は今後も続くと見られます。京都市との比較では，「卸売・小売・飲食店」の比率が大きく上回っています。

産業別就業状況の推移

就業人口	東山区				京都市	
	平成2年	平成7年	平成12年		平成12年	
総　数	26,179	24,550	21,748	100%	694,650	100%
第1次産業	34	31	30	0.1%	5,799	0.8%
農　業	29	25	25	0.1%	5,365	0.8%
林　業	5	5	5	0.0%	410	0.1%
漁　業	0	1	0	0.0%	24	0.0%
第2次産業	6,702	5,437	4,598	21.1%	180,776	26.0%
鉱　業	2	0	2	0.0%	102	0.0%
建設業	1,216	1,174	1,027	4.7%	51,087	7.4%
製造業	5,484	4,263	3,569	16.4%	129,587	18.7%
第3次産業	19,068	18,786	16,668	76.6%	489,532	70.5%
電気・ガス熱供給・水道業	62	54	61	0.3%	2,845	0.4%
運輸・通信業	814	861	726	3.3%	39,761	5.7%
卸売・小売・飲食店	9,519	9,329	8,275	38.0%	196,734	28.3%
金融・保険業	622	590	438	2.0%	17,669	2.5%
不動産業	397	385	368	1.7%	12,215	1.8%
サービス業	7,288	7,268	6,468	29.7%	205,061	29.5%
公務（その他）	366	299	332	1.5%	15,247	2.2%
分類不能の産業	375	296	452	2.1%	18,543	2.7%
構成比 第1次産業	0.1%	0.1%	0.1%		0.8%	
構成比 第2次産業	25.6%	22.1%	21.1%		26.0%	
構成比 第3次産業	72.8%	76.5%	76.6%		70.5%	
構成比 分類不能の産業	1.4%	1.2%	2.1%		2.7%	

※資料：各年「国勢調査」

（２）労働力状況の推移

労働力の状況は，15 歳以上の就業状況を示したものです。人口の減少に伴って労働力人口も減少しています。また，要因は明らかではありませんが，休業者が増加傾向にあること，完全失業者が 10 年間で 10%程度増加していることが特徴点といえます。

労働力状況の推移

	総数	労働力人口							非労働力人口			
		総数	就業者					完全失業者				
			総数	主に仕事	家事の他仕事	通学のかたわら仕事	休業者		総数	うち家事	うち通学	その他
平成２年	45,585	27,211	26,179	20,858	4,001	944	376	1,032	17,895	7,179	5,661	5,055
平成７年	43,831	25,935	24,550	19,171	3,956	1,103	320	1,385	17,512	6,911	5,412	5,189
平成12年	41,251	22,880	21,748	17,222	3,120	986	420	1,132	17,086	6,508	4,720	5,858

※資料：各年「国勢調査」

（３）就業比率

性別・年齢別に就労比率をみると，15～19 歳では男女とも 15%前後が就業しています。その他の 85%は，高校・短大・大学・専門学校等に通学しているものと考えられます。20～64 歳・男性の場合，完全失業率は 4.96%であり，その他の性別・年齢区分よりも非常に高い水準となっています。

就業比率

区　　分	総　数	就業者／比率	完全失業者	労働力人口
男性	17,145	11,170／64.8%	671	11,778
15～19 歳	1,111	160／14.4%	18	178
20～64 歳	11,870	9,260／78.0%	589	9,849
65 歳以上	4,164	1,687／40.5%	64	1,751
女性	24,106	10,641／44.1%	461	11,102
15～19 歳	2,160	334／15.5%	14	348
20～64 歳	14,692	8,733／59.4%	419	9,152
65 歳以上	7,254	1,574／21.7%	28	1,602
総計	41,251	21,748／52.7%	1,132	22,880
15～19 歳	3,271	494／15.1%	32	526
20～64 歳	26,562	17,993／67.7%	1,008	19,001
65 歳以上	11,418	3,261／28.6%	92	3,353

※資料：平成 12 年「国勢調査」

（４）通勤先の状況

東山区の通勤先の状況をみると，半数以上が区内で就業しており，またそのうちの約半数が自宅での就業となっています。流出先としては，大阪府の他に滋賀県も多くなっています。東山区基本計画にある「JR 東大路駅構想」は，観光面以外でのニーズも比較的高いものと予想されます。

一方，他市区町村からの流入は，東山区からの流出を上回っており，東山区が「住むまち」であると同時に，「働く・働きに来るまち」であることを表しています。

通勤先の状況

◇東山区からの流出就業者

区　分	人　数
当地に常住する就業者	21,748
東山区内で従業	11,761
自宅	5,562
自宅外	6,199
京都市内他区での就業者	7,561
北　区	262
上京区	366
左京区	770
中京区	1,504
下京区	1,764
山科区	473
南　区	1,044
右京区	434
西京区	128
伏見区	816
京都市外での就業者	2,426
京都府内	638
宇治市	198
亀岡市	42
城陽市	39
向日市	46
長岡京市	101
八幡市	43
京田辺市	35
大山崎町	12
久御山町	77
宇治田原町	12
園部町	3
その他	30
京都府外	1,788
滋賀県	379
大阪府	1,234
兵庫県	66
奈良県	42
その他	67

◇東山区への流入就業者

区　分	人　数
当地での就業者	31,498
東山区在住	11,761
京都市内他区に常住する就業者	13,487
北　区	810
上京区	665
左京区	2,026
中京区	973
下京区	995
山科区	2,361
南　区	677
右京区	1,158
西京区	782
伏見区	3,040
京都市外に常住する就業者	6,250
京都府内	2,972
宇治市	1,270
亀岡市	249
城陽市	373
向日市	234
長岡京市	249
八幡市	180
京田辺市	132
大山崎町	37
久御山町	47
井手町	16
宇治田原町	18
山城町	16
木津町	32
精華町	35
園部町	25
八木町	24
その他	35
京都府外	3,278
滋賀県	1,665
大阪府	1,228
兵庫県	133
奈良県	191
和歌山県	2
その他	59

※資料：平成 12 年「国勢調査」

（５）産業小分類別事業所数

東山区には全国有数の観光資源があり，また京焼・清水焼，京扇子などの伝統産業やそれに関連する事業所が多いことが特徴の一つです。さらに，祇園を中心とする歓楽街や料亭などの事業所数は，京都市内の大半を占めており，伝統と華やかさが同時に存在するまちであるといえます。

東山区が占める割合の高い事業所

産業小分類	事業所数			
	京都市	東山区	比率	2位の区・比率
陶磁器・同関連製品製造業	268	178	66.4%	山科区 19.8%
陶磁器・ガラス器小売業	201	83	41.3%	左・中京区 11.4%
中古品小売業（他に分類されないもの）	253	90	35.6%	中京区 18.2%
袋物製造業	120	37	30.8%	伏見区 19.5%
畳・傘等生活雑貨製品製造業	173	52	30.1%	下京区 25.0%
料亭	420	232	55.2%	中京区 13.1%
バー・キャバレー・ナイトクラブ	3,658	2,002	54.7%	中京区 22.9%
日本料理店	198	198	21.5%	中京区 15.7%
旅館	595	127	21.3%	下京区 20.0%

※資料：「1996 年度事業所・企業統計調査」（東山・まち・みらい計画 2010 資料編）

５．住宅状況

（１）住宅所有の関係

東山区の主世帯に占める持ち家の割合は，50.4%と半数を超えています。京都市平均との大きな較差はありませんが，民営借家の割合が若干多くなっています。

住宅の所有関係

区　分	東山区	京都市
主世帯	20,180／100%	590,183／100%
持ち家	10,176／50.4%	317,464／53.8%
公営・公団・公社の借家	434／2.2%	40,014／6.8%
民営借家	9,117／45.2%	217,734／36.9%
給与住宅	453／2.2%	14,971／2.5%
間借り	470	7,989

※資料：平成 12 年「国勢調査」

（２）世帯住宅延面積

世帯の住宅延面積は，京都市平均と比べやや小さい値となっていますが，弥栄学区については，大きく上回った結果となっています。

東山区は戦前に建てられた住宅も多く残っています。また，細街路や袋路も多数

あり，住宅がかなり密集している地区があります。

住宅の立地条件からくる防火・防災等の緊急時の対応が大きな課題となっています。価格の面では，住宅地の平均価格の統計によると，1㎡あたり京都市の258,897円に対して，東山区は301,111円とかなり高い水準となっています。

東山区の一世帯あたりの住宅延面積

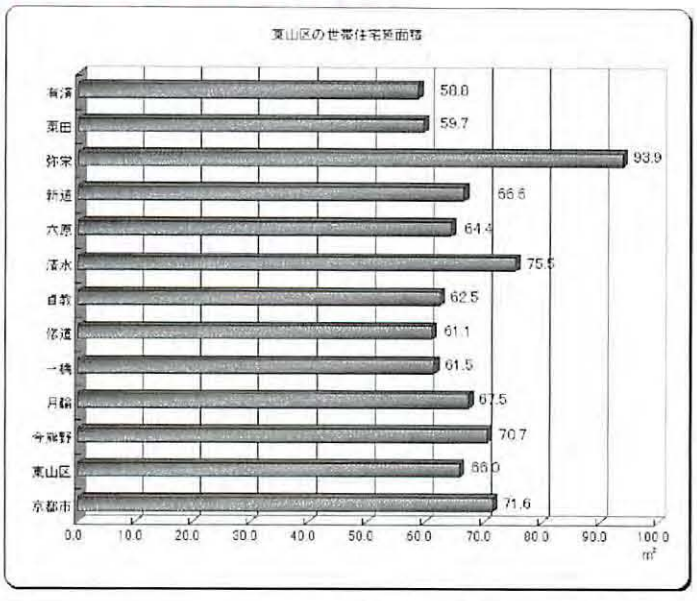

※資料：平成12年「国勢調査」

（平成13年1月1日現在：京都市総合企画局情報統計課「京都市統計情報」）

6．福祉指標

（1）児童，母子・父子関係

①年少人口の状況

年少人口は減少しています。14歳の人数に対して0歳の人数は，65%の水準でしかありません。また絶対数が少なく，近隣での身近な子育て世帯同士の接点や，就学児童をもつ親同士の交流が充分もてない状態が数値上では表れています。

東山区の年少人口の年齢別区分

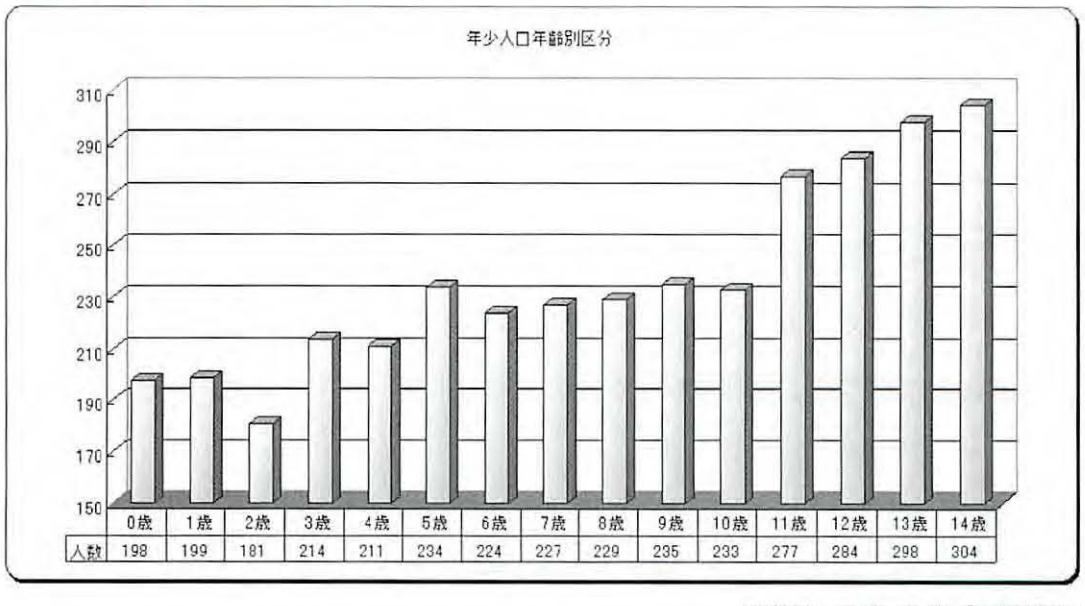

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳
人数	198	199	181	214	211	234	224	227	229	235	233	277	284	298	304

※資料：平成12年「国勢調査」

②核家族世帯における夫婦の就業状態及び子どもの有無・年齢

核家族世帯では，おおむね小学校就学前後において，「夫・妻とも就業」が次第に増加し，「夫が就業・妻が非就業」の世帯数を上回ってくる傾向にあります。育児が一段らくし，女性が生きがいや収入の確保等を目的として就業しているものと考えられます。この時期からが共働き世帯となる境目であり，保育サービスや学童クラブの役割は重要です。

核家族世帯夫婦の就業状態と子どもの年齢等

	総数	夫・妻とも就業	夫が就業・妻が非就業	夫が非就業・妻が就業	夫・妻とも非就業
夫婦のいる核家族世帯数	6,984	2,983	2,123	276	1,506
子どもなし	3,091	1,033	762	148	1,066
子どもあり	3,893	1,905	1,361	128	440
最年少の子どもの年齢　0歳	146	29	105	7	3
1歳	142	37	96	2	6
2歳	104	44	55	0	1
3歳	105	47	56	0	0
4歳	90	38	49	1	1
5歳	95	54	36	0	3
6歳	73	30	43	0	0
7歳	79	53	24	1	1
8歳	67	38	26	1	1
9歳	64	36	23	2	1
10歳	78	45	27	3	2
11歳	88	60	22	2	4
12歳	90	53	34	1	1
13歳	80	45	32	1	2
14歳	93	46	43	2	1
15歳	93	60	29	3	1
16歳	111	69	36	3	3
17歳	100	68	30	0	2
18歳	91	51	34	3	2
19歳	105	72	27	1	3
20歳～	1,999	930	534	95	402

※資料：平成12年「国勢調査」

③児童・生徒数の推移

東山区では，児童・生徒数が100人未満の学校が，小学校で4校，中学校で1校あります。児童・生徒数は年々減少を続けており，小規模校の問題の解決は従来にも増して切実となっています。

また一方では，区内には華頂女子や，京都女子，大谷など私立の小・中・高校があり，これらを含めた東山区の豊かな教育環境づくりが求められます。

東山区の小・中学校（公立）の児童・生徒数の推移

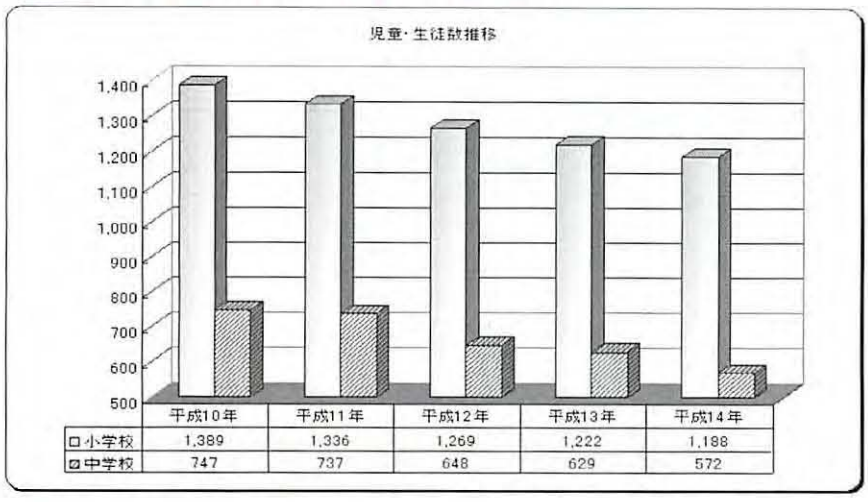

平成 14 年 5 月 1 日現在の児童・生徒数

小学校	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
東山区	1,188	174	205	190	209	196	214
有済	35	4	6	6	5	4	10
粟田	132	19	24	24	22	23	20
新道	80	9	16	13	11	16	15
六原	64	8	8	6	17	10	15
清水	89	11	16	19	10	12	21
東山	178	33	28	26	37	35	19
一橋	156	17	34	24	30	20	31
月輪	194	33	28	33	36	34	30
今熊野	260	40	45	39	41	42	53

中学校	合計	1年	2年	3年
東山区	572	163	206	203
弥栄	84	26	36	22
洛東	176	57	62	57
月輪	312	80	108	124

※資料：京都市教育委員会「教育統計調査」

④母子・父子世帯数

母子・父子世帯とは，未婚，死別又は離別の女親・男親と，その未婚の 20 歳未満の子供のみで構成される一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいますが，東山区の場合，母子については，この近年大きな変動はありません。父子の場合は，若干の減少傾向にあります。

京都市全体の母子世帯数が大きく増加しているのに反し，東山区ではほぼ変わらない数値となっています。

母子・父子世帯数の推移

	母子世帯			父子世帯		
	平成2年	平成7年	平成12年	平成2年	平成7年	平成12年
京都市	6,833	6,849	8,132	1,111	942	921
東山区	177	195	196	28	28	17
有済	10	15	17	2	1	1
粟田	10	18	20	2	2	0
弥栄	5	6	8	2	0	0
新道	18	22	21	3	3	0
六原	18	12	8	0	3	3
清水	9	22	16	2	0	1
貞教	10	10	9	1	1	2
修道	15	14	21	4	1	2
一橋	27	24	24	3	3	0
月輪	32	32	33	8	8	4
今熊野	23	20	19	1	6	4

※資料：各年「国勢調査」

（2）障害関係

①各手帳台帳登録者・交付者数の推移

身体障害手帳所持者は年々，東山区の人口減少にもかかわらず数・割合とも増加しています。また，京都市の水準と比べても高い割合となっています。所持者の年齢構成等が不明のため詳しい分析はできませんが，東山区の老年人口・比率の増加を考えると，加齢にともなって何らかの障害が出てきているとも考えられます。障害福祉・高齢福祉の区分にとどまらない，制度のあり方が求められます。

知的障害については，療育手帳の所持者の数・割合に大きな変動はありません。京都市とも同等の水準となっています。

こころの病については，精神保健福祉手帳の交付数は増加傾向にありますが，これは，こころの病をもつ人が増加したということよりも，これまで立ち遅れていた精神保健福祉施策の整備・充実によるものと考えられます。支援施策の推進，現代のストレス社会等を考えると，交付者数の増加傾向は，今後も続くものと予想されます。

これら手帳の登載・交付者数には身体障害・知的障害・精神障害のいずれもの障害があり，重複して所持している方もあります。また，障害のある方のすべてが手帳を所持しているとは限りません。人口との比率でみた場合，東山区に住まう方のうち，約11人に1人が何らかのハンディがあるとの結果が出ています。

身体障害者手帳・療育手帳台帳登載者・精神保健福祉手帳交付者数の推移

	東山区					京都市
	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成13年度
身体障害者手帳	3,160／6.77%	3,280／7.10%	3,441／7.58%	3,513／7.88%	3,588／8.14%	73,329／5.01%
療育手帳	225／0.48%	225／0.49%	232／0.51%	238／0.53%	242／0.55%	7,897／0.54%
精神保健福祉手帳	25／0.05%	63／0.14%	45／0.10%	88／0.20%	112／0.25%	4,568／0.31%
参考：人口	46,693／100%	46,230／100%	45,417／100%	44,605／100%	44,101／100%	1,462,452／100%

※資料：身体障害者・療育手帳については，東山福祉事務所調べ（各年4月1日）
精神保健福祉手帳については，東山保健所調べ（各年度末）
人口は，京都市推計人口による各年4月1日のものであり，国勢調査・住民基本台帳の数値とは異なる

②身体障害

障害種別では，「肢体不自由」と「内部障害」で全体の76.1%を占め，等級別では4級が他と比べ割合が高く，全体に占める割合は26.8%となっています。

身体障害者手帳台帳登載者内訳（等級別・障害別）

	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害					小計
					心臓	腎臓	呼吸器	ぼうこう・直腸	その他	
1級	93	7	0	174	215	139	11	0	0	639
2級	120	71	0	364	0	0	0	0	0	555
3級	48	52	29	384	148	8	71	10	0	750
4級	53	78	17	500	153	10	46	105	0	962
5級	64	9	0	274	0	0	0	0	0	347
6級	73	143	0	119	0	0	0	0	0	335
小計	451	360	46	1,815	516	157	128	115	0	3,588

＜平成13年4月1日現在＞

学区別登載者数

	身体障害者手帳台帳登載者数					
	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	小計
東山区	451	360	46	1,815	926	3,588
有済	34	27	2	113	74	250
粟田	52	35	4	158	88	337
弥栄	16	25	5	86	42	174
新道	33	34	4	130	65	266
六原	40	22	2	177	73	314
清水	47	25	5	139	61	277
貞教	26	23	1	128	57	235
修道	41	36	6	178	79	340
一橋	56	46	7	226	126	461
月輪	54	43	5	291	125	518
今熊野	52	44	5	189	126	416

※資料：平成13年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

③知的障害

療育手帳を持っている方のうち，約 46%が A（重度）となっています。また，18 歳未満の方が約 13%を占めています。

療育手帳台帳登載者内訳（等級別・年齢別）

	A（重　度）	B（中軽度）	合　　計
18 歳以上	98	113	211
18 歳未満	13	18	31
合　　計	111	131	242

＜平成 13 年 4 月 1 日現在＞

学区別登載者数

	療育手帳台帳登載者数		
	A（重度）	B（中軽度）	小計
東山区	**111**	**131**	**242**
有済	13	14	27
栗田	11	10	21
弥栄	9	7	16
新道	6	7	13
六原	4	7	11
清水	8	7	15
貞教	5	10	15
修道	8	14	22
一橋	20	12	32
月輪	17	26	43
今熊野	10	17	27

※資料：平成 13 年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

④精神障害

平成 13 年度の交付者のうち，約 55%が 2 級となっています。全交付者のなかで新規の交付者数は約 29%の割合となっています。

精神保健福祉手帳交付者内訳（等級別・学区別）

	精神保健福祉手帳交付数				
	合計	1 級	2 級	3 級	内新規
東山区	**112**	**15**	**62**	**35**	**32**
有済	6	1	3	2	1
栗田	9	0	4	5	6
弥栄	1	0	1	0	1
新道	10	1	4	5	4
六原	11	2	5	4	4
清水	5	1	2	2	3
貞教	4	0	3	1	1
修道	7	1	5	1	0
一橋	19	2	13	4	5
月輪	16	3	7	6	3
今熊野	24	4	15	5	4

※資料：平成13年度 東山保健所調べ

（３）高齢関係

平成２年からの 10 年の間に，総世帯数 0.7%減に対して単独世帯（ひとり暮らし老人世帯）数は，26.5%増，高齢者夫婦世帯数は 74.9%増となっています。京都市の水準と比較しても非常に高い割合となっています。学区別の割合をみた場合でも，高齢夫婦世帯数の急速な増加がどの学区でも起こっています。

高齢者世帯数の推移

	東山区			京都市
	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成 12 年
高齢単身世帯数 (65 歳以上の単身者世帯)	2,159／10.1%	2,418／11.2%	2,732／12.9%	51,198／8.3%
高齢夫婦世帯数 (夫 65 歳以上・妻 60 歳の夫婦のみの世帯)	1,029／4.8%	1,602／7.5%	1,800／8.5%	45,211／7.3%
参考：総世帯数	21,385／100%	21,500／100%	21,238／100%	620,327／100%

学区ごとの高齢者世帯数の推移

	高齢者単身世帯数			高齢夫婦世帯数		
	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成２年	平成７年	平成 12 年
京都市	29,616	37,737	51,198	20,824	36,259	45,211
東山区	2,159	2,418	2,732	1,029	1,602	1,800
有済	137	157	165	71	86	97
粟田	198	219	239	91	145	184
弥栄	145	142	138	37	48	50
新道	233	263	277	51	110	134
六原	224	247	265	105	165	175
清水	195	222	244	80	111	133
貞教	118	140	188	69	110	121
修道	179	188	237	123	187	186
一橋	289	291	357	131	217	249
月輪	248	286	343	129	231	248
今熊野	193	263	279	142	192	223

※資料：各年「国勢調査」

（４）生活保護関係

平成 14 年度 4 月時点の保護状況は，1,141 世帯，1,429 人が受給しており，保護率は 32.5‰となっています。10 年前の平成 4 年度では，33.7‰であり，その後微減を続けていましたが，長引く不況等の影響もあり，近年では増加の傾向にあります。また，京都市水準と比較した場合，東山区の保護率は 10 ポイント以上上回っています。

被保護世帯数等の推移

		世帯数	人口	被保護世帯数	被保護人員	保護率
東山区	平成 11 年度	20,238	45,310	1,071	1,366	30.1‰
	平成 12 年度	20,759	45,371	1,074	1,358	29.9‰
	平成 13 年度	20,715	44,100	1,080	1,347	30.5‰
	平成 14 年度	20,885	43,987	1,141	1,429	32.5‰
京都市　平成 14 年度		620,327	1,467,785	21.445	32,204	21.9‰

※資料：各年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

7．制度・施策の状況

（1）児童，母子・父子関係

①保育園・所入所（申込）状況　　＜各年度 4 月 1 日現在＞

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 14 年度 入所児童数	平成 14 年度 待機児童数
東山区	93	94	92	89	3
有済	5	5	6	6	0
粟田	9	13	11	11	0
弥栄	2	3	3	3	0
新道	5	7	4	4	0
六原	9	7	11	11	0
清水	2	5	5	5	0
貞教	1	6	8	8	0
修道	11	12	8	8	0
一橋	12	11	10	10	0
月輪	16	8	12	10	2
今熊野	21	17	14	13	1

※資料：平成 14 年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

②学童クラブ事業登録状況（4 児童館・2 学童保育所合計）

	1 年	2 年	3 年	合計
平成 14 年 4 月 1 日	53	49	33	135
平成 14 年 10 月 1 日	47	50	27	124

※資料：京都市保健福祉局児童家庭課調べ

平成 14 年 10 月より学童クラブ事業は有料化された

③児童手当支給状況

義務教育就学前の児童を養育している方を対象に支給，世帯の収入により所得制限がある

【福祉事務所地域福祉係】

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
受給世帯数	335	639	780

※資料：平成 14 年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

④子育て支援短期利用事業

親などの疾病・出産・病気看護等で，家庭での養育が一時的に困難になった子どもについては短期間（ショートステイ事業），親などが残業等で帰宅が夜間に及ぶことが多い家庭の子どもについては親が帰宅するまでの間（トワイライトステイ事業），乳児院，児童養護施設，母子生活支援施設で預かる

【福祉事務所支援係】

利用日数		平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
ショートステイ事業	母子父子世帯	0	2	269
	その他の世帯	0	2	0
トワイライトステイ事業		0	0	0

※資料：平成 14 年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

⑤乳幼児医療費支給状況

3 歳未満の乳幼児の入院・通院にかかる医療費（医療保険の自己負担額）を支給，生活保護等他の医療費支給制度受給者は対象外

【福祉事務所地域福祉係】

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
受給数数	599	595	595

※資料：平成 14 年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

⑥乳幼児健康診査状況

乳幼児に対して保健所で健康診査，保健指導を実施，さらに精密健康診査を要するときは公費負担がある

【保健所健康づくり推進課】

	4 ヵ月	8 ヵ月	その他	1 歳 6 ヵ月	3 歳
平成 12 年度	195	180	57	192	184
平成 13 年度	241	201	99	194	171

※資料：平成13年 東山保健所「保健統計年報」

⑦母子家庭等医療費支給状況

母子家庭の児童とその母等，及び父母のいない児童に対し医療費（医療保険の自己負担額）を支給，父親に重度の障害がある場合にも支給対象となる

【福祉事務所地域福祉係】

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
受給数数	521	576	396

※資料：平成 14 年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

⑧母子・寡婦福祉資金貸付状況

母子世帯及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図るための資金を低利，または無利子で貸し付けている，貸付件数の大半が修学関係であり，母子家庭の教育費負担の一部となっている

【福祉事務所支援係】

	母子福祉資金			寡婦福祉資金		
	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
貸付件数	31	13	27	1	0	1

※資料：平成 14 年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

⑨子ども支援センター

区内の子育て支援ネットワークの拠点として，相談員・地域活動員を配置し，子どもと家庭の福祉に関する総合相談を行うとともに，虐待やいじめなどの早期発見や早期対応のための連絡会議の設置等，関係機関のネットワークづくりや，地域子育て支援ステーションの支援等を行っている，福祉事務所内に設置

相談室における相談状況

		平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	構成比
性格・習慣		71	21	195	24.7%
知能・言語		8	7	52	6.6%
学校生活等	人間関係	1	5	85	10.7%
	不登校	30	0	27	3.4%
	その他	31	5	137	17.3%
非　行		0	0	0	-
家族関係	虐　待	84	49	75	9.5%
	その他			146	18.5%
環境福祉		2	0	0	-
心身障害		0	0	33	4.2%
その他		23	27	40	5.1%
合　計		250	114	790	100%

※資料：平成 14 年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

（２）障害関係

①施設利用（措置等）の状況

身体障害，知的障害のある方の更生や社会的自立をすすめ，また生きがいを高めるための相談に応じ，必要な治療や指導，訓練，あるいは知識技能の習得のための施設を紹介したり，入所措置等を行っている

【福祉事務所支援係】

施設種別 ＜平成13年度3月末現在＞				市内の施設	市外の施設	合計
身体障害者施設	入所施設	更生施設	肢体不自由	3	0	3
			視覚障害	1	1	2
			聴覚・言語障害	3	0	3
		重度更生施設		0	0	0
		療護施設		3	3	6
		授産施設		0	1	1
		重度授産施設		0	2	2
		小　計		10	7	17
	通所施設	更生施設	肢体不自由	1	0	1
			視覚障害	3	0	3
			聴覚・言語障害	0	0	0
		授産施設		5	0	5
		重度授産施設		0	0	0
		デイサービスセンター		0	0	0
		小　計		9	0	9
	他	福祉工場		0	0	0
		共同作業所		3	0	3
知的障害者施設	入所施設	更生施設		11	19	30
		授産施設		0	6	6
		通勤寮		0	0	0
		小　計		11	25	36
	通所施設	更生施設		2	0	2
		授産施設		18	0	18
		デイサービスセンター		0	0	0
		小　計		20	0	20
	他	福祉工場		2	0	2
		共同作業所		17	0	17

※資料：平成14年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

②更生医療給付状況

身体に障害のある方に対して，身体障害者手帳に記載されている機能障害を除去または軽減し，日常生活や職業上，適応するよう改善する医療を給付している

【福祉事務所支援係・地域福祉係】

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
視覚障害	0	0	0
聴覚機能障害	0	0	0
そしゃく機能障害	0	0	0
肢体不自由	11	6	7
心臓機能障害	47	43	69
腎臓機能障害	79	91	91
その他	0	0	1
合　計	137	140	168
身体障害者手帳台帳登載者数	3,513	3,588	3,234
給付割合（%）	3.9	3.9	5.2

※資料：平成14年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

③重度心身障害者医療費支給状況

心身に重度の障害（身体障害者手帳1級・2級，療育手帳A所持者等）があり，医療保険に加入している方が，保険による医療を受けた場合，医療費の自己負担分を助成

【福祉事務所支援係・地域福祉係】

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
重度心身障害者医療費支給状況	257	234	233

＜各年度3月末現在＞

		平成11年度	平成12年度	平成13年度
障害者医療受給者証交付状況	身体障害者手帳所持者 1級	103	105	94
	身体障害者手帳所持者 2級	82	84	87
	療育手帳A所持者等	46	51	51
	重複障害	0	0	1
	合　計	257	240	233

※資料：平成14年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

④補装具の交付・修理

身体に障害のある方の障害のある部分を補って，日常生活の負担を軽減することを目的に，補装具の交付と修理を行っている

【福祉事務所支援係】　　＜平成 13 年度中＞

	交付件数	修理件数
視覚障害のある方	27	3
聴覚障害のある方 音声言語機能障害のある方	28	139
肢体不自由の障害のある方	39	52
ぼうこうまたは直腸機能障害のある方	232	52
合　計	326	194

※資料：平成 14 年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

⑤日常生活用具の給付・貸与

重度の障害のある方の家庭生活を営むうえでの不便や，自立生活を営むうえでの負担を軽減するため，日常生活用具の給付や貸与を行っている

【福祉事務所支援係】　　＜平成 13 年度中＞

	件数
視覚障害のある方	33
視覚及び聴覚障害のある方	0
聴覚・音声・言語障害のある方	8
肢体不自由の障害のある方	18
知的障害のある方	0
その他	10
合　計	69

※資料：平成 14 年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

⑥在宅福祉サービス

障害者の自立した日常生活を営むための在宅サービスとして各種ヘルパー派遣事業を実施している

【福祉事務所支援係】　　＜平成 13 年度 3 月末＞

	派遣状況
全身性障害者介護人派遣	0
障害児者ホームヘルプサービス	33
ガイドヘルパー派遣	5

※資料：平成 14 年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

⑦障害児者デイ銭湯事業

障害等により入浴が困難な方に，ボランティアによる銭湯での入浴を提供している

【東山区社会福祉協議会（実行委員会形式)】

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
参加者数	93	112	122

※資料：各年度 東山区社会福祉協議会「事業報告書」

（３）高齢関係

①すこやか生活支援事業

介護保険の対象とならないものの，在宅での生活を維持するうえで援助が必要な高齢者の方に対して，各種サービスを提供し介護予防と自立生活の支援を行っている

○すこやかホームヘルプサービス

概ね 60 歳以上の自立認定者で，在宅での生活を維持するのに支援を要する方へホームヘルパーを週 1 回 2 時間程度派遣し家事援助を行っている

○すこやかデイサービス（旧措置者等生活支援デイサービス）

平成 11 年度中に老人デイサービスセンターを利用していた方で自立と認定された方，及び概ね 60 歳以上 65 歳未満の方で，要支援・要介護の判定と同等の状態にある方を対象に，老人デイサービスセンターにおいて，概ね週 1 回，送迎・入浴・食事などのサービスを提供している

○すこやかショートステイ

概ね 60 歳以上の方で，家族の事情等により家庭において養護を受けられない方に対し，一時的に養護老人ホーム等に入所していただく

【福祉事務所長寿社会課】

	平成 12 年度	平成 13 年度
すこやかホームヘルプサービス	35 人	619 回
すこやかデイサービス	1 人	22 人
すこやかショートステイ	0 人	76 人

※資料：各年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

○健康すこやか学級

概ね60歳以上の方で，自立と認定された方などを対象に，学校等の余裕教室を利用し約4時間程度で健康状態の確認や，レクレーション等を提供する

【東山区社会福祉協議会・各学区社会福祉協議会】

	平成12年度	平成13年度
実施学区数	10学区	11学区
実施回数	41回	116回

※資料：各年度 東山区社会福祉協議会「事業報告書」

②日常生活用具（介護保険対象外）の給付

長期間にわたり在宅で寝たきりの状態や痴呆性の65歳以上の方，または虚弱な独居高齢者の生活の安全や，家庭での介護を支援するため介護保険対象外の日常生活用具を給付している

【福祉事務所長寿社会課】

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
火災報知器	10	12	9
自動消火器	11	12	9
電磁調理器	39	21	21
失禁シーツ	65	28	27
湯沸器	16	1	1
合　計	141	74	67

※資料：平成14年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

③緊急通報システム（あんしんネット119）の貸与

概ね65歳以上の独居高齢者や高齢者単独世帯で，緊急時に機敏な行動がとれない方に，消防局や近隣協力員をはじめとする地域の協力を得て，ボタン等を押すだけで自動的に消防局に通報される専用機を貸与している

【福祉事務所長寿社会課】

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
稼動状況	581	678	698

※資料：平成14年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

④配食サービス

65歳以上の独居や高齢者単独世帯で，要介護認定において要支援・要介護と判定された方のうち，身体状況等により自ら買物，調理ができない方を対象に，栄養のバランスがとれた昼食を

お届けしている

【京都市社会福祉協議会・各実施施設】

	平成12年度	平成13年度
実施箇所数	2箇所	2箇所
登録者数	105	116
配食数	12,639	14,934

※資料：京都市社会福祉協議会地域福祉部調べ

⑤老人保健・医療の給付

○老人保健医療の給付

満70歳以上の方（65歳以上で一定の障害のある方を含む）で，医療保険（国民健康保険等）に加入している方に対し医療費を支給している

○老人医療費の支給

医療保険（国民健康保険等）に加入している65歳以上70歳未満の方で，本人・配偶者・扶養義務者が所得税非課税である方，または所得が一定額以下で寝たきりの方・独居の方・高齢者世帯等に属する方に対し，老人保健医療に準じた助成を行っている

○重度障害老人健康管理費の支給

重度の障害のある老人保健医療受給者に対して，認定シールを交付し，窓口で支払う老人保健の一部負担金相当額を支給し，重度障害のある高齢者の健康管理に要する費用を助成している

【福祉事務所長寿社会課】

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
老人保健医療	8,008	8,224	8,389
老人医療費	410	429	449
重度障害老人健康管理	510	538	533

※資料：平成14年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

⑥敬老乗車証の発行

70歳以上の高齢者に対して，社会参加や生きがいの向上のため，市バスや地下鉄の無料乗車証

を交付している

【福祉事務所地域福祉係】

	平成8年度	平成10年度	平成12年度
交付状況	6,698	6,698	6,827

※資料：平成14年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

⑦敬老記念品の贈呈

満88歳になられる方，また100歳以上の方に対し記念品を贈呈し，長寿を祝っている

【福祉事務所長寿社会課】

	敬老記念品（満88歳）贈呈者			100歳以上の高齢者		
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
贈呈者数	172	166	178	11	11	17

※資料：平成14年度 東山福祉事務所「福祉施策事業概要」

⑧訪問指導

原則として介護保険等による同様のサービスを受けておられない40歳以上の方で，健康管理が必要な要介護状態になる恐れのある方，家族介護を担う方を対象に，保健師等が家庭での療養や，病気の予防，福祉用具の利用方法等について指導している

【保健所健康づくり推進課】

平成13年度 実施状況	延人員		
	40～64歳	65～69歳	70歳以上
生活習慣病要指導者	87	41	23
個別健康教育対象	40	23	-
介護予防	42	38	68
介護家族	8	1	7
寝たきり者	-	6	-
痴ほう	-	2	27
その他	10	4	9

※資料：平成13年度 東山保健所調べ

⑨要介護認定

介護サービスを利用するには，介護が必要な状態であるとの認定を受けることが必要となり，専門の調査員による心身の状態に関しての面接とかかりつけ医の意見書をもとにして，審査を行い判定される

【福祉事務所長寿社会課】

		東山区		京都市
		平成12年度末	平成13年度末	平成13年度末
非該当（自立）	自立可能な状態	15／0.9%	22／1.2%	438／1.1%
要支援	社会的支援を要する状態	167／10.5%	234／12.3%	3,970／9.6%
要介護1	部分的な介護を要する状態	438／27.7%	605／31.8%	12,613／30.5%
要介護2	軽度の介護を要する状態	303／19.1%	344／18.1%	8,627／20.8%
要介護3	中等度の介護を要する状態	262／16.6%	269／14.2%	5,884／14.2%
要介護4	重度の介護を要する状態	228／14.4%	222／11.7%	4,948／12.0%
要介護5	最重度の介護を要する状態	171／10.8%	205／10.8%	4,892／11.8%
合　計		1,584／100%	1,901／100%	41,372／100%

※資料：京都市保健福祉局介護保険課調べ

（4）その他

①地域福祉権利擁護事業

痴呆や障害などにより判断能力が充分ではない方を対象に契約を締結し，その方の意向を踏まえた「支援計画」を作成して福祉サービスの利用手続きの援助や代行，福祉サービス利用料の支払いなどを行っている

【京都市社会福祉協議会】

	平成12年度	平成13年度	平成14年度（15年2月まで）
痴呆性高齢者	-	1	1
知的障害者	-	-	-
精神障害者	-	-	-
その他	-	-	-

※資料：京都市社会福祉協議会地域福祉部調べ　＜平成15年2月現在：契約準備2件あり＞

②生活福祉資金貸付事業

低所得者，障害者または高齢者の世帯を対象に，経済的自立及び生活意欲の助長等を図り，安定した生活を営むことを目的に，資金の貸付と民生委員による必要な生活支援を行っている

【京都府社会福祉協議会・東山区社会福祉協議会】

貸付中	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
件数	109	119	117	125	138
金額	69,886,691	71,993,209	69,418,577	70,344,828	72,192761
平成13年度内訳	更正資金　20件 16,136,122円	障害更正　4件 5,096,450円	生活資金　4件 3,267,000円	福祉資金　12件 5,300,358円	住宅資金　12件 3,104,256円
	修学資金　75件 33,756,900円	療養・介護　2件 278,760円	災害援護　9件 5,252,915件		

※資料：京都府社会福祉協議会民生課調べ

8．社会資源の状況

（１）学区のおもな社会資源の状況

有済学区

＜教育＞

○有済小学校・ふれあいサロン

＜保健福祉医療＞

☆京都市三条乳児保育所

☆京都市三条学童保育所

＜自治＞

●有済会館（センター）

＜行政＞

◎三条コミュニティセンター

粟田学区

＜教育＞

○粟田小学校・ふれあいサロン

＜保健福祉医療＞

☆京都市三条保育所

☆交流ひろばライフアート共同作業所

☆京都市粟田老人デイサービスセンター

☆京都市粟田在宅介護支援センター

弥栄学区

＜教育＞

○弥栄中学校・ふれあいサロン

○華頂学園（幼稚園・中高校・短大）

＜保健福祉医療＞

☆平安養育院

☆セルフサポートセンター東樹

☆京都市むくの木学園

☆大照学園（児童部・授産部・更生部）

☆東山老人いこいの家

＜自治＞

●弥栄自治会館

新道学区

＜教育＞

○新道小学校・ふれあいサロン

＜保健福祉医療＞

☆光保育園

☆京都市新道児童館

六原学区

＜教育＞

○六原小学校・ふれあいサロン

○洛東中学校

＜保健福祉医療＞

☆善立寺保育園

☆テンダーハウス分場

☆訪問看護ステーションきよみず

☆京都府立洛東病院

＜行政＞

◎京都府松原警察署

清水学区

＜教育＞

○清水小学校・ふれあいサロン

＜保健福祉医療＞

☆真覚寺保育園

☆京都市清水児童館

☆京都市東山老人福祉センター

＜自治＞

●清水自治会館

＜行政＞

◎東山区役所（福祉事務所・保健所）

◎消防署

＜その他＞

□東山青少年活動センター

貞教学区

＜教育＞

○貞教幼稚園

○貞教ふれあいサロン

＜保健福祉医療＞

☆訪問看護ステーションどんぐり

☆原田病院

＜自治＞

●貞教自治会館

修道学区

＜教育＞

○東山小学校・ふれあいサロン

○京都女子学園（小中高校，短大・大学）

＜保健福祉医療＞

☆小松谷保育園　　☆小松谷児童館

☆なづな学園

☆協働作業所新明塾工房ソラ東山教室

☆京都市東山老人デイサービスセンター

☆京都市東山在宅介護支援センター

☆うままち訪問看護ステーション

☆京都専売病院

＜自治＞

●修道自治会館

一橋学区

＜教育＞

○泉山幼稚園

○一橋小学校・ふれあいサロン

○月輪中学校

○真宗大谷学園（中・高等学校）

＜保健福祉医療＞

☆昭和保育園

☆愛友保育園

☆一橋学童保育所

☆塩小路デイサービスセンター

☆京都第一赤十字病院

☆三聖病院

今熊野学区

＜教育＞

○京都女子学園（幼稚園）

○今熊野小学校・ふれあいサロン

＜保健福祉医療＞

☆永興保育園

☆京都市今熊野児童館

☆くすの木共同作業所

☆今熊野老人いこいの家

月輪学区

＜教育＞

○慧日幼稚園

○月輪小学校・ふれあいサロン

○日吉ケ丘高等学校

○京都韓国学園（中・高等学校）

＜保健福祉医療＞

☆東福寺保育園

☆ペンギンの家共同作業所

☆養護老人ホーム洛東園

☆特別養護老人ホーム洛東園

☆洛東園デイサービスセンター

☆京都市在宅介護支援センター洛東園

☆京都市在宅介護支援センター第二久野病院

☆久野病院

☆第二久野病院

＜自治＞

●柿本町会館

●御所ノ内町南部会館

●本多山会館

●白嶌自治会館

●本町 19 丁目集会所

※基本は所在地においていますが，敷地が複数の学区にわたるなものなどについては，「福祉・防災マップ」等を参照しました。このため国勢調査等の統計とは若干異なっています。

【その他参照資料】福祉事務所「施策事業概要」，子ども支援センター「東山子育てちょっと情報」，保健所「統計年報」，京都市「地域統計要覧」，京都市「障害者福祉のしおり」

（２）東山区の社会資源の状況

①児童福祉関係施設

基本データ

	京都市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区
総人口／比率	1,467,785 ／100%	126,125 ／8.6%	84,187 ／5.7%	171,556 ／11.7%	95,038 ／6.5%	44,813 ／3.0%
5歳未満人口 ／比率	62,488 ／4.3%	4,749 ／3.8%	2,464 ／2.9%	5,972 ／3.5%	3,276 ／3.4%	1,003 ／2.2%
15歳未満人口 ／比率	185,896 ／12.7%	14,995 ／11.9%	8,060 ／9.6%	18,930 ／11.0%	9,670 ／10.2%	3,548 ／7.9%
（参考）出生数 ／比率	12,524 ／8.5	887 ／7.1	517 ／6.2	1,137 ／6.6	681 ／7.0	220 ／5.0
	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
総人口／比率	137,624 ／9.4%	71,212 ／4.9%	97,820 ／6.7%	195,573 ／13.3%	155,928 ／10.6%	287,909 ／19.6%
5歳未満人口 ／比率	6,419 ／4.7%	2,343 ／3.3%	4,485 ／4.6%	8,405 ／4.3%	8,875 ／5.7%	14,494 ／5.0%
15歳未満人口 ／比率	18,343 ／13.3%	6,960 ／9.8%	13,151 ／13.4%	25,448 ／13.0	25,202 ／16.2%	41,584 ／14.4%
（参考）出生数 ／比率	1,304 ／9.5	503 ／7.0	919 ／9.4	1,660 ／8.5	1,715 ／11.0	2,981 ／10.4

※資料：総人口～15歳未満人口　平成12年「国勢調査」

出生数　平成13年東山保健所「保健統計年報」

	京都市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区
助産施設	10	0	1	1	3	1
母子生活支援施設	3	0	0	1	0	0
児童養護施設	8	1	1	1	0	1
知的障害児施設・知的障害児通園施設	10	2	1	0	0	2
保育所・保育園	242	21	11	30	13	10
児童館・学童保育所	114	8	5	12	6	6
	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
助産施設	1	0	0	0	1	2
母子生活支援施設	0	0	0	2	0	0
児童養護施設	0	0	0	0	3	1
知的障害児施設・知的障害児通園施設	0	0	0	0	1	4
保育所・保育園	19	10	30	26	21	51
児童館・学童保育所	10	4	14	10	13	26

※資料：平成14年度版「民生委員・児童委員手帳」

②身体障害者福祉関係施設

基本データ

	京都市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区
総人口／比率	1,467,785 ／100%	126,125 ／8.6%	84,187 ／5.7%	171,556 ／11.7%	95,038 ／6.5%	44,813 ／3.0%
身体障害者手帳台帳登載者	68,877	5,828	4,334	7,964	5,228	3,234
	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
総人口／比率	137,624 ／9.4%	71,212 ／4.9%	97,820 ／6.7%	195,573 ／13.3%	155,928 ／10.6%	287,909 ／19.6%
身体障害者手帳台帳登載者	5,648	3,989	5,993	8,700	5,017	12,942

※資料：総人口は平成 12 年「国勢調査」，台帳登載者数は各福祉事務所調べ，ただし基準日が平成 14 年 3 月末前後で若干異なる

	京都市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区
身体障害者療護施設	2	0	0	0	0	0
身体障害者授産施設	1	0	0	0	0	0
身体障害者通所授産施設	6	1	0	0	2	0
身体障害者デイサービスセンター	4	0	0	0	0	0
身体障害者共同作業所	12	0	2	0	2	1
小規模通所授産施設	4	2	0	1	0	0
	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
身体障害者療護施設	0	0	0	0	2	0
身体障害者授産施設	0	0	0	0	1	0
身体障害者通所授産施設	1	0	1	0	0	1
身体障害者デイサービスセンター	0	0	0	0	2	2
身体障害者共同作業所	2	0	1	1	1	2
小規模通所授産施設	0	0	0	0	1	0

※資料：平成14年度版「民生委員・児童委員手帳」

③知的障害者福祉関係施設

基本データ

	京都市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区
総人口／比率	1,467,785／100%	126,125／8.6%	84,187／5.7%	171,556／11.7%	95,038／6.5%	44,813／3.0%
療育手帳台帳登載者	8,023	655	428	897	465	254
	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
総人口／比率	137,624／9.4%	71,212／4.9%	97,820／6.7%	195,573／13.3%	155,928／10.6%	287,909／19.6%
療育手帳台帳登載者	775	380	631	974	748	1,816

※資料：総人口は平成12年「国勢調査」，台帳登載者数は各福祉事務所調べ，ただし基準日が平成14年3月末前後で若干異なる

	京都市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区
知的障害者更正施設	5	0	0	0	0	1
知的障害者授産施設	17	0	0	5	2	3
知的障害者デイサービスセンター	6	0	0	1	0	0
知的障害者共同作業所	33	3	1	5	5	2
小規模通所授産施設	4	2	0	1	0	0
	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
知的障害者更正施設	0	0	1	0	2	1
知的障害者授産施設	1	0	1	1	1	3
知的障害者デイサービスセンター	1	0	1	1	1	1
知的障害者共同作業所	3	3	1	1	3	6
小規模通所授産施設	0	0	0	0	1	0

※資料：平成14年度版「民生委員・児童委員手帳」

④精神保健福祉関係施設

基本データ

	京都市	東山区
総人口／比率	1,467,785／100%	44,813／3.0%
精神保健福祉手帳交付数	4,568	112

※資料：総人口は平成 12 年「国勢調査」，手帳交付者数は東山区については保健所調べ，京都市については京都市こころの健康増進センター調べ，行政区ごとの統計なし

	京都市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区
精神障害者グループホーム	7	1	0	0	1	0
地域生活支援センター	2	0	0	0	1	0
ふれあい交流サロン	3	0	0	0	1	0
精神障害者授産施設	2	0	0	0	1	0
精神障害者共同作業所	25	5	1	3	5	1
	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
精神障害者グループホーム	2	0	0	1	0	2
地域生活支援センター	0	0	0	0	0	1
ふれあい交流サロン	0	0	1	0	1	0
精神障害者授産施設	0	0	0	0	0	1
精神障害者共同作業所	3	1	1	1	3	1

※資料：京都市こころの健康増進センター「まいぺえす（第2版）」，平成 14 年度版「民生委員・児童委員手帳」

⑤高齢福祉関係施設

基本データ

	京都市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区
総人口／比率	1,467,785 ／100%	126,125 ／8.6%	84,187 ／5.7%	171,556 ／11.7%	95,038 ／6.5%	44,813 ／3.0%
65 歳以上人口 ／比率	252,963 ／17.2%	23,520 ／18.6%	18,713 ／22.2%	31,778 ／18.5%	19,511 ／20.5%	11,418 ／25.5%
75 歳以上人口 ／比率	108,031 ／7.4%	10,401 ／8.2%	8,510 ／10.1%	14,129 ／8.2%	8,862 ／9.3%	5,220 ／11.6%
65 歳以上の高齢夫婦世帯数／比率	34,208 ／5.8%	3,326 ／6.7%	2,602 ／7.4%	4,504 ／6.4%	2,655 ／6.2%	1,416 ／6.7%
65 歳以上の高齢単身世帯数／比率	63,686 ／10.7%	5,687 ／11.5%	4,591 ／13.0%	8,451 ／12.0%	5,267 ／12.4%	3,678 ／17.5%
	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
総人口／比率	137,624 ／9.4%	71,212 ／4.9%	97,820 ／6.7%	195,573 ／13.3%	155,928 ／10.6%	287,909 ／19.6%
65 歳以上人口 ／比率	21,101 ／15.3%	16,305 ／22.9%	16,326 ／16.7%	31,663 ／16.2%	19,534 ／12.5%	43,094 ／15.0%
75 歳以上人口 ／比率	8,825 ／6.4%	7,493 ／10.5%	6.603 ／6.8%	13,129 ／6.7%	7,680 ／4.9%	17,179 ／6.0%
65 歳以上の高齢夫婦世帯数／比率	2,675 ／4.9%	2,191 ／6.8%	2,030 ／5.1%	4,251 ／5.6%	2,854 ／5.0%	5,704 ／5.0%
65 歳以上の高齢単身世帯数／比率	5,036 ／9.2%	4,254 ／13.1%	4,281 ／10.8%	7,295 ／9.6%	4,015 ／7.0%	11,131 ／9.7%

※資料：総人口～75 歳以上人口　平成 12 年「国勢調査」

世帯数　平成 13 年 1 月 1 日現在：京都市総合企画局情報統計課「京都市統計情報」

	京都市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区
老人福祉センター	1種 9 2種 7	2種 1	1種 1	1種 1	2種 1	2種 1
老人いこいの家	8	0	1	1	1	2
養護老人ホーム	8	1	0	1	0	1
特別養護老人ホーム	45	5	1	6	1	1
通所介護・デイサービスセンター	100	14	8	9	6	4
在宅介護支援センター	83	6	4	9	4	4
ケアハウス	8	1	0	1	1	0
痴ほう性高齢者グループホーム	21	5	1	3	0	0
老人保健施設	28	1	0	7	2	0
居宅介護支援事業所	370	34	34	48	33	17
訪問入浴介護	15	1	0	0	2	0
訪問介護・ホームヘルパー	172	12	14	17	17	8
訪問看護（ステーション）	521	51	44	85	51	20
訪問リハビリテーション	127	12	13	22	16	3
通所リハビリテーション	83	3	7	15	10	2
短期入所生活介護・ショートステイ	48	6	1	6	1	1
	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
老人福祉センター	1種 1 2種 1	1種 1	1種 1 2種 1	1種 1 2種 1	1種 1	1種 2 2種 1
老人いこいの家	0	1	0	2	0	0
養護老人ホーム	0	0	0	3	0	2
特別養護老人ホーム	4	2	4	4	6	11
通所介護・デイサービスセンター	7	6	9	8	8	21
在宅介護支援センター	9	7	7	7	8	18
ケアハウス	1	0	0	0	0	4
痴ほう性高齢者グループホーム	4	1	0	1	4	2
老人保健施設	4	2	0	2	2	8
居宅介護支援事業所	31	28	23	31	26	65
訪問入浴介護	1	1	2	2	1	5
訪問介護・ホームヘルパー	12	17	12	12	12	39
訪問看護（ステーション）	23	38	38	44	36	91
訪問リハビリテーション	5	10	7	12	13	14
通所リハビリテーション	7	9	2	7	6	15
短期入所生活介護・ショートステイ	4	2	4	4	6	13

※資料：老人福祉センター～老人保健施設は平成14年度版「民生委員・児童委員手帳」

居宅介護支援事業所～短期入所生活介護は（財）京都SKYセンター「京都府高齢者総合相談センターホームページ　*http://www.joho-kyoto.or.jp/~skysodan/*」

⑥その他

基本データ

	京都市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区
総人口／比率	1,467,785 ／100%	126,125 ／8.6%	84,187 ／5.7%	171,556 ／11.7%	95,038 ／6.5%	44,813 ／3.0%
	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
総人口／比率	137,624 ／9.4%	71,212 ／4.9%	97,820 ／6.7%	195,573 ／13.3%	155,928 ／10.6%	287,909 ／19.6%

※資料：平成 12 年「国勢調査」

	京都市	北区	上京区	左京区	中京区	東山区
公園数／面積㎡	750 ／6,550132	47 ／172,976	18 ／695,000	97 ／1,260,056	25 ／74,343	13 ／102,184
病院数	117	13	10	16	12	7
一般診療所	1,647	150	119	234	187	74
歯科診療所	825	72	57	96	112	30
青少年活動センター	7	1	0	0	1	1
映画館	27	0	2	0	17	2
公衆浴場	364	34	41	47	49	31
図書館	19	1	0	2	2	1
	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区
公園数／面積㎡	69 ／334,355	26 ／172,382	82 ／529,171	58 ／376,967	101 ／1,982,340	214 ／850,358
病院数	8	8	7	11	7	18
一般診療所	111	173	100	165	106	228
歯科診療所	62	82	46	83	67	118
青少年活動センター	1	1	1	0	0	1
映画館	0	0	1	4	0	1
公衆浴場	15	39	29	38	9	32
図書館	1	1	3	1	2	5

※資料：公園数～歯科診療所は京都市総合企画局情報統計課 平成 13 年版「とうけいでみるきょうと」，青少年活動センターは平成 14 年度版「民生委員・児童委員手帳」，映画館～公衆浴場は京都市保健福祉局 平成 11 年版「京都市衛生年報」，図書館は京都市総合企画局情報統計課平成 12 年版「京都市統計書」

Ⅲ. 東山区社会福祉協議会の現状と課題

東山区社会福祉協議会は昭和 27 年に任意団体として発足以来，平成 14 年をもって創設 50 年をむかえるなかで，特に平成 6 年度区社協法人化以後の地域福祉活動の取組みを中心として，今後取組むべき方向性を展望するために，これまでの成果と課題を 7 項目に分け分析します。

1．学区社会福祉協議会（小地域福祉）活動
2．ボランティア活動・福祉教育
3．当事者の支援・組織化
4．福祉サービス機能
5．地域福祉ネットワーク
6．情報収集・提供，相談活動
7．東山区社会福祉協議会

1．学区社会福祉協議会（小地域福祉）活動

1．社会福祉協議会の基本的な活動は，住民主体の原則にもとづいた福祉コミュニティづくりを支援することを目的としています。すなわち，住民みずからが自分たちの暮らす小地域において主体的に活動し，住民組織化を図ることにより，住民福祉の増進を図ることを目指しています。京都市域においてはこの基本となる小地域を「学区」であるとし，学区社会福祉協議会（学区社協）の育成・支援に努めてきました。したがって，学区社協の充実・発展が東山区社協の主軸ともいうべき重要な機能や活動であるといえます。この方針自体は，現在も変わらずに受け継がれています。

学区とは？

近代の京都市域において，小学校区を基本に形成・再編されてきた住民自治の単位であるとともに，行政末端の基礎的単位。再編・分割はあるものの（元）学区として実質的には住民自治組織の包括的基礎区域として，行政上・統計上の単位として機能している。

2．東山区には 11 の学区（元学区）があり，そのすべてに学区社協が組織されています。最も早いもので昭和 42 年の新道，貞教学区にはじまり昭和 56 年までにすべての学区社協が設立されました。学区社協の組織化に際しては幅広い住民の参加・協力を得ることに力点を置きながら伝統的な地域の自治組織に依拠して進めてきました。各学区社協はそれぞれの地域の特性・事情にあわせて形成され，その構成も 11 学区それぞれ異なる形態をとっていますが，その多くが学区における福祉，保健，教育，防災などにかかわる諸団体・施設，関係者を含めて組織されています。

3．学区社協が発足して間もない頃の特徴的な活動としては，新道社協が取組んだ子どもたちを事故から守り，安全育成することを目的とした“第 1 種児童館の設立運動”や，有済社協（当時の名称は有済区民福祉協議会）の“自治・福祉活動の拠点づくり”，“児童公園の設立運動”があります。また，修道社協の“病院建設場所反対運動”に代表されるような，住民に共通して存在する生活・環境問題を取り上げ，共通認識を基盤にその解決のための運動として展開するスタイルが多く見られました。つまり学区社協の活動の基本には，アンケートや懇談会などを通じて得られたコンセンサスを前提としていました。このこともあり，当時の学区社協の組織形態は，町内会・自治会を中心とする自治連合（協議）会と直接的に一体となったものが多く存在していました。

学区社会福祉協議会設立年

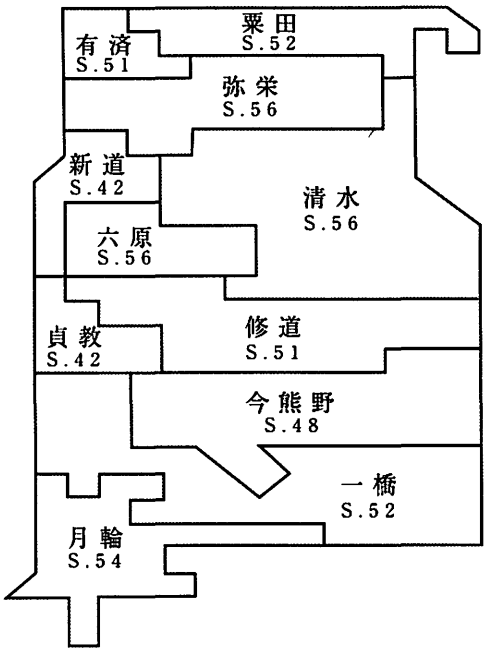

4．昭和 50 年代中頃からは，学区社協の福祉課題の主流は生活・環境問題から高齢者や障害者にかかわる在宅生活の問題へと推移していきます。これは，少子高齢社会への対応や，障害者の自立・社会参加に関する機運の高まりなどの影響があります。さらに，こうした社会的情勢を背景に国の福祉施策が在宅福祉路線へと移行し，地

域社会における高齢者，障害者に対する福祉活動への期待が高まったことがあります。こうした社会状況のなか，京都市社協（当時の区社協は法人化前で専任職員が配置されておらず，多くの場合市社協職員が学区社協支援に携わっていた）の学区社協に対する育成・援助の手法も，在宅福祉活動のメニュー（プログラム）を提示し，その普及に努めてきました。

5．現在の学区社協で取組まれている活動メニューの体系化である「学区社協活動総合推進事業」は，この当時の「寝具クリーニングサービス」，「独居高齢者の会食会，配食サービス」，「障害者地域交流事業」などを原点とし，数回の再編を経て構成されているものです。これらの事業には時代を先取りした先駆性に富んだものも数多く，なかでも「寝具クリーニングサービス」は，昭和45年に地域ニーズにもとづいて貞教社協が実施した布団乾燥サービスが，独居高齢者世帯等の増加を背景とし，京都市全域にまで広がった極めて特徴ある学区社協事業の一つです。

『学区社協活動総合推進事業』

実施要綱抜粋

【趣旨】

この事業は，学区社協の活動育成を中心とした地域福祉活動の拡充を目指し，学区段階において具体的な地域福祉・在宅福祉事業の実践をとおし，障害のある方，高齢者，児童等にかかわる福祉ニーズを中心としたあらゆる地域住民の生活課題を明確にして，それらを住民自らが認識していくなかで，地域全体で相互に支えあうしくみを考え構築していくことを目的として実施します。

「ふれあう」活動

◇当事者同士の交流活動
- 会食会・茶話会
- 友愛訪問
- レクレーション等交流活動
- 当事者の懇談会や交流会，当事者の会づくり
- おもちゃライブラリー

◇住民と当事者の交流活動
- 地域行事への参加促進
- ふれあい広場や福祉まつり
- 世代間の交流活動
- 福祉施設との交流活動
- 健康すこやか学級

「学びあう」活動

◇福祉問題の理解促進のための研修会
- 高齢者問題
- 障害児者問題
- 児童・子育て問題

◇福祉問題にかかわる実技講習
- 介護教室
- 手話教室
- 車いす教室

◇暮らしの学習会

◇調査活動
- まちづくり点検調査
- 生活福祉問題に関する調査
- 福祉防災マップ調査

「支えあう」活動

◇生活・福祉情報の提供
- 広報紙の発行
- 相談活動

◇要援護者訪問ネットワーク活動（見守り支援ネットワーク活動）
- 生活支援サービス（外出・家事援助等）

◇関係機関，施設等とのネットワークづくり

◇ボランティア養成活動

◇在宅福祉活動
- 寝具クリーニングサービス
- ふれあい型配食サービス
- ミニデイサービス
- 入浴サービス（デイ銭湯）
- サロン活動

6．このようなマニュアル化された活動メニューの実施により学区社協活動は質・量とも拡大し活性化しました。学区社協は独自の判断にもとづいてメニューを選択し，時期を選び，体制を整えるなどの過程を経ながらこれら在宅福祉活動の実践を通じ，具体的な住民に見える活動を行う民間組織として存在意義を高めてきました。

7．しかし，在宅福祉型の活動が学区社協事業の主流を占めるようになると，地域における学区社協の相対的な存在感にも変化が生じるようになりました。学区社協の活動の多くが福祉分野に特化し，特定の対象者を設定した“サービス”として展開されました。その結果，学区社協がとらえる地域住民をサービスが“必要な人”と“必要でない人”という区別ができあがりました。あるいは学区社協を“サービスを提供する側”，住民を“サービスを提供される側”と分けてしまうこととなりました。このことによって，発足当初に学区社協が有していた住民との共通認識は薄れ，活動への参加が得られなくなってきました。対象とすべき地域住民を高齢者，障害者，児童，母子・父子など行政施策と同様のタテ割り中心でとらえる傾向が顕著となっています。

8．当初は，具体的な在宅福祉活動メニューを起点に，学区社協が地域の福祉課題を把握し，その対策について住民との共通認識を深め，活動に積極的・主体的な参加を巻き込んでいくことを目的としていました。しかし，区社協の学区社協に対する意識づけが不充分であったために，この学区社協による小地域福祉活動の目的を曖昧にしました。そして，事業自体を行事化・目的化させ，結果として，実施回数や参加者数などの数値を基準に評価する傾向を強めるとともに，学区社協にとっては増大する事業を消化していく負担感が増す結果ともなっています。また，マニュアル化された現在の活動メニューは，学区社協の内発的・自発的な動機による新たな事業展開の妨げともなっています。また，突発的・緊急的ニーズに応えにくいなど，小地域福祉活動が有するべき柔軟性・即応性を阻害しています。こうしたことから，「総合推進事業」の再検討や助成方式のあり方の工夫が求められています。

「学区社協活動総合推進事業」のおもな実施状況

学区	学びあう活動			ふれあう活動						支えあう活動							その他
	研修会	実技講習会	調査活動	会食会・茶話会	友愛訪問	当事者との交流会・懇談会	ふれあい広場・福祉まつり	福祉施設との交流活動	健康すこやか学級	広報紙の発行	生活支援サービス	寝具クリーニング	ふれあい配食	ミニデイサービス	入浴サービス（デイ銭湯）	サロン活動	
有　済		●	◎	●	◎				◎	●		●	●				
粟　田	●			●	○		○		◎			◎	◎				
弥　栄									○			○					
新　道	◎	◎	◎	◎	◎	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				○高齢者ｼﾝﾎﾟ
六　原	◎			◎	◎		◎		◎	○		◎	◎		◎		
滑　水	◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	○		◎	◎				
貞　教	◎	○		◎	◎	◎		○	◎	◎		◎	◎	◎		○	
修　道	●	●		●	◎		◎	◎	◎	◎		◎	◎	●			
一　橋	○			◎	◎		◎		◎			◎	◎				
月　輪		○	●	●	○	◎	◎		◎	●		◎	◎				
今熊野			◎	◎			○		◎			◎	◎				

＊◎は平成12・13年度とも実施，○は13年度実施（12年度未実施），●は12年度実施（13年度未実施）

9．一方，在宅福祉活動の実施は学区社協の組織形態にも変容を生じさせることとなりました。急増する事業に取組むため，民生児童委員や老人福祉員，女性会などとの連携を強めたり，あるいは，独自のボランティア組織や福祉推進員を設置し，担い手を組織化したりする傾向が強まりました。こうしたなかで，自治連合（協議）会と学区社協を組織的に分離し，機能・役割を分担する学区が多くなってきました。

10. こうした変容は，現在の学区社協組織においては，活動が一部の役員で行われる傾向を強くしました。その結果，一部役員の物理的・時間的な負担感をまねいています。その一方で，学区社協役員ではない一般住民と問題を共有し，学区社協活動への理解・賛同を得て，活動に巻き込んだりするような働きかけが不足していることが指摘されます。ボランティアを組織した場合でも，担い手の継続的な確保が困難であったり，また福祉推進員を設置している場合でも任期後は活動への参画が得られず継続的なかかわりがつくれなかったりするなどの課題も生じてきています。

11. 今後の学区社協活動は，柔軟性・自主性を尊重する「総合推進事業」を基盤としていくことが必要です。すなわち，具体的な在宅福祉活動を起点にしながらも，その

実践にあたっては活動の対象となる住民をトータルにとらえ，地域の福祉課題を掘り起こし，それに対する対策を学区社協が主体的に企画・実践するよな取組みを意識的に行っていくことが重要です。つまり，在宅福祉活動の量的増産を質的に変換していくことです。活動へは住民の積極的な参加を促進することが大切です。それとともに，学区社協と住民が接点を多く持ち，住民が福祉問題について学び，理解し，共感することで，活動への参加意欲を醸成するような働きかけをつくることが求められます。

12. ただし，このことが学区社協に対する新たな活動プログラムとして，上からの要求にならないよう留意しなければなりません。そのためには，住民との懇談会の開催や，現在取組まれている健康すこやか学級などの見学，福祉まつりでのPR，広報紙などを活用して，学区社協活動へ参加することの意義を理解することが必要です。また，それと同時に，活動の楽しさにふれる機会を広げていくことが重要です。

13. 同時にこれからの学区社協はいっそう関係団体・機関，社会福祉施設，行政，あるいは自治連合（協議）会などとの連携を強めることが必要です。さらに連携を通じた活動で掘り起こされた福祉課題に協力して解決を図っていく必要があります。なかでも特に民生児童委員（協議会）は地域における学区社協のパートナーとして，互いの役割・機能を尊重し合いながら，共通理解を深め協働関係をつくることが重要です。そして，学区の実情に応じて様々なスタイルでの関係性を深めていくことが求められます。

14. また，学区社協間の交流・連携を進めていくことも重要です。一部の学区社協では講習会を共同開催し事業の充実をめざしたり，役員間の交流を図ったりする一方で経費の負担軽減にも役立てています。区社協としても学区社協間の実践交流や情報交換，情報の共有化を促進することで，互いの「長」を伸ばし，「短」を補うような機会をつくることが求められます。こうして築かれた関係性をもとにして，単独では対応困難なケースや財政的に負担の大きい場合などについては，協力して事業に取組めることにもなります。

15. このように，学区社協はこれまで活動の実践・実績を積み上げ，長い歴史を経過しています。しかし，抱えているあるいは指摘される課題も少なくありません。しかしながら，これは学区社協に寄せられる期待が大きいことの現れであるともいえます。とかく学区社協は，高齢者問題を対象とした活動を行う団体であると捉えられがちですが，ひとつひとつの課題の解決に取組みつつ，住民福祉の向上を誠実に考え，多くの住民参加による活動を通じ，信頼され身近で地域には不可欠な存在となるよう努める必要があります。区社協としても，学区社協の事業は住民参加を促進し，福祉コミュニティの創造を実現するためのもっとも重要な機能であることを意識して，必要な支援・援助を行っていくことが重要です。

2. ボランティア活動・福祉教育

1．ボランティア活動は，活動する人たちにとっては，生きがいや自己実現，また活動やそれに伴う学習を通じた成長に役立ってきました。一方，ボランティアの支援を受ける人たちにとっては，フォーマルな制度・施策では対応できないニーズの充足などに大きく作用してきました。社協はボランティア活動が「社会福祉への住民参加」であるとの基本的な考え方から，ボランティア活動の推進に取組んできました。

2．区社協においてボランティア分野における事業が大きく前進したのは，平成6年度の法人化以後といえます。とりわけ平成7年1月には，阪神・淡路大震災が起き，住民のボランティア活動意欲が増大しました。そしてそれらをきっかけとして，学区社協活動や在宅福祉サービス活動の担い手づくりを積極的にすすめる一方で，啓発活動としてボランティアスクールや養成講座の開催などを推進してきました。

3．平成9年度からは，国庫補助事業である「市区町村ボランティアセンター活動事業」の指定によりボランティアセンターを開設しました。従来からの養成講座や，グループの組織化に加え，情報誌の発行や相談・登録・斡旋などの事業を行ってきました。なかでもボランティアに関する相談や需給調整を行う過程では，住民の生活・

福祉問題を発見し，それに対する助言や援助，制度・施策，社会資源の紹介，学区社協や専門機関・施設との調整などの対応が増加してきています。一方，福祉教育にかかわる分野においては，平成８年度より中学・高校生を対象に福祉体験事業（ユースアクション）を実施しています。これは，区内社会福祉施設の協力のもと実施していますが，例年多数の参加を得ています。

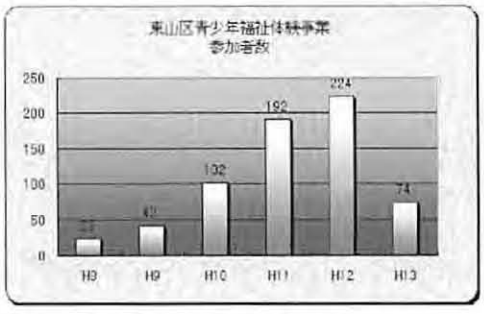

４．東山区におけるボランティアセンターの特徴は，一つには区内に女子短大・大学があることもあり，女子学生の活動希望の相談が多くあります。そして，そのほとんどが児童にかかわる施設でのボランティア活動です。もう一つは，高齢者が社会参加・社会奉仕を目的として活動を希望する場合も比較的多いことです。そしてその活動は高齢者にかかわるものがほとんどです。登録しているボランティアグループは，それぞれ活発な活動を行っています。しかし，その多くは福祉施設での活動を基盤とするものや，仲間同士のサークル的な活動を行うものが多いといえます。

主なボランティア活動（グループ）

名　称	人数	活動場所	活動内容
くれよん座	約 15 名	今熊野児童館，他保育園，幼稚園，老人ホーム	子どもから大人，高齢者にブラックパネルシアターを中心に，人形劇や大型紙芝居などの公演
京都府赤十字血液センター	約 60 名	京都府下全域	献血者募集活動
湯・友・YOU	約 15 名	春日湯	障害児者に入浴サービスを提供，その他交流イベントなど
ほほえみ	約 40 名	東山老人デイサービスセンター	利用者の話し相手や整髪，爪切りなどのケア，衣類の洗濯，センターの清掃など
大照学園授産部	約 60 名	大照学園	学園内や，その他運動会，陶器祭での外出介助や交流活動，身の回りの介助，話し相手
古材バンクの会	約 70 名	全国	文化伝承活動（保存・指導），環境保全に関するリサイクル活動
東山やすらぎの会	約 30 名	東山区内	お年寄りへの家事援助や身の回りの介助，配食サービス，相談・話し相手など
ありんこ座・なのはな	約 10 名	小松谷児童館，東山区内保育園	子どもたちへ絵本の読み聞かせ会の実施，また人形劇や大型紙芝居の公演
東山医師会マジッククラブ	若干名	福祉施設	お年寄りとマジックでの指先の訓練を通じて痴呆を予防し，健康増進をすすめる
蝸牛クラブ	約 15 名	東山区内観光地	区内の観光地を訪れる方への観光案内

５．このように平成６年度の法人化，平成９年度のボランティアセンター開設以降，区社協としてボランティア活動，福祉教育の推進に関しては一定の成果を挙げてきています。今後，さらに事業を充実していくことが求められますが，ボランティアセ

ンターの設置が，専任のコーディネーターの配置や，相談室の整備，活動拠点の確保につながった訳ではなく，安定した基盤にたっているとはいえない状況です。

6．今後，ボランティア活動などの市民活動は一層広がりをみせ，まちづくりやノーマライゼーションを具体化していくための大きな役割を占めていくものと考えられます。しかし，これらを支援してい区社協の支援態勢は整っていない状況です。今後，ますます支援態勢の充実が望まれています。

7．ボランティアスクールは数年経過し，開催目的が曖昧となりつつあります。すなわち，住民を活動に導くための啓発を意図したものなのか，学区社協活動の担い手の研修を意図するものなのか，その趣旨が不明確です。そのため，広報に力を入れても一般住民の参加はほとんどないのが現状です。また，住民のボランティアに関する意識・ニーズ把握が充分でないため，求める内容と実際の開催内容に開きがあり関心が得られないことが要因としてあると思われます。開催の趣旨を明確にしたうえで，受講対象の特定や開催時間・場所の工夫などもあわせて必要となっています。

8．活動を希望する相談者があったとき，提供できる活動の場やプログラムが少なく，特定の施設やグループへの紹介に偏っているのが現状です。これは，その他の施設やグループがボランティアの受入れをどの程度行っているのか，どのようなボランティアを求めているのかなど，受入れ側のボランティア活動の実態・認識把握が不充分なことによるものです。また，紹介後に活動をはじめたのか，継続しているのかどうかなど，コーディネートした後のフォローが不充分なまま終わっていることも反省点です。住民の「何かしたい」という漠然とした要望に適切に応え，気軽に活動に参加できるような機会の提供（プログラムづくり）を意識的に追求していくことが重要です。

9．区社協がボランティア活動を広く広報する手段は，年2～3回程度の全世帯に配布しているボランティア情報誌の発行があります。また，インターネット上でのホームページがあります。しかし内容の多くは，ボランティア活動の事後紹介になりが

ちで，タイムリーな情報の提供とはいえない現状です。発行回数の拡大は現実的に難しい実情から，ボランティアの活動実態をわかりやすく，親しみがわき，伝わりやすい紹介とするような情報提供の手段が求められます。

10. 行政あるいは関係施設・機関から寄せられるボランティアに関する相談も増えてきています。その内容の多くは，公的サービスにのらない地域住民の個別支援にかかわるものです。ところが，区社協として対応できるものは限られており，組織的，系統的な支援につながっていないのが現状です。今後は，各関係機関，特に社会福祉施設との連携によるニーズの発見と，区社協の組織性を活かしたコーディネート力の強化が必要です。

11. ボランティア活動は，学区社協の育成・支援のような地域住民の組織化活動とはやや異質なものとして捉え，別個の事業の形で取組んできた傾向があります。学区社協の活動が「古い，堅苦しい，煩わしい」と見られがちです。そのため，担い手が得られないのが実情といえます。しかしそれとは対照に，ボランティア・市民活動，NPO は，新たな人材・活動者をひきつけるイメージがあります。両者は，住民の地域生活にかかわる活動実態，考え方としては重なる面が多分にあります。にもかかわらず，まったく異なるものとしてイメージが創られることもあります。

12. 区社協にとって大切なことは，住民みずからの主体的活動を活性化し，協働を促進していく働きかけです。そのため，これらの活動は，住民生活・地域社会をより充実させていくという共有できる目標をもった活動として取組むことが必要です。グループ間の交流を目的としたボランティア連絡会については，役割を明確にし，学区社協やその他の当事者活動などとの交流も含めた連絡会のもち方を考えることも必要です。

13. 子どもから大人までが幅広く福祉活動に参加するきっかけづくりとして，福祉にふれ，学ぶ機会が用意される必要があります。ライフステージに応じた生涯学習としての地域に根ざした学習プログラムの提供が重要です。とりわけ総合学習の時間，

学校週5日制実施のもとで，児童・生徒も地域社会を構成する一員であるとの自覚を促し，福祉の心を育むための福祉教育・活動体験学習の機会づくりが重要です。そのためにも，現在は一部担当教諭との関係性に頼っている活動を改め，教育関係機関とのつながりを組織的に深めていくことが重要となります。また，若者の活動支援を行っている青少年活動センターのような専門機関との連携もすすめ，互いの共通点・課題を見出し，積極的に協働していくことも必要です。

14. 区社協のボランティアセンター機能のもっとも脆弱な部分は，ハード面での支援です。すなわち，ボランティア同士のミーティングや広報の印刷など，活動に欠かせない重要な作業を行うスペースの提供などができていないことです。また，財政面での支援は，区社協単独では実現していません。今後，地域福祉・ボランティア活動の発展に大きくかかわるものについては，活動の助成も検討の必要性があります。一方，区社協組織として，将来ボランティアグループの会員加入や，役員構成への参画を検討しいていくことも，社会福祉法においての新たな課題といます。

3. 当事者の支援・組織化

1．当事者の支援も社協の重要な役割のひとつですが，これは必ずしも社協が当事者個人に対し，直接的にサービス・援助を行うことを意味するものではありません。社協が行う当事者の支援とは，「組織化」で表現されるように当事者同士を結びつけることです。すなわち，当事者同士が互いに支えあいながら孤立感の解消につなげ，負担の軽減を図るような関係性をつくりあげ，地域での自立の促進を図るものです。当事者は地域社会を構成する主体者であり，地域福祉をすすめる実践者と位置付けて参加の促進を重要視してきました。

2．この組織化を通じて，区社協が当事者自身の有する可能性・力量に気づかせ，また当事者を取り巻く個別の社会的課題を明らかにしていくことは重要なことです。そして，当事者の自立の促進，組織活動による生活問題の発見から解決方法の学習，

制度・施策の改善に向けた提起など，生活や暮らしを高めていくことの支援にかかわることは重要性です。当事者がかかえる課題を，当事者以外の人や関係機関に伝え，地域が共有することの意義を意識づける働きかけこそが重要です。

3．区社協がこれまで独自に組織化・育成してきた当事者組織に「介護者の会」があります。「介護者の会」は，介護保険制度施行前に「在宅介護者リフレッシュ事業」や区内老人デイサービスセンターの協力により，広く組織化の広報を行い結成しました。区社協は，現在に至るまで事務局として運営に携わってきました。世話人会の運営，金銭の出納，文書作成・印刷，機関紙編集，会場確保，講師依頼，他機関との調整などが主な事務局業務ですが，こられは活動のなかで不可欠なものであり，決して軽視できるものではありません。

東山区介護者の会「つくし」会則

（目　的）

この会は，東山区に在住する要介護者（又はそれに準ずる者）を介護する家族同士が交流し，情報の交換や意見の提言を行い，また関連事業の実施等により介護者がかかえる精神的・肉体的負担の軽減，並びに日常生活問題の解決を図ることを目的とします。

4．しかしながら，区社協が「介護者の会」という当事者組織の本質性を考えるなら，区社協は，事務局機能ばかりを行えばよいというわけではありません。今後は，会と事業所・関係機関との連携づくりを図るとともに，介護問題を介護者以外の人も含めて地域が共有し，地域全体でその支援を考えていくような実践が必要です。あわせて，事務局として会員の主体性を発揮させるとともに，介護を終えた会員などが積極的に会運営や，現在介護中の会員の相談や支援を行うような，組織の当事者性を重視した会づくりにつなげていくことが重要です。

5．東山区には市域にて法人格をもち，その支部組織としての当事者団体がいくつかあります。これらは長い歴史をもち，区社協の役員構成に参画しているものもありますが，当事者自らが生活する地域とのつながりに乏しいのが現状です。区社協に対して，地域福祉に携わる学区社協や学区民協など，諸団体とのコーディネートを望む声がありますが，積極的な働きかけはできていません。地域にどのような当事者

が存在し，どのような生活問題を有しているのか地域は充分に認識できておらず，当事者は地域に語る手立てがない状態です。区社協がコーディネートして，当事者を含めた地域の生活問題を共有化するための援助を充分行えていないことは大きな課題です。

6．当事者団体との情報交換を密にし，連携して課題の発見に努めながら区社協の組織性を活かした地域での課題の共有化の促進，関係機関・団体との協働による支援の関係づくりに向けたコーディネートが重要です。また，必要性の高いものについては，掘り起こされた当事者の生活課題を支援するようなボランティアの養成を念頭においた区社協トータルとしての事業の構築が求められます。

7．一方で行政など他からの要請・期待にもとづくもの，あるいは区社協として課題意識を有しているものなど，未結成の当事者の組織化に関しては，積極的な役割を担っていく必要があります。またこれまで，区社協とは直接的には接点のなかった例えば社会福祉施設単位で組織化されているものなどについては，実態の把握や支援の是非を含めた施設との連携が重要です。

8．当事者活動の発展は地域での自立活動の指標ともいうべきものです。地域福祉をすすめる区社協にとって，当事者とどれほどのかかわりを持てるか，どのように持つかは，今後の東山区の福祉のまちづくりにとって重要な問題です。当事者からの期待と信頼に応え，地域に根ざした活動へと導くための区社協の役割は大きいものと言えます。

4．福祉サービス機能

1．京都市域においては，各区社協の法人化により専門職員が配置された事務局を確立しました。また，賛助会費や共同募金による自主財源を増強してきました。区社協はこうしたことを背景に，“住民に見える活動”という側面を重視したこともあり，

「ふれあい型配食サービス」や「入浴サービス」,「福祉理容サービス」,「移送・送迎サービス」,「介護ボランティア派遣事業」など主に高齢者を中心とした在宅福祉サービスが各区の特性にあわせ積極的に企画・開発されてきました。

2．こうしたサービスの多くは，区社協が直接ボランティアを養成・組織し，職員を担当させて実施するか，あるいは学区社協を実施主体として住民組織化活動の切り口として実施してきています。これらのサービスの実施にあたっては，社会福祉施設や関係機関，行政などとの連携がすすめられてきました。

3．東山区社協も独自のサービスとして，平成 11 年度より「障害児者デイ銭湯事業」を開始しました。この事業は，障害者の社会参加の促進や，地域での障害者問題の啓発などを目的としたものです。高齢者問題偏重であった区社協事業のなかにあって，障害児者を対象に入浴の場を，公衆浴場組合や医師会，当事者諸団体，保健所などの参画・協力のもとで提供してきました。また，入浴の介助には学生を中心としたボランティアを養成・組織化して実施しました。その結果，さまざまな人たちと障害児者との交流が深まり，貴重な社会経験の場となりました。

障害児者デイ銭湯事業実施要綱

（趣　旨）

障害等により家庭での入浴が困難な幼年から青年層の方たちに，広くゆったりとした銭湯で入浴してもらえるよう，東山区社会福祉協議会が公衆浴場組合をはじめとした地域の各関係団体並びに専門機関・施設などの参画協力のもと，実行委員会を結成し，本事業を実施いたします。

4．当初はこの事業の希少性，特異性による話題性もあって，全国的にもめずらしい特色ある事業として各方面で取り上げられました。しかしながら，開始してから数年経過したなかで，現在では課題も多くなりました。同時に，この事業を通じて明らかとなってきた障害者やその保護者にかかわる問題もあります。学生中心のボランティアの通弊である担い手の継続的な確保にはじまり，事業のあり方そのものにかかわる問題として，利用する保護者たちは必ずしも障害児者の社会参加の場としての入浴を望んでいるわけではありません。余暇保障としての気軽に利用できる外出やお出かけ時のサポート，いつでも立ち寄れる“居場所”のほうをこそむしろ望ん

でいるということ，また保護者同士が情報交換や交流する場としてのサロン的な機能の必要性もあわせて見えてきました。将来的には当事者の地域における自立生活を充実させることを展望しながらも，サービスの維持・運営にばかり多くの時間・労力を費やされ，充分な働きかけが行えませんでした。こうした課題も多くあるなかで「障害児者デイ銭湯事業」については，一定改善してきているものの，今後の事業のあり方を早急に検討する必要があります。

5．区・学区社協を問わず社協が実施するサービスの提供は，住民に対しての即応性・明確性があり，住民の生活問題の解決に直接かかわるものとして社会的評価を高めてきました。同時に問題に対する制度・施策，社会資源などの不充分さを補完する面ももち，これら社協によるサービスの企画・開発に対しては大きな社会的な期待もあります。

6．しかしながら，社協が福祉サービスを行うにあたり押さえておくべきことは，サービス実施に至るまでに住民との接点をいかに多く持ち，問題を共有しその参加を得ているのかということです。また，実施にあたっては，問題に関係する諸機関・団体，行政などを含めた地域での支援体制となっているのかを重視していくことです。あわせて，取組みを通じて問題の社会性を地域内外にアピールして公的責任においての改善策を提起し引き出していく働きかけも重要です。住民が主体となり，地域の生活・福祉問題を解決するために実践する住民参加を伴ったサービスである必要があります。

7．社協が福祉サービスを行う場合，サービスを通じた当事者への個別支援による直接的なニーズの充足は大切なことです。しかしながら，こうした観点以上に，社協の民間性を活かした福祉サービスを地域住民の自立促進にどのように「機能」させるのかということを重視した取組みとすることが重要です。

5. 地域福祉ネットワーク

1．区社協は，地域福祉に関係する住民団体や施設，団体・機関，行政などから構成されるネットワークの集合体・協議体ともいうべき民間組織です。このため極めて公共性が高く，地域の福祉問題の解決に向けた諸機関とのネットワーク・協働関係をすすめるとき，区社協の組織性を活かした東山区での推進役として大きな責任をもっています。

2．しかし現状としては，地域福祉ネットワーク形成の取組みは不充分・未確立であるといえます。住民の生活問題に関するネットワークについて，行政が構築したものなどへの参画は一部ありますが，多くの場合は組織上の名目的なかかわりに終わっています。一方，区社協が意識的に事業活動として主体となりつくりあげたネットワークは極めて乏しいといえます。

3．住民の生活・福祉問題は発生する要因として様々なものがあり，その解決には福祉分野にとどまらない保健や医療，教育，住宅，防災などといった生活を構成するあらゆる関連領域との連携が不可欠であることはいうまでもありません。問題の把握・発見とその対策に取組んでいくうえで，ネットワークの形成，活動の推進は極めて重要です。

4．区社協において，地域福祉ネットワークの推進についての課題意識は，非常に高いものがあります。また同時に，関係施設・団体などから社協の組織性・公共性・民間性を活かしたネットワーク形成への要請・期待があることも事実で，それに応えていくことも重要です。ネットワークの推進にあたって留意すべきことは，その形成・維持ばかりにおちいらず，問題に直面する住民や当事者の生活や暮らしをネットワークの活用でどのようにかかわり，支えていくのかを追求したものとすることです。

5．ネットワークは，その対象とする問題，領域，機能などで今後いろいろな形態が考

えられます。小地域レベル，区域レベルといった側面で形成されるもの，諸機関同士，施設同士間といったもの，行政・施設・社協職員間といったものなど様々なものが考えられます。しかし，ともに住民の生活や暮らしをささえるという共通する目的をもったものとして，互いの機能・資源・情報を持ち寄り，相互に交換・交流を行い，地域福祉問題の把握と対策に協働して取組んでいくうえで地域福祉ネットワークの重要性はますます増しています。

6．情報提供，相談活動

1．これまで区社協の事業として，福祉相談活動を積極的に方針化して実施してきたことはありませんでした。しかし，ボランティアセンター事業や福祉サービスの実践，また生活福祉資金貸付事業，地域福祉権利擁護事業，毎日型配食サービスなどの実施は，住民から寄せられる福祉問題への相談対応を増加させています。

2．それら多くの相談は，単に情報の提供で済むものにはじまり，住民の個別的な生活問題の解決を要するものまで多岐にわたります。相談のなかには区社協単独では解決困難なものもあり，関係施設や機関・団体などの協力を得て対応してきています。一方で，様々な手段を講じても解決に至らないものもあり，現状としてはすべての相談に応じきれてはいません。相談活動そのものには，住民の生活問題，意識を把握するために有効な面がありますが，別の形での把握のための取組みを手掛けていく必要があります。

3．今後，区社協に対する相談において重要となってくるものに地域福祉権利擁護事業に関するものがあります。これは現在，京都市社協がこの事業の実施主体として基幹的社協として位置付けられているものです。しかし今後は，国の方針により政令指定都市においては行政区レベルにまで拡充する傾向にあります。具体的な取扱いについては未確定なうえ，区社協としては体制面・財政面など様々な課題があります。しかしいずれにしても，この事業の趣旨である痴呆や障害などで判断能力が不

充分な方が地域で自立した生活が送れるよう支援していくことは非常に重要であるといえます。

4．区社協が行っているいくつかの情報提供手段のひとつに広報紙の発行があります。現在のところ年1～2回程度，東山区全世帯に配布しています。またホームページを開設し，区社協の事業の紹介も行っています。これらは，広く住民の方に福祉に対する理解と協力をいただくことを目的としていますが，広報紙に関しては限られた財源のなかで発行回数が増やせないのが実情です。また，紙面は事業の事後報告，挨拶が多くなり，タイムリーな内容にならないことが課題といえます。さらにホームページについては専門的技術を要するため，頻繁に更新できていない現状があります。

5．区社協は情報の提供に関して，住民が福祉関係の情報として何を求めているのか，情報をどのように収集してくるのか，どのように提供していくのかを充分に追及する必要があります。同時に，住民の年代層にあわせた情報提供の手段も工夫し行うことも重要です。

7．東山区社会福祉協議会

1．東山区社会福祉協議会は昭和27年に任意団体として発足し，平成6年に社会福祉法人化を実現しました。この間，社協の構造そのものは基本的には変わっておらず，社会福祉基礎構造改革のもと福祉環境が大きく変化するなかで，地域福祉推進の中核を担う区社協の基盤強化は急務の課題となっています。

2．区社協の会員構成は大きく分けて会員（一般会員）と賛助会員（特別会員）の2つの会員別で組織されています。会員は，第1号から第7号までの社会福祉に関係する団体・機関・施設等が該当し，賛助会員は区社協の趣旨に賛同する個人・世帯と法人・団体がこれにあたります。会員構成上における課題として，ボランティアグ

ループや団体，組織化が見込まれる当事者団体などの入会の問題があります。また，社会福祉法上に位置付けられていないものの，日常的には区社協と協力関係にある訪問看護ステーションなど医療系の介護保険事業所などは入会できていません。これらのグループ・団体・事業所等の活動・事業は，何ら法人の趣旨と相容れないものではなく，むしろ積極的に連携を強めていくことが求められるなかで，今後会員加入を促進する場合，関係する諸規程の改正が必要となってきます。

東山区社会福祉協議会の組織構成

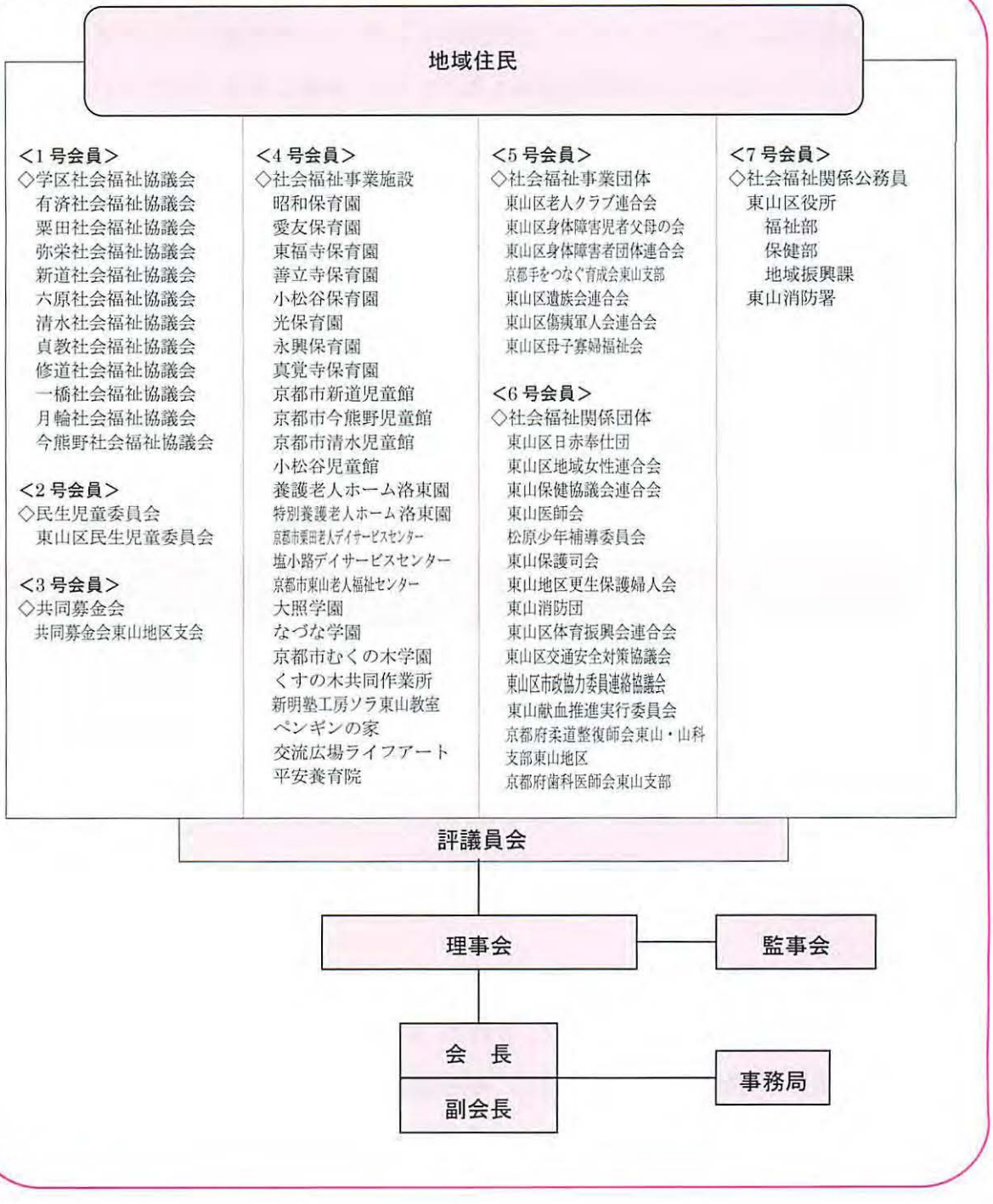

3．区社協の組織体制は執行機関である理事会（定数 15 名）と議決機関である評議員会（定数 40 名），業務・財務を監査する監事会（定数 3 名）があり，その他に会員区分ごとの会員部会（6 部会），専門委員会（3 委員会）を設置しています。理事・評議員の選任は，会員区分ごとに定数を設け部会での協議により選出しています。法人の代表理事である会長（1 名）及び会長を補佐する副会長（3 名）は，理事の互選により選出されています。

4．これらの選出方法により区社協の役員体制は，区内のあらゆる公私の社会福祉関係者によって構成されているといえます。しかし一方では，区社協の事業，特に役員の選出母体からの発意・意思にもとづかいない独自の事業が拡大してくるなかで，役員の執行責任意識が薄れてきていることは否めない事実です。この間，法人のあらゆる決定は会長・副会長及び事務局間での検討結果を理事会・評議員会で追認しているという傾向を強めています。

5．役員には，区社協の理念や本質性を充分理解することが必要であることは言うまでもなく，地域福祉の推進にあたっての強力なリーダーシップが求められています。住民生活のなかで現在どのような問題が発生しているのか，地域福祉の向上にどのような課題があるのかなどを伝え，同時に役員自らが解決を考え，区社協の方向性に提起するようなしかけが重要です。

6．現在の理事・評議員構成には，明らかに不均衡な部分が生じてきています。社会福祉の在宅福祉路線，地域志向が高まり，社会福祉を目的とする施設・事業所は区内でも増加してきていますが，定数はこの間も変わらないままです。また，地域福祉の推進を図るなかで，今後も学区社協の果たす役割には極めて大きなものがあるなか，理事定数における学区社協枠の拡大は，充分検討する必要があります。

7．区社協は，平成 6 年の法人化と同時に事務所を区役所から，民間の賃貸アパートの一室へと移転しました。その後，平成 7 年 6 月に京都市東山老人デイサービスセンターが開設されると，事務所をその 2 階へと移転し現在に至っています。現状とし

て，事務局職員の執務室としては充分なスペースがありますが，会務運営に要する会議室などは占有せず，法人化以後のボランティアセンターの開設や生活福祉資金貸付事業の事務受託に伴う相談への対応には支障をきたしています。まして，住民参加であるボランティア活動や，当事者活動に対するスペースの供与などは当然のことながら不可能な状態です。今後，区社協が名実ともに「地域福祉のセンター」として，その役割と責任を発揮していこうとするとき，充分な機能とスペースをもった拠点の確保は不可欠といえます。役職員がこの拠点確保の必要性を充分に認識するとともに，実現にむけた住民の正しい理解が得られるような実践が必要です。

8．区社協の財源の安定的な確保は大きな課題です。平成７年度より地域福祉活動への住民の理解と支援を広げる制度として始まった賛助会員制度による会費額は，それまでの主要な財源であった共同募金配分金を超える実績をあげていますが，近年は共同募金とともに減少を続けています。実際に，募集活動に携わる学区社協の努力にもかかわらず，今後も際立った増加が望めないのが現状です。長引く不況，失業率の上昇など厳しい情勢のなかで，有効な解決方法を見出すことは困難ですが，財源使途の透明性の確保，情報の公開などを通じて社協活動への住民の正しい理解を促進していくことが不可欠です。またあわせて，現状の事業の見直しをすすめるとともに，先駆的，創造的な事業に対しては，民間財団からの助成制度の活用を図っていくことも必要です。

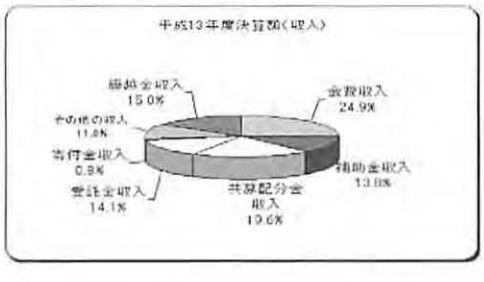

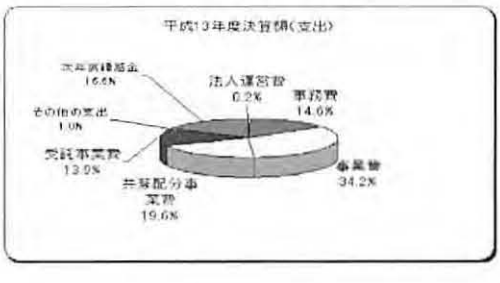

会費収入	7,281,630 円	24.9%
補助金収入	4,050,200 円	13.8%
共同募金配分金収入	5,747,764 円	19.6%
受託金収入	4,115,750 円	14.1%
寄付金収入	220,000 円	0.8%
その他の収入	3,460,335 円	11.8%
繰越金収入	4,393,514 円	15.0%
合　計	29,269,193 円	100.0%

法人運営費	44,530 円	0.2%
事務費	4,282,037 円	14.6%
事業費	10,002,784 円	34.2%
共同募金配分事業費	5,731,784 円	19.6%
受託事業費	4,060,414 円	13.9%
その他の支出	301,608 円	1.0%
次年度繰越金	4,846,036 円	16.6%
合　計	29,269,193 円	100.0%

＊別途職員費が収入支出とも 19,338,000 円

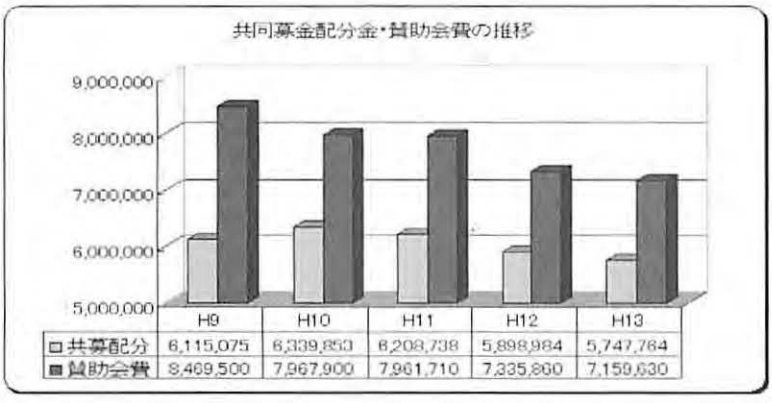

9．区社協のこれまでの歩みのなかでもっとも欠けていたものは，様々な事業を行うにあたり，その目的とするところや事業の実施による結果に対して，客観的な評価を行うことができていなかったことがあります。いわゆる plan（計画）・do（実行）・see（見直し）のなかで，see が決定的になされてこなかったために，充分な plan の再構築につながらずに，当然ながら do ばかりが際立つこととなりました。結果として一概には言えないにしても，事業の慣例化・硬直化の傾向を強めてきました。このことは極めて大きな反省点であり，今後の地域福祉活動計画の進行管理を柱とする事業の評価システムの導入は不可欠な課題といえます。

Ⅳ．東山区社会福祉協議会の基本的方向

１．社会福祉協議会の基本的性格

社会福祉協議会は，地域福祉を推進する様々な団体により構成され，社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な民間団体として明確に位置付けられています。また，地域での住民参加の促進や，ボランティア活動の推進，福祉サービスの実践などの実績を通じ，今後も社協の「福祉のまちづくり」に対して住民や行政から寄せられる期待には大きいものがあります。このような今日の社会福祉の情勢を踏まえながら，社協の基本的性格を以下のように確認しておきます。

『住民が主体』

住民の意思・権利・個性を尊重し，自主性を伸ばすとともに，その自立を支援します。

『地域を形成』

地域を基盤とする活動を通じ，住民自治・地域の福祉力を高め，福祉コミュニティを形成します。

『民間性の発揮』

福祉問題に対して，創造性・先駆性・柔軟性のある活動を企画・開発・実施します。

『組織力の内包』

福祉ニーズの対応に，社協の組織性を活かし，地域諸団体や関係機関，施設を巻き込み，協働して取組みます。

『公共性の保持』

福祉のまちづくりを，全ての住民の健康・福祉・安全の増進のために，その視点にたち，行政とのパートナーシップを活かしながらすすめます。

2．社会福祉協議会の基本的機能

社会福祉協議会の事業は，社会福祉法（第 107 条）において次のように規定されています。

◇社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
◇社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
◇社会福祉を目的とする事業に関する調査，普及，宣伝，連絡，調整及び助成
◇その他，社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

この規定を基本に整理した区社協活動が果たすべき機能とその考え方は，以下のとおりです。

『人材の育成』

福祉活動は，世代を問わない多くの幅広い層によって支えられるものです。他者を理解・尊重し，ふれあい支えることが，特別なことでも，特定の人だけのものではなく，地域のなかでごく自然に行われるためには，福祉にふれ，学ぶ機会が必要です。

住民に福祉の心を根づかせ，地域や当事者の問題を理解する住民，対策に取組む住民へと育むことは，福祉のまちづくりの第一歩です。学習や体験を通じた魅力ある学びの機会を提供し，福祉活動の理解者，担い手を育成します。

『住民参加の促進』

住民がみずからの生活や，地域を暮らしやすく魅力あるものとするためには，その求める方向に向けて積極的に行動していくことが大切です。地域には，そのための学区での福祉活動やボランティアの活動，当事者の活動など，さまざまな領域・分野を対象・目的とする活動があります。

福祉のまちづくりの主体は，あくまで住民自身であり，その参加をすすめていくことが欠かせません。住民を参加に導くための，関心が高く，魅力に溢れ，課題の解決にもつながるような，活動機会や情報の提供に努め，参加の促進を図ります。

『自立の支援』

住民の自立した生活は保障された権利です。社会福祉の制度や公的サービスは，この権利を具体化するためのものです。しかし，地域には住宅環境や交通事情の問題などとともに，障害や子育て，介護や痴呆など，さまざまな生活の問題に悩む住民が暮らしており，その自立を妨げています。介護保険制度や障害者の支援費支給制度などの実施にもかかわらず，所得の問題や基盤整備の遅れなどにより，住民の自立が達成できているとは言えません。

福祉活動が目指す自立の支援とは，行政施策を補完することが目的ではありません。誰もが心身とも健康・福祉・安全を享受できる権利を保障するためのものです。そのための手段として住民・当事者の組織化活動，住民が参加する生活支援活動の開発・実施，情報の提供，地域の理解の促進，相談援助，行政への働きかけなどを通じ，自立支援の具体化をすすめます。

『ネットワークの形成』

地域には住民の暮らしを見守り支える民生・児童委員や老人福祉員，学区社協のリーダー，ボランティアなどの活動者，また施設職員や医師，行政のケースワーカー，保健師などの専門職員がいます。地域の福祉問題を見逃すことなく把握し，対応していくためには，これらの関係者や関係機関が相互に連携していることが求められます。

地域の福祉問題の解決に向け，互いの機能や実践，情報を共有し，対応を協議する場をつくり，実際の具体化を図っていくために，地域のネットワークづくりが必要です。公私の関係者・関係機関が孤立することなく，互いをカバー・フォローし合い，問題の解決，要援護者の支援に結びつくネットワークを構築します。

『情報収集・発信』

住民が福祉や健康にかかわっての問題を解決するために最初に必要なものは，的確・適切な情報です。その問題について，何があれば解決できるのか，どこが対応してくれるのかなど，暮らしに役立つ情報を，誰もが必要なときに

得られることが必要です。また，住民の福祉活動に対する理解を促進していくためにも，関係諸機関との連携を図るうえにおいても，情報の収集と発信をすすめていきます。

『調査・研究・提言』

福祉活動をすすめるためには，その前提となる地域の実態把握（地域診断）が必要です。あわせて，住民や当事者の生活や意識の把握があってはじめて，地域の実情にあった福祉活動が展開できます。こうした調査・研究を通じ得られた地域の問題，住民や当事者の願いを福祉活動へと活かします。また，住民の生活にかかわる公的責任を確認・確立させるうえでの提案・提言を行います。

V. 基本理念･基本目標

1. 基本理念

この地域福祉活動計画の基本理念を，『お互いを認め合い，お互いに支え合い，お互いが集い合える心ゆたかな“ひがしやま”』とします。

2. 基本目標

基本理念である『お互いを認め合い，お互いに支え合い，お互いが集い合える心ゆたかな“ひがしやま”』の実現を図るため，次の 3 つの基本目標を設定し，東山区での地域福祉活動を推進します。

≪1．住民の福祉活動に対する関心を高め，参加を促進する≫

地域の自治機能の低下，コミュニティの崩壊はさまざまな生活・福祉問題を発生させる要因となるとともに，問題を複雑化し解決を困難なものにしています。地域福祉活動の大切さは，住民が地域に起こっている問題に対して，みずからにもかかわることであると捉え，その解決をまちぐるみで考え対策に取組んでいくことを通じ，地域の自治能力・福祉力を高めていくことにあります。

しかしながら，伝統的な地域共同体に対する帰属意識の低下や，さまざまな社会的環境の大きな変化を経たなかで地域社会を「再生」することは容易ではなく，また現実的ではありません。むしろ，地域組織化活動を通じ時代に即した新たな人と人との関係性・つながりを構築することによって，地域社会（公共性）を「新生」する視点が重要です。

そのために，“地域づくりは人づくり，人づくりは心づくりから”という考えを基本に，あらゆる形態による住民参加活動が展開されるよう支援します。各種養成講

座，研修，懇談会，あるいはいろいろな事業のなかで，地域住民の問題をつかみ，明確に伝え，ともに分かち合い，その解決のために住民同士によるふれあい，支えあう活動の大切さ，楽しさ，喜びを伝えながら，活動を担う幅広い年代の人材・リーダー，ボランティアを育てます。こうして福祉活動に対する関心・理解を深めることで，住民を育成し，主体的・積極的な参加につなげます。

≪2．地域のネットワークづくりを通じて，住民の暮らしを支える≫

社会福祉基礎構造改革のもとで，社会的支援を必要とする人に対する公的サービスなど制度・施策は「行政による措置」から「利用者の選択による契約」へと転換されました。また，福祉サービスに関する情報の提供やサービスの質の向上，権利擁護の取組み，苦情解決の仕組みも規定され，個人の尊厳の保持・自立の支援という本来住民が享受すべき権利性を保障する枠組みは整備されつつあります。にもかかわらず，住民が暮らしていくうえで横たわる生活問題は決して無くなることなく存在しており，今後も社会状況の変化によっては新たな問題が発生する可能性も多分にあります。

区社協はこういった問題に対し直接的に住民の生活支援にかかわる活動を行い，個別のニーズ充足を図ることを追求する団体では本来ありません。社協が住民の生活支援活動（サービス）を手掛ける際には，民間の独自性を発揮することは当然のことながら，原則として将来的には公的制度への移行を見越したもの，あるいは地域での住民参加活動へと発展させることを意識的に目指して行うことを前提とします。

住民の生活支援にかかわっては，その生活を取り巻くいろいろな関連分野との連携を深め，関係機関・団体によって構築された協働関係による対応を図ります。区社協はそのために組織性を活かした連絡調整を基本とする中核的役割を担います。また関係機関や住民が福祉問題に関する必要な情報を得ることは重要であり，情報の流通に努めます。あわせて協働関係を背景とし，その共通認識のもとで住民生活の向上を目的とする環境整備に向けたソーシャルアクションにも取組みます。

≪3．東山区社会福祉協議会の基盤強化≫

社会福祉法の施行により地域福祉の推進における区社協の役割は明確に位置付けられると同時に，法的根拠を伴うものとなり社協は事業，組織，財政までに及ぶ様々な強化が求められています。

現状の区社協の認知度はまだまだ高いとはいえず，幅広い住民，関係機関・団体などによる開かれた組織とし，信頼され，期待される区社協を目指します。区社協が担う地域福祉推進の機能や役割を住民はもとより，まずは構成する役員が充分認識する働きかけを行い，その強力なリーダーシップのもとに事業を推進します。また東山区が立ち遅れている拠点の確保についても，有するべき機能や運動方針を充分に検討し実現に向けて取組みます。事業に要する財政は地域福祉の推進に不可欠なものであり，健全化にむけた取組みをすすめます。

3．計画の体系

東山区地域福祉活動計画

【基本理念】――『お互いを認め合い，お互いに支え合い，お互いが集い合える心ゆたかな“ひがしやま”』

【基本目標】――【基本計画】

- 1．住民の福祉活動に対する関心を高め，参加を促進する
  - 1．学区社会福祉協議会活動の支援
  - 2．ボランティア活動，福祉教育の推進
  - 3．当事者活動の支援・組織化
- 2．地域のネットワークづくりを通じて，住民の暮らしを支える
  - 1．地域福祉ネットワークづくりの推進
  - 2．情報活動の強化
- 3．東山区社会福祉協議会の基盤強化 ―― 1．組織の強化・拠点の確保・財政の安定

Ⅵ. 基本計画・実施計画

基本目標１

「住民の福祉活動に対する関心を高め，参加を促進する」

基本計画

１．学区社会福祉協議会活動の支援

２．ボランティア活動，福祉教育の推進

３．当事者活動の支援・組織化

☆「住民の福祉活動に対する関心を高め，参加を促進する」エレベーター

目標	「住民の福祉活動に対する関心を高め，参加を促進する」		
5階	**学区社協活動への協力・参画** ・問題解決への取組み ・活動の積極的アピール ・活動機会の提供・開発	**活動の支援** ・コーディネート機能の強化 ・拠点，備品の整備	**当事者の社会参加の促進** ・支援ボランティアの養成 ・活動拠点の確保
4階	**学区社協活動への理解促進** ・住民との懇談，問題の把握 ・リーダー，担い手の養成 ・他機関との交流・連携 ・地域福祉問題の普及・啓発	**活動機会の提供・開発** ・児童・生徒の体験プログラムの開発・実施 ・入門講座修了者への活動プログラムの提供・紹介・開発	**当事者活動の組織化支援** ・未組織化分野での組織化・仲間づくりに向けたイベント・学習会の開催 ・介護者の会の自立促進
3階	**学区社協活動の充実** ・すこやか学級の開催 ・広報紙の発行 ・役員研修の実施 ・福祉推進員の設置，ボランティアの組織化	**ボランティア活動の情報強化** ・活動実態の把握，活動の紹介 **福祉教育の取組み** ・学校との連携 ・地域の理解の促進	**当事者問題の啓発・理解促進** ・地域での交流・懇談 ・学習会・シンポジウムの開催 ・地域交流事業の実施
2階	**学区社協活動の実施** ・会食会・茶話会，ミニデイの開催 ・配食，布団乾燥，友愛訪問の実施	**ボランティアセンター事業の充実** ・ボランティアグループ連絡会，青少年ボランティア懇談会の設置・開催 ・ホームページ，メールによる情報の提供	**当事者（活動）の実態把握** ・団体・施設との情報交流 ・実態調査
1階	**学区社会福祉協議会の設置** ・役員体制・組織の整備 ・規約の制定	**ボランティアセンターの開設** ・相談・登録・紹介・斡旋 ・情報誌の発行 ・入門講座の開催 ・ユースアクションの実施	**当事者活動の支援** ・財政的支援 ・介護者の会の組織化・事務局の運営
現状	“ただいま３階です”	“ただいま２階です”	“ただいま１階です”
計画	１．学区社会福祉協議会活動の支援	２．ボランティア活動，福祉教育の推進	３．当事者活動の支援・組織化

1．学区社会福祉協議会活動の支援

学区社協の活動は，小地域での福祉活動を展開し，住民参加による地域社会を形成していくためにあります。すなわち，地域社会に発生する生活問題や福祉問題の解決を図り，住民が協力して安心して暮らせる地域社会を形成していくための重要な組織です。

そのために，区社協と学区社協の役割分担を明確にしたうえで，学区社協活動が充実するよう支援します。取組みにあたっては，学区社協と住民とが接点を多くもち，住民の思いを活動に反映させます。こうして，学区社協に対する理解・共感を得ながら，住民の小地域福祉活動への参加の促進に努めます。また，学区社協の役員・リーダーの養成を図るとともに，研修を通じての資質の向上を図り，組織の強化，活動の活性化につなげます。

＜重点活動１＞

『学区社協役員研修の強化』

学区社協の活動を充実させるためには，小地域福祉活動のリーダーである役員層の学習による育成は欠かせません。区社協は，学区社協の役員に「地域福祉活動計画」にもとづく学区社協活動のあり方を伝えるとともに，研修を通じたスキルアップを図ります。

内容は，学区ごとの実情に応じたものや，全学区共通のものなど，工夫した研修の機会を設定し，年間計画を立て体系的に実施します。

段階	活動内容
Step1	○全学区の役員や実務担当が参加する場で活動計画の報告・説明を行います。 ○それぞれの学区の役員会などへ出向き，計画についての意見交流・質疑などを行い，理解促進を図ります。
Step2	○学区社協はそれぞれ地域福祉活動をすすめるにあたっての課題を出し合い，区社協に提起します。 ○区社協は提起された課題を整理し，必要な研修内容を計画します。
Step3	○研修内容は，全学区に共通するものと，学区ごとのものの双方を企画・実施します。また，学区社協が独自でも研修を企画・実施できるよう支援します。 ○研修実施前・実施後の活動の違いを分析し，次の研修内容へつなげます。

＜重点活動２＞

『住民との交流・懇談会の実施』

学区社協の活動は，住民の日常生活に根ざした活動でなければなりません。そのためには，住民の持つニーズや問題の把握は，小地域での福祉活動をすすめるために必要不可欠な情報です。

そのために，区社協は学区社協と協力して，学区段階での定期的な住民との交流・懇談会の場を設けます。この場を通じ，学区社協と住民との結びつきを強め，住民の暮らしにかかわる思いを活動へ反映させるとともに，悩みの解決を図る支援をしていきます。

段階	活動内容
Step1	○区社協は，懇談の対象・内容を企画します。 ○各学区社協は，開催にあたっての地域諸団体との調整をすすめ，住民への周知・広報，会場の確保を行います。
Step2	○懇談で住民の日常の暮らしにかかわる悩みや思い，地域の問題をつかみます。 ○その場で対応できるものは，適切なアドバイスや情報の提供をすすめます。その場で対応が困難なものは，持ち帰り区・学区社協で対応を協議します。
Step3	○学区社協活動のなかで対応できるものは，可能な限りすみやかに実践するとともに，対応した内容・結果については，次回の懇談や広報で住民に知らせます。 ○区社協は，その学区社協を支援するために行政や関係機関等との調整を図ります。

＜重点活動３＞

『広報活動の充実』

学区段階での広報活動は住民にとりもっとも身近な情報入手手段です。そこで，現在すでに学区社協独自の広報紙を発行している学区社協に対しては，住民に必要な情報を提供することに努めるとともに，広報紙づくりやその内容の充実を支援していきます。現在のところ広報紙が発行できていない学区社協に対しては，モデルを提示するなど発行の支援を行います。これらのなかで，暮らしに役立つ福祉情報を提供していきます。

また，福祉まつりやイベント，その他多数の参加者が集う活動において，学区社協活動を積極的にアピールし，地域福祉活動の理解促進に努めます。

段階	活動内容
Step1	○広報紙が未発行の学区社協については，当面は年間 2 回の発行を目指して，紙面モデルの提示，暮らしに役立つ情報の提供をすすめます。 ○広報紙が発行できている学区社協についても，発行回数増，紙面の充実を図るため，掲載する情報の提供をすすめます。
Step2	○研修の機会なども通じ，広報紙の紙面づくりについて学ぶ場を設けます。 ○広報紙づくりが得意，協力できるといった地域の人材を区・学区社協で養成・募集するなど体制面強化などに工夫します。
Step3	○学区ごとに特色ある，ユニークで暮らしに役立つ紙面をつくっていくために必要な機材や人材の確保，業者の開拓をすすめます。 ○学区社協間で広報紙を交換しあい情報の共有をすすめ，紙面の充実につなげます。

『参加型活動の充実』

健康すこやか学級，会食会・茶話会，ミニデイなどは多数の高齢者が社会参加する貴重な機会です。学区社協は，それぞれの事業の対象者・方向性などを明確にするとともに，各々の事業が可能な限り参加者のニーズに即した内容のものを実施します。

また，常に高齢者が気軽に参加でき，地域での仲間づくりに結びつくような運営をすすめます。

『訪問型活動の充実』

配食サービス，寝具クリーニングサービス，友愛訪問などは学区社協の活動者が個別に対象者世帯を訪れサービスを提供している活動です。これらの事業の目的は，サービスを提供するだけではなく，対象者を訪問することにより，世帯の実態把握や見守り活動をすることも重要な目的です。

今後は，これらの目的をはっきりと位置付け，活動を強化し，学区社協と住民の信頼関係を深めます。

『生活支援活動の企画』

地域で高齢者や，障害者が暮らしているなかでは，様々な「困りごと」があります。そのなかには，住民同士の結びつきや支えあいで解決できるような，例えば外出する際の付き添いや，ごみだしなど簡易な家事の援助のようなものもあります。

区社協は，これら住民相互の見守りや支えあいによるインフォーマルな生活支援活動についての先進事例を研究し，その結果，学区の実情にあった生活支援活動を企画

し，可能なものから実施します。

『モデル事業の実施』

区社協は，学区社協からの各学区の特性，地域事情，福祉ニーズなどにもとづく独自の自由でユニークな発想・企画による事業をエントリー方式により実施します。実施内容によっては全学区に共通する取組みとして普及を図ります。

『財政支援の改善』

区社協は，学区社協事業への財源の効率的な執行を図るために，実態と乖離している助成方式を早急に改善し，事業の充実を財政面から支援します。あわせて，地域福祉活動計画で掲げられた重要な活動へは，重点的に配分します。

『ボランティアの育成と個人参加の促進』

区社協は，学区社協活動に賛同し，協力するボランティアや特定の経験・技術を活かしたボランティアを区域レベルで募集・養成します。学区社協は，広報活動などを通じ，学区レベルで活動への個人参加を広く呼びかけます。

『福祉推進員の設置の促進，活動の充実』

区社協は学区社協とともに，福祉推進員の設置を全学区で取組みます。その場合，福祉推進員は自治会・町内会の規模に応じた選出を図ります。設置済みの学区社協については，福祉推進員の役割を明確にし，地域福祉活動の理解を深めるための研修会を開催し，活動の充実につなげます。

『学区社協の活動交流の実施』

区社協は，学区社協の活動実践の報告・交流会を開催し，学区社協間の情報交換を図り，活動の充実につなげます。特に，近隣の数学区社協間の情報交換や連携を重視し，可能なものは共同事業に取組みます。

『学区社協組織の強化』

区社協は学区社協ごとの役員会などで，地域福祉活動計画及び年間事業計画の説明を行います。学区社協役員はそれをもとに事業計画を立案し，年度終了後は活動の振り返りを行い，次年度の活動の充実につなげます。

また，学区社協は事務局機能や専門部会の設置など組織の強化を図ります。

『関係機関・施設・団体との連携』

学区社協は，地域の関係諸団体などに対する学区社協活動の啓発をすすめます。特に民生児童委員（協議会）や社会福祉施設とは懇談会をもつなど情報交流，活動の連携を深めます。区社協は，区域レベルで学区社協と関係機関との連携がすすむよう，部会や懇談会等を通じバックアップしていきます。

2．ボランティア活動，福祉教育の推進

ボランティア活動は，参加を通じて地域での住民同士の結びつきや支えあいを深める貴重な機会です。また，何らかの問題によりボランティアの支援を必要とする人にとっては，地域での暮らしを豊かなものにする重要な活動です。このため，ボランティアについての関心を高め，実際の活動者へと結びつける取組みをすすめます。特に情報活動の強化，スクール・入門講座による人材育成をすすめるとともに，グループと他の住民参加活動との交流・連携を図ります。

児童や青少年たちは，社会の一員であり，今後の地域を担う大切な財産です。彼らが将来，地域で支えあいながら暮らしていくことが“特別なこと”ではなく，“自然なこと”として考え育つためには，子どもの頃からの福祉の心づくりが重要です。そのために，児童・生徒に対する福祉教育を教育関係者との協働によりすすめます。

＜重点活動１＞

『ボランティア育成の強化（スクール・入門講座の充実）』

住民のボランティア意識を向上し，自主的な活動への参加につなげるための講座を開催します。内容は，ボランティアについての基本や，実際の活動事例など関心を呼

びやすいものから実施し，年代や階層を考慮した開催を図ります。企業や学校，商店街など幅広い参加を呼びかけます。

また，当事者組織や施設，関係機関，行政などとも協議し，一定の知識や技術を必要とする支援ボランティアの養成講座についても企画・実施し，活動への参加を図ります。

段階	活動内容
Step1	○ボランティア活動の入門講座としてまず，年間 1 回程度「基礎講座」を開催し，ボランティアの基本や考え方などについて学び，参加意欲の増進を図ります。 ○活動希望者の相談内容から，年間 1 回程度，関心の高いもの（例：点字・要約筆記）など講座に取り入れます。
Step2	○特定の組織・企業と協議し，その領域に適当な講座の内容を企画・実施します。 ○主に「基礎講座」修了者を対象とするスキルアップ講座として，実際の活動事例の報告，活動場面の見学会など開催します。
Step3	○関係機関等と部会や懇談会などで，求める支援ボランティアについて協議し，介護ボランティアや外出支援ボランティアなどを養成する講座を開催します。 ○特に学生に対する広報を強くすすめ，支援ボランティアの養成を図ります。

＜重点活動２＞

『ボランティア関連の情報活動の強化』

ボランティア活動に関心のある人に対して，実際に活動に結びつくように，情報を分かりやすく届くよう提供します。まず，把握しきれていないボランティア活動の実態について，関係施設・団体，学校などと協力して情報を収集します。収集した情報をパンフレットにして活動希望者への紹介に活用します。

より多くの住民に情報提供を行うため，関係機関はじめ，学校，企業，店舗，駅など人の多く集まる場所に掲示板の設置を依頼します。また，年代に応じ，例えば学生などの活動希望者には，E メールによる情報発信を行うなど工夫します。

段階	活動内容
Step1	○施設・団体，学校等に対するヒヤリングや調査による実態把握を行います。 ○京都市福祉ボランティアセンターとの情報リンクにより，迅速な情報提供をすすめます。
Step2	○ヒヤリングや調査をもとに，活動紹介パンフレットを作成・配布します。 ○関係機関や学校，企業，店舗，駅などを訪問し，情報提供掲示板の設置を依頼します。
Step3	○活動紹介パンフレットは，最低隔年で更新します。 ○活動希望相談者の E メールアドレス帳を整備し，随時ボランティア情報を配信します。

＜重点活動３＞

『教育機関等との連携による福祉教育・体験プログラムの企画・実施』

区域においては，高等学校との懇談会を，学区域においてはモデル的に小・中学校や PTA，主任児童委員，学区社協，施設等を含めた連絡会を設置し，福祉教育・ボランティア体験学習に関する意見交流・情報収集を行います。これらの協議・意見をふまえた学習内容を学校や地域の特性にあわせて企画し，総合学習をはじめとする学校カリキュラムのなかで実施できるよう学校との連携をすすめます。また，学校における福祉教育関連の委員会などには，積極的に参画を働きかけます。

段階	活動内容
Step1	○高等学校との懇談会を開催し，学校サイドの取組みや要望，区社協の福祉教育に関する考え方などを意見交換します。 ○モデルとして，小学校に関係する学区社協，主任児童委員，施設と学校教諭，PTAとを対象に懇談会を開催し，福祉教育に関しての意見交換を行います。
Step2	○モデル小学校及び個別の高等学校に関して，学校と区社協が望むそれぞれの福祉教育の内容をすり合わせ，学校ごとにテーマを設定した体験プログラムの内容を協議します。
Step3	○プログラムの最初は，心づくりを重視した福祉・ボランティア活動の基礎講座からはじめ（年間３回程度），実際の体験（高校生は主にユースアクション）へとつなげます。 ○高等学校間の体験の情報交流を行い，次の学習内容の充実を図ります。

『活動機会の提供・開発』

ボランティア活動を希望する人に対して，参加機会を提供するために，入門講座修了生に対するアンケートの実施や活動相談者の希望を踏まえ，その内容に沿ったプログラムをつくります。

また，新たにボランティア活動を始めたい，グループを立ち上げたいという相談を広く受け付け，必要な情報の提供，関係者との連絡調整などのバックアップを積極的に担います。

『情報誌の充実』

全世帯に配布している情報誌「スクラム」を定期発行し，内容は広く区内のボランティア・市民活動の実態を伝えられるよう，わかりやすくユニークな紙面づくりに努めます。

『施設・当事者グループとの連携』

住民からの活動したいという希望をつなぐには，施設や当事者サイドがどのような活動を求めたいと考えているのか把握する必要があります。また，これら受入れ側でコーディネートにあたっている職員などとは，ボランティアに関する共通認識を深める必要があります。このため，懇談会や実態調査などを通じた情報交流・意見交換をすすめます。

『ボランティアグループ連絡会の開催』

活動の情報交換や親睦の場として，ボランティアグループ連絡会を定期開催し，互いの活動の交流，活性化を図ります。同時に，ボランティア活動上における課題を出し合い，解決を図るなどボランティア活動の振興に努めます。

『ボランティアグループ・学区社協活動交流会の開催』

ボランティアグループ，学区社協にかかわらず，その活動は住民の参加によりすすめられている活動です。区域・学区域で活動しているお互いの実践を交流し合うことで，日常的な協力や連携をすすめ，それぞれの活動の活性化につなげます。

『活動への助成，助成情報の提供』

ボランティアグループが活動をすすめるには，資金は欠かせません。グループの活動状況を判断し，地域福祉の向上や市民活動の活性化につながるものについての助成を行うとともに，民間財団等の助成情報を伝えるなど財政的な支援をしていきます。

『機材の整備，活動拠点の確保』

区社協の拠点確保とも連動したボランティア・市民活動が活性化するために必要な拠点の確保について取組みます。機材の提供については，ボランティアグループなどの意向を踏まえ，計画的に整備します。

『青少年ボランティア懇談会の開催』

ユースアクション（青少年福祉体験事業）や，新たな福祉教育・体験プログラムに

よる実践の交流を行います。また，多彩な青少年活動が展開されるよう，青少年活動センターとの日常的な連携を深めます。

3．当事者活動の支援・組織化

子育て世帯，障害者，高齢者，母子・父子世帯，介護者家族などの当事者による活動は，地域でのノーマライゼーションを進めるうえで重要な活動であり，その社会参加を促進し，自立を支援する取組みを行います。

まずは，当事者や当事者団体・グループとの交流・情報交換をすすめるなど，当事者の生活問題を把握・分析し，地域での理解の促進に努めると同時に，解決の支援を図ります。また，当事者の地域参加を促進するために，交流事業や学習会の開催を通じ，仲間づくりに結びつくように支援します。

＜重点活動１＞

『当事者の生活問題の把握と共有の促進』

当事者の社会参加を支援していくための基礎的な情報として，まず当事者が暮らしていくなかで直面している問題について，当事者組織や施設との連携を密にしながら，調査や懇談等の手法により把握します。明らかとなった問題は，学区社協をはじめとする地域諸団体や関係機関に対し，懇談会や広報活動を通じ伝え，問題の共有化をすすめ，支えあうことの理解促進を図ります。

段階	活動内容
Step1	○社会福祉施設・当事者団体と部会等のなかで，施設利用者・団体会員の生活問題の実態把握について意見交流を行います。
Step2	○調査・アンケート票を作成し，施設・団体の協力のもと実施します。 ○当事者団体とは，個別ヒヤリングなども行い，実態を把握します。
Step3	○収集した結果の報告集を作成します。 ○地域で行う懇談会や，区・学区社協の広報活動のなかで，広く当事者の生活問題を伝えます。

『子育てサークルの支援，子育てサロン活動の企画』

子育てサークル活動を行っているグループに対して，必要な情報の提供や助成制度の周知を行い，活動を支援します。また求める拠点の確保については，地域諸団体や関係機関に子育て支援活動の重要性を伝え，協力を呼びかけます。

区域レベルでの子育てサロン活動に関して，福祉事務所や保健所とも連携しながら学習会やイベントを通じた取組みをすすめます。

『障害者の地域参加の促進』

障害のある人が，いつでも気軽に集える居場所づくりとして，障害者のサロン活動について先進事例等を検証し，取組みを開始します。また，障害者の余暇活動の支援や，外出の支援，当事者による生活支援活動に協力するボランティアの養成・募集をすすめます。

『精神障害者・家族の組織化の支援』

保健所や共同作業所と連携し，こころの病を持つ当事者やその家族の組織化をすすめます。地域への精神保健福祉に関する啓発をすすめ，こころの病についての理解促進を図ります。

『介護者の会の自主運営の促進』

広報活動を強化し，活動の理解促進と会員の増強を図ります。介護保険事業所等とは交流・連携を深め，問題の共有化を図りサービスの向上とあわせ，介護者の負担軽減を目指します。また，介護 OB による活動への参画を呼びかけ会運営を強化します。他区の介護者の会とは連携をすすめ，互いの活動の交流を図ります。

基本目標２

「地域のネットワークづくりを通じて，住民の暮らしを支える」

基本計画

１．地域福祉ネットワークづくりの推進

２．情報活動の強化

☆「地域のネットワークづくりを通じて，住民の暮らしを支える」エレベーター

目標	「地域のネットワークづくりを通じて，住民の暮らしを支える」	
5階	**問題の把握・対策のネットワークの取組み** ・課題・ニーズのキャッチから，情報の提供，コーディネート，個別支援までの生活支援体制 ・地域福祉権利擁護事業による援助	**情報の循環・流通** ・関係機関・施設が情報を求める住民に対し，いつでも必要な情報を提供できる状態
4階	**地域の理解の促進** ・民生児童委員，主任児童委員，老人福祉員，学区社協，福祉推進員をはじめとする地域のキーパーソンとの見守り・支えあいに対する共通認識の確立	**情報の共有** ・関係者同士による情報の授受・蓄積
3階	**施設・事業所との連携** ・地域子育て支援ステーション，授産施設・共同作業所，在宅介護支援センターとの連携による共通認識の確立	**情報の伝達** ・わかりやすく伝える手段 ・対象に応じた媒体の活用
2階	**行政との共通認識の確立** ・こころのふれあいネットワーク，子育て支援調整会議への参画	**情報の確保・分析** ・調査・研究の実施 ・相談による情報確保
1階	**障害児者デイ銭湯の実施・拡充** ・医師会・浴場組合・当事者団体との連携 ・学校，PTAとの連携 ・学区社協での交流事業の実施	**情報の提供** ・広報紙の発行 ・ホームページの開設
現状	“ただいま２階です”	“ただいま１階です”
計画	**地域福祉ネットワークづくりの推進**	**情報活動の強化**

１．地域福祉ネットワークづくりの推進

ノーマライゼーションをすすめるために，住民の生活支援を地域福祉の関係ネットワークにより行います。行政とのパートナーシップの強化をすすめるとともに，その所管する既存の連絡会・ネットワークには積極的に参画し，住民の生活・福祉問題を共有し，協働して解決を図ります。区社協の組織性を活かした関係施設，団体・機関との連携を

強め，課題の発見・把握から共有，支援に至るネットワークづくりをすすめ，誰もが安心して暮らせる自立生活支援体制の構築を目指します。また，ネットワークの取組みを背景とし，行政にとっても必要な実施すべき，あるいは改善すべき問題を提起・提案し，安心して暮らせる地域づくりの形成をすすめます。

＜重点活動１＞

『福祉のまちづくり推進懇談会の設置（区役所との連携強化）』

地域住民の生活を支える公的機関である区行政と民間団体である区社協とで，福祉のまちづくりをすすめるための公私協働による懇談会を設置し，東山区の総合的な地域福祉のネットワークをつくります。そのなかで，協力して地域に起こっている問題，埋もれている住民の生活意識・実態を把握し，地域福祉をすすめるうえでの課題を共有します。そして，互いの持つ機能や情報，資源を持ち寄り，課題の解決策を協議し，それぞれの役割分担のもとに取組みます。

段階	活動内容
Step1	○区役所の地域福祉にかかわる担当者及び区社協担当者による検討会議を月 1 回程度開催し，そのなかで地域福祉推進のすすめ方・あり方について協議します。 ○対象分野ごと（児童・障害・高齢など）の課題，学区ごとの課題などを提起しあい，わかりやすい具体的な活動目標を設定します。
Step2	○区役所との連携のもとで，区域の全体的なネットワークをつくります。 ○可能なところから学区レベルのネットワークづくりをすすめます。
Step3	○区域・学区域のネットワークで年間最低 1 つの課題項目を設定し，解決に取組みます。 ○1 つの課題解決に対する取組み前後の評価・振り返りを徹底し，不備の是正，次の課題に取組みます。

＜重点活動２＞

『子育て支援ネットワークの推進』

子どもを安心して産み，育てられる地域づくりは，少子化がすすむ東山区にとって重要な課題です。母親が地域で孤立せず，安心して子育てができるように，子ども支援センターと連携しながら，子育て問題の発見から対策に至る協議・支援体制を築きます。

また，地域子育て支援ステーション等保育園や児童館とも協力し，地域に子育て問題についての理解を促進・普及させるために，地域諸団体とのコーディネートをすす

めるとともに，地域での懇談会や区域でのシンポジウムを企画・実施します。

段階	活動内容
Step1	○子ども支援センターと連携し，全体的な区域のネットワークのすすめ方・あり方を協議します。 ○月 1 回程度構成する関係機関との担当者レベルでの情報交流を行い，ワークショップなどでそれぞれ関係機関がもつ疑問・課題を出し合います。
Step2	○課題別（障害・虐待，地域・環境，母親支援など）のネットワークを小チームで形成し，隔月程度の情報交流，カンファレンスなどを通じ，課題の解決をすすめます。
Step3	○小チームでの取組み，課題を区域のネットワークに持ち上げ，研修会等を通じ全体の共有化をすすめます。 ○子育て問題の理解促進のために，シンポジウムの開催や地域懇談会での普及を図ります。

『共同作業所連絡会の設置・運営』

他分野の共同作業所間の情報交流をすすめ，共同作業所における障害者問題の把握，解決に向けた連携を図ります。

『障害者支援ネットワークの推進』

障害児者デイ銭湯実行委員会の構成団体である医師会，浴場組合，当事者団体，ボランティアグループなどと，デイ銭湯事業の展望とともに障害児者への新たな生活支援事業について協議します。これら関係ネットワークとの連携のもとで，障害児者の自立を支援します。

『こころのふれあいネットワークとの連携』

保健所と連携し，精神障害に関しての地域の啓発・理解の促進を図ります。当事者及びその家族の支援・組織化やサロン活動の研究をすすめます。

『在宅介護支援センター連絡会との連携』

介護保険制度下における要援護高齢者・家族の実態に関して，情報交換・意見交流を図るとともに在宅生活支援について，地域のインフォーマルなサービス，人材，その他社会資源のコーディネートを行います。また，段階をおって介護保険事業所間の共同カンファレンス，情報交流，共同事業の企画などに取組みます。

『老人クラブ・老人福祉センター・いこいの家との連携』

高齢者の地域での仲間づくり，生きがいづくりをすすめる関係施設・団体との連携をすすます。特にこれら団体・施設の活動と区域・学区域段階の関係機関や地域諸団体とのコーディネートに努め，共同での事業や取組みがすすむよう支援します。

『小地域福祉ネットワークの企画・推進』

民生児童委員・主任児童委員，老人福祉員，学区社協・福祉推進員をはじめとする地域の福祉活動実践者と，住民相互の支えあいについての共同・
連帯意識を高めるための懇談会を開催します。地域特性をつかみ，起こっている問題に対してはすばやくキャッチし，必要な情報提供，協力者の確保，専門機関へのコーディネートなど住民にもっとも身近な生活圏域での支援体制づくりにつなげます。

『政策の提言』

福祉問題をはじめとする行政施策の充実・改善に向け，住民サイドからの要望として取りまとめ，関係ネットワークとの連携により提起・提案します。

『地域福祉権利擁護事業の推進』

国・府・市の動向をふまえ，高齢者及び障害者の地域生活における権利保障の取組みを京都市社協との連携のもとにすすめます。生活支援員の確保，地域での権利擁護（保障）問題の普及・啓発をすすめるとともに，支援のための関係者・社会資源とのコーディネートに努めます。

2．情報活動の強化

地域に起こっている問題に対して，必要な情報があることで解決できることは少なくありません。広報紙の充実はもとより，住民・当事者が求める福祉関連情報や地域におこっている問題の把握を行い，分析に努め提供手段の工夫・強化をすすめます。

＜重点活動１＞

『保健福祉に関する相談機関情報集の発行』

住民が何らかの生活・福祉問題に直面したとき，対応してくれる相談窓口があらかじめ分かっていれば，速やかな問題の軽減・解決に役立ち，また安心感にもつながります。このため，住民の暮らすのなかでの子育てや，心身の障害，介護や痴呆など保健福祉にかかわる相談に対応している施設や機関などの事業内容や取組みの情報を集め，報告集としてまとめ，分かりやすく住民に提供します。

段階	活動内容
Step1	○保健福祉の行政機関や関係施設・団体などに協力を呼びかけ，必要資料を収集するとともに，それらを通じ新たな事業等の情報を発掘します。
Step2	○収集した情報を分かりやすく取りまとめ，住民の暮らしに役立つ相談機関情報集の原案を作成します。 ○情報集の内容をホームページに掲載したり，相談機関等のリンクをすすめます。
Step3	○民間助成財団などの助成制度を活用し，その資金を得て「暮らしに役立つ情報集」として印刷・製本し，全世帯配布の実現を目指します。

『広報紙の充実』

広報紙「ひがしやま」は可能な限り発行回数を増やし，福祉関連情報の提供や地域の活動状況を広く伝えます。また，障害者や高齢者など対象を設定した情報の提供にも取組みます。

『インターネットの活用』

ホームページの充実を図るとともに，更新に携わるボランティアを募ります。関係機関・施設にもホームページの相互リンクを呼びかけます。

『情報提供手段の工夫・強化』

ボランティア関連情報ともあわせ，関係機関はじめ，学校，企業，店舗など人の多く集まる場所に掲示板の設置を依頼し，住民生活に身近な場所での情報提供をすすめます。

『生活意識・実態調査の実施』

行政や地域諸団体とも協力し，住民を対象とする調査を実施し，広く東山区で生じている生活・福祉問題を把握します。把握した問題の解決については，社協の地域福祉活動への反映や，行政施策への提起などを行うとともに，ネットワークと協働した解決に取組みます。

『相談対応』

様々な問題を抱える住民からの相談に対して，その人に的確・適切な制度・サービス，機関の紹介などのコーディネートに努めます。また記録を整備し，相談の内容を分析し事業に反映します。

基本目標３

「東山区社会福祉協議会の基盤強化」

基本計画

１．組織の強化・拠点の確保・財政の安定

☆「東山区社会福祉協議会の基盤強化」エレベーター

目標	「東山区社会福祉協議会の基盤強化」
5階	**住民・関係機関・行政からの信頼・期待の醸成** ・住民が安心して暮らせる生活・福祉の環境づくり ・地域福祉推進に要する拠点確保の機運の高まり
4階	**社会福祉協議会への理解の促進** ・賛助会員の増強 ・積極的な参加・連携・協働
3階	**事業目的の明確化** ・事業に対する役職員の意識・責任感の向上 ・事業評価の確立 **開かれた区社協づくり** ・幅広い住民・機関の参画による組織 ・事業・財政の情報公開
2階	**東山区社会福祉協議会の活性化** ・地域福祉活動計画の策定
1階	**東山区社会福祉協議会の法人化** ・法人体制の確立 ・専任職員の配置 ・自主財源の確保 ・ボランティアセンターの開設
現状	“ただいま２階です”
計画	**組織の強化・拠点の確保・財政の安定**

１．組織の強化・拠点の確保・財政の安定

東山区の地域福祉推進のためには区社協の基盤強化が不可欠であることを住民，福祉関係者，役員の共通認識とします。そのために，特に役員研修の充実を重点的に行います。地域福祉を推進する中核組織にふさわしい，充実した組織・機能・財源を有し，住民から信頼され期待される区社協づくりをすすめます。

＜重点活動１＞

『役員研修の強化』

地域福祉をすすめる社会福祉協議会の機能と役割，責任について，役員を対象とする研修を体系的にすすめ，役員がリーダーシップを発揮するもとでの法人運営につなげます。研修の内容は，役員の関心が高いもの，役員の企画によるものなど工夫して実施します。

段階	活動内容
Step1	○正副会長会議で研修体系の協議を行います。 ○全体研修，課題別研修，会員区分別研修，新任役員研修など対象・内容の大枠を設定し体系化します。
Step2	○年間１回の新任役員研修を企画・実施します。 ○全体研修，課題別研修をそれぞれ年間１回実施します。研修実施後は討論やアンケートを必ず行い，次の研修内容や事業への反映に活かします。
Step3	○年間一つのテーマを決め，それに基づく研修会を開催し，議論・協議を経て役員の企画による次年度の事業を必ず一つは設定し，取組みます。

『担当理事制度の検討』

理事が等しく法人運営に参画し，執行責任を分担することを目的に，他都市社協の先進事例等を参考に，制度の導入の是非を検討します。

『監事会の活性化』

年間事業・予算の執行に関して，その進捗状況の確認及び意見具申のための監事会を四半期ごとに開催します。

『一般会員加入の促進』

ボランティアグループや当事者組織などの市民活動団体，訪問看護ステーション，居宅介護支援事業所などの法人加入を促進します。必要な諸規程の改正などについては随時行います。

『苦情解決の推進』

法人の事業に関しての苦情，不満，疑問を広く受け付け，適切に対応するとともに，役員会にて報告し，共通認識のもと事業の向上・充実に努めます。

『総合福祉センター整備に向けた調査・研究・運動』

地域福祉の拠点づくりに向けて，プロジェクトを設け協議・検討を開始します。その際，役職員はもとより住民や行政，関係機関の理解が得られるように取組みます。

『自主財源（賛助会員・共同募金配分金）の増強』

賛助会員については，世帯加入を重視して取組むこととし，特に法人加入を促進するために，訪問による説明などで加入促進を図ります。共同募金配分金については，年間執行計画及び報告について，共同募金会地区支会と懇談会を開催するなど，地域福祉活動への共通理解をすすめます。

『民間助成制度の活用』

地域福祉活動計画に関連した新規事業や，先駆的事業などに対して民間助成制度の活用を積極的にすすめます。

『既存事業の見直し』

既存事業の見直しをすすめるとともに，地域福祉活動計画において優先されるものに対して，重点的に配分し執行します。

『情報の公開・透明性の確保』

地域福祉活動への正しい理解と協力をすすめるため，区社協の事業や財政の執行状況の情報を広く公開するルールを定め，求める人に対して提供します。

東山区地域福祉活動計画 実施計画

＊優先度は高いものから S→A→B→C の順となっています。
優先度は時間的なもの，内容等を総合的に考慮したうえで設定しています。

学区社会福祉協議会活動の支援

実施活動	優先度	対　象	推進体制	年次計画					達成目標
				15	16	17	18	19	
学区社協役員研修の強化	S	学区社協 役員・リーダー	区社協が企画・実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	全区共通を年３回開催 学区ごとを年２回開催
住民との交流・懇談会の実施	S	学区住民	区社協が企画 学区社協が開催	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	学区ごとに年４回開催
広報活動の強化	S	学区住民	学区社協が発行 区社協が情報提供	検討	実施	⇒	⇒	⇒	全学区発行 年間４回発行
参加型活動の充実	B	対象住民	学区社協で企画・実施	検討	⇒	実施	⇒	⇒	参加者への意向把握 参加者のグループ化
訪問型活動の充実	B	対象住民	学区社協で企画・実施	検討	⇒	実施	⇒	⇒	対象者の実態把握と記録の整備
生活支援活動の企画	C	対象住民	区・学区社協で研究・企画	検討	⇒	⇒	実施	⇒	活動事例集の作成
モデル事業の実施	B	学区社協	学区社協が企画・実施 区社協が実施支援	検討	⇒	実施	⇒	⇒	計画期間内で５学区程度指定
財政支援の改善	A	学区社協	区社協で改善案立案	実施	達成				新実施要綱の作成
ボランティアの育成と個人参加の促進	C	学区住民	区社協が区域で実施 学区社協が学区域で実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	学区社協事業へ個人ボランティアが日常的に参加
福祉推進員の設置の促進，活動の充実	B	学区社協 福祉推進員	区・学区社協間で個別協議	検討	実施	⇒	⇒	⇒	研修会は年間２回程度開催 全学区での設置の促進
学区社協の活動交流の実施	A	学区社協 役員・リーダー	区社協が企画・実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	年間１回開催
学区社協組織の強化	B	学区社協	学区社協が実施 区社協が実施支援	検討	実施	⇒	⇒	⇒	事業評価の確立・事務局機能の確立，部会等の設置
関係機関・施設・団体との連携	C	学区社協	学区社協が実施 区社協が実施支援	検討	実施	⇒	⇒	⇒	共同事業（まつり，学習会他）の実施

ボランティア活動，福祉教育の推進

実施活動	優先度	対　象	推進体制	年次計画					達成目標
				15	16	17	18	19	
ボランティア育成の強化 （スクール・入門講座の充実）	S	一般住民	区社協が企画・実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	年間２回程度開催
ボランティア関連の情報活動の強化	S	一般住民	区社協が実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	活動紹介パンフレットの作成，隔年更新 掲示板の拠点への設置
教育機関等との連携による福祉教育・体験プログラムの企画・実施	S	学校 児童・生徒	区社協が関係機関等と実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	学校ごとのプログラムの開発・実施
活動機会の提供・開発	B	一般住民	区社協が実施	検討	⇒	実施	⇒	⇒	活動プログラムの開発
情報誌の充実	A	全世帯	区社協が発行	実施	達成				年間３回定期発行
施設・当事者グループとの連携	B	ボランティアグループ 関係施設	区社協が実施	検討	実施	⇒	⇒	⇒	実態調査・懇談の定期実施
ボランティアグループ連絡会の開催	B	ボランティアグループ	区社協が開催 ボランティアグループ間が交流	検討	実施	⇒	⇒	⇒	年間２回開催
ボランティアグループ・学区社協活動交流会の開催	B	ボランティアグループ 学区社協	区社協が企画・開催 ボランティアグループ・学区社協が交流	検討	⇒	実施	⇒	⇒	年間１回開催
活動への助成，助成情報の提供	B	ボランティアグループ	区社協が実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	ボランティアグループの活動資金の充実
機材の整備，活動拠点の確保	C	ボランティアグループ	区社協が実施	検討	実施	⇒	⇒	⇒	ボランティアグループの活動環境の充実
青少年ボランティア懇談会の開催	B	青少年ボランティア	区社協が企画・開催 青少年ボランティアが交流	検討	実施	⇒	⇒	⇒	年間２回開催

当事者活動の支援・組織化

実施活動	優先度	対　象	推進体制	年次計画					達成目標
				15	16	17	18	19	
当事者の生活問題の把握と共有の促進	S	当事者	区社協が実施 関係団体と協力	検討	実施	⇒	⇒	⇒	実態調査の実施 懇談・広報を通じた共有
子育てサークルの支援・子育てサロン活動の企画	B	子育て世帯	区社協が企画・実施 福祉事務所・保健所と協力	検討	⇒	実施	⇒	⇒	学習会・イベントの開催 子育て世帯の組織化
障害者の地域参加の促進	B	障害者世帯	区社協が企画・実施 関係団体と協力	検討	⇒	実施	⇒	⇒	サロン活動の企画・実施 支援ボランティアの養成
精神障害者・家族の組織化の支援	B	精神障害者世帯	区社協が企画・実施 保健所・作業所と協力	検討	⇒	実施	⇒	⇒	精神障害者世帯の組織化
介護者の会の自主運営の促進	B	介護者の会	介護者の会が運営 区社協が運営支援	検討	実施	⇒	⇒	⇒	会員の増強 介護 OB の運営参画

地域福祉ネットワークづくりの推進

実施活動	優先度	対　象	推進体制	年次計画					達成目標
				15	16	17	18	19	
福祉のまちづくり推進懇談会の設置（行政との連携強化）	S	一般住民	区社協・区役所で企画・実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	日常的な協議・連携 役割分担による事業の実施
子育て支援ネットワークの推進	S	子育て世帯	区社協・子ども支援センターの連携で企画・実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	子育て問題に対し，迅速・適切に対応できる協力体勢
共同作業所連絡会の設置・運営	B	共同作業所	区社協が開催	検討	実施	⇒	⇒	⇒	年間２回開催
障害者支援ネットワークの推進	A	障害者	区社協と障害児者デイ銭湯実行委員会で企画・実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	障害児者デイ銭湯事業からの発展による新規の生活支援活動の開発
こころのふれあいネットワークとの連携	B	精神障害者	区社協と保健所の連携	検討	⇒	実施	⇒	⇒	年間１回程度の講座・作品展の開催 サロン活動の企画
在宅介護支援センター連絡会との連携	B	要援護高齢者	在宅介護支援センター連絡会と区社協が協力	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	隔月程度連絡会に参画し，地域福祉活動の状況等の意見交流
老人クラブ・老人福祉センター・いこいの家との連携	B	高齢者	区社協と関係団体・施設で企画・実施	検討	⇒	実施	⇒	⇒	区域・学区域での共同事業の実施
小地域福祉ネットワークの企画・推進	B	対象住民	区社協が企画・実施 学区社協・学区民協等との協力	検討	実施	⇒	⇒	⇒	地域での見守り体制の確立
政策の提言	C	一般住民	区社協が実施 関係機関・団体・施設との協力	検討	⇒	⇒	実施	⇒	活動計画期間内に住民の福祉要望の取りまとめと行政等への提起・提案
地域福祉権利擁護事業の推進	C	対象住民	市・区社協が連携実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	区社協を中核とする市社協・地域社会資源のコーディネート体制の確立

情報活動の強化

実施活動	優先度	対　象	推進体制	年次計画					達成目標
				15	16	17	18	19	
保健福祉に関する相談機関情報集の発行	S	一般住民	区社協が関係機関との協力で実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	情報集の全世帯発行
広報紙の充実	A	一般住民	区社協が実施	実施	達成				広報紙「ひがしやま」の年間2回定期発行
インターネットの活用	B	一般住民	区社協が実施	検討	実施	⇒	⇒	⇒	専門ボランティアの募集・養成 毎月1回程度，内容の更新
情報提供手段の工夫・強化	B	一般住民	区社協が実施	検討	実施	⇒	⇒	⇒	掲示板の設置の促進
生活意識・実態調査の実施	C	一般住民	区社協が関係機関の協力で企画・実施	検討	⇒	実施	⇒	⇒	実態調査の実施・分析及び地域福祉活動への反映
相談対応	B	一般住民	区社協が実施 関係機関と連携	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	記録の整備 適切なサービス・情報の提供

組織の強化・拠点の確保・財政の安定

実施活動	優先度	対　象	推進体制	年次計画					達成目標
				15	16	17	18	19	
役員研修の強化	S	区社協役員	役員・事務局で企画・実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	年間4回自主開催 外部研修へ年間複数回参加
担当理事制度の検討	C	区社協役員	役員・事務局で検討	検討	⇒	⇒	実施	⇒	活動計画実施期間内に報告書作成
監事会の活性化	A	区社協	監事・事務局で実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	年間4回実施
一般会員加入の促進	B	民間事業所，ボランティアグループ，当事者組織等	事務局で実施	検討	⇒	実施	⇒	⇒	諸規程の改正 訪問看護st，ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｸﾞﾙｰﾌﾟ，当事者組織の会員加入
苦情解決の推進	B	一般住民	事務局で実施	検討	実施	⇒	⇒	⇒	広報紙・インターネット上での周知及びＥメール等を活用した対応，法人運営への反映
総合福祉センター整備に向けた調査・研究・運動	A	京都市行政	役員・事務局で企画・実施 区行政・関係機関等と連携	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	京都市関係部局への要望・提言
自主財源（賛助会員・共同募金配分金）の増強	B	一般住民	学区社協・事務局で実施 共同募金会と連携	検討	実施	⇒	⇒	⇒	世帯加入率の向上・法人会員の増強 共同募金会地区支会との懇談の開催
民間助成制度の活用	B	区・学区社協	区社協・学区社協で実施	検討	⇒	実施	⇒	⇒	活動計画主要事業への申請・導入
既存事業の見直し	B	区・学区社協	区社協・学区社協で実施	検討	実施	⇒	⇒	⇒	既存事業の改廃
情報の公開・透明性の確保	A	一般住民	事務局で実施	検討	実施	⇒	⇒	⇒	公開ルールの作成 住民の閲覧・複写の提供

Ⅶ. 計画の進行管理

1．活動計画の普及

活動計画は，大きく次の方法により東山区民並びに地域福祉にかかわる関係者に幅広く普及させ，理解の促進を図っていきます。

『普及版（ダイジェスト版）の作成・配布』

活動計画の策定後，すみやかに普及版の作成に着手し，全世帯配布を目途に広く区民の方への周知を図ります。

『研修会・シンポジウム・懇談会等の開催による普及・宣伝』

幅広い住民の方への広報・啓発を図るとともに，参加者からの生の声を聞く機会として研修会やシンポジウム，懇談会等を開催します。

『広報紙・ホームページでの広報』

情報の公開もあわせ，広報紙「ひがしやま」，ホームページに計画の概要を掲載します。

2．活動計画の進行状況の評価・点検

活動計画を着実に遂行するとともに，定期的に進行状況の評価・点検を行いながら内容の充実を図ります。計画期間内で実施活動の状況が低調なもの，達成目標に至らないと予想されるものについては，随時見直しをすすめ，その他の活動を重点的に行ったり，次期計画以降への継続課題へと踏襲したりするなど，計画の効率的・合理的な進行に努めます。

そのための手法は，次のとおりです。

『活動計画推進チームの編成』

進行管理を行うとともに，達成状況への助言や意見具申を行い，計画の評価・

分析にあたる推進チームを編成します。

最低年間３回程度（年度当初・半期・年度末）のチームによる協議の場をもち，その議論を踏まえて「管理表」を作成します。チームの編成は，役職員・関係者・住民などを含めての構成とします。

『活動計画進行管理表の作成』

活動計画に盛り込んだ実施活動及びその達成状況に対して，年度ごとに当初・半期・年度末時におけるそれぞれの進行状況を明らかにするための管理表を作成します。この管理表をもとに円滑・着実な取組みをすすめます。

管理表の試案は，次のとおりです。

「進行管理表」（試案）

実施活動	年次計画					○年度 当初目標	○年度 上半期進行状況	○年度 達成状況	次年度への 課題
	15	16	17	18	19				

『役員会等による進行管理』

理事会・監事会・評議員会，部会・委員会，学区社会福祉協議会会長会など機関会議等において，進行状況の報告・管理・評価を行い，意見を聴取のうえ，計画の充実及び役職員の一体性の保持を図ります。

Ⅷ. 関係資料

東山区地域福祉活動計画策定経過

年月日	会議等の名称	主な内容
平成13年 12月6日	第1回 策定委員会	◇講演「地域福祉活動計画とは」 講師　龍谷大学 村井 龍治 教授 ◇経過報告 ◇委員委嘱，正副委員長の選任 ◇地域福祉活動計画の概要 ◇策定までのタイムスケジュール ◇意見交流
平成13年 12月28日	第1回 事務局会議	◇必要資料の確認，今後の作業内容の確認 ◇計画の目次化
平成14年 1月24日	第2回 事務局会議	◇東山区社協事業の現状把握 ◇区社協の基盤強化に関する現状把握
平成14年 2月7日	第3回 事務局会議	◇区社協の基盤強化に関する現状把握 ◇学区社協活動に関する現状把握
平成14年 2月18日	第4回 事務局会議	◇学区社協活動に関する現状把握 ◇ボランティア活動に関する現状把握
平成14年 3月15日	第5回 事務局会議	◇ボランティア活動に関する現状把握 ◇福祉サービスに関する現状把握
平成14年 3月22日	第6回 事務局会議	◇地域福祉ネットワークに関する現状把握 ◇情報提供に関する現状把握
平成14年 4月30日	第7回 事務局会議	◇当事者組織の育成に関する現状把握 ◇相談事業に関する現状把握 ◇評価システムに関する現状把握
平成14年 5月10日	第8回 事務局会議	◇地域福祉活動をすすめるにあたっての重要な3つの視点を設定 「幅広い住民層が地域福祉活動へ参画できるように，情報や学びあう場の提供をすすめる」 「地域の福祉問題を解決するためには，関係機関やボランティア，施設などとの協働システムが必要」 「当事者の組織化を図ったり，福祉サービスの実践を通じ自立を支援するなど，住民の権利を擁護する取組みをすすめる」
平成14年 5月16日	第1回 作業部会	◇東山区の地域福祉活動の現状 ◇地域福祉活動計画の方向性，今後の検討課題・作業日程の確認
平成14年 6月27日	第2回 作業部会	◇学区社協の成立過程から現在までの変容 ◇学区社協に求められるもの
平成14年 7月16日	第3回 作業部会	◇学区社協活動の充実に向けての課題 ◇学区レベルでの子育て支援活動や障害者・高齢者の自立・社会参加の促進

年月日	会議等の名称	主な内容
平成14年 8月7日	第9回 事務局会議	◇福祉活動における「住民参加」とは？ ◇住民参加における学区社協活動・ボランティア活動・当事者活動
平成14年 8月8日	第4回 作業部会	◇ボランティア活動をめぐる現状と社協ボランティアセンターを取巻く状況 ◇東山区でのボランティア活動，福祉教育の取組みについて
平成14年 8月22日	第5回 作業部会	◇ボランティア活動，福祉教育の充実に向けて ◇当事者組織の育成・支援 ◇住民の福祉活動への「参加」とは？
平成14年 9月19日	第10回 事務局会議	◇社協が福祉サービス・生活支援活動を手がける意義について ◇ネットワークの目的とは？
平成14年 9月24日	第6回 作業部会	◇関係行政機関からの報告・助言 「制度・施策の状況・社協への期待」 保健所健康づくり推進課 指導係：廣部係長 福祉事務所 支援係：白澤係長 長寿社会課：熊谷係長
平成14年 10月8日	第11回 事務局会議	◇社協が行う相談援助，情報提供 ◇今後の作業日程の確認
平成14年 10月31日	第12回 事務局会議	◇現状と課題（素案） ◇基本目標・基本計画・実施計画（素案） ◇次回委員会の内容・研修会の内容
平成14年 11月29日	第7回 作業部会	◇現状と課題（素案） ◇基本目標・基本計画・実施計画（素案）
平成14年 12月10日	第2回 策定委員会	◇講演「策定作業から見えてきた東山区の地域福祉活動の課題と展望」 講師　龍谷大学 村井 龍治 教授 ◇中間報告
平成14年 12月26日	第13回 事務局会議	◇基本計画修正 ◇重点活動のしぼりこみ
平成15年 1月21日	第14回 事務局会議	◇重点活動の確定 ◇実施計画の確定
平成15年 3月3日	第3回 策定委員会	◇作業経過報告 ◇最終報告承認

＊第1回・第2回策定委員会は開催に先立ち，策定委員並びに東山区社協役員（理事・監事・評議員・参事）を対象として講演会を開催。

＊作業部会は策定委員のなかから4名を指名し，学識経験者・事務局職員とともに活動に焦点をあて検討を重ねる。

＊事務局会議は学識経験者・事務局職員にて，活動計画策定全般にわたる作業・検討・文章作成を行う。

社会福祉法人 京都市東山区社会福祉協議会

地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目　的）

第１条　　この委員会は，京都市東山区における地域住民の高まる福祉ニーズや福祉課題に応えるとともに，地域福祉推進のための京都市東山区社会福祉協議会（以下，「本会」）地域福祉活動計画（以下，「計画」）を策定することを目的に設置する。

（委　員）

第２条　　委員会の委員は，次に掲げるもののなかから構成し，本会会長が委嘱する。

（１）本会役員

（２）行政関係者

（３）学識経験者

（４）その他本会会長が指名する者

２　　委員の任期は，委嘱の日から計画策定日までとする。

３　　補欠により就任した委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（役　員）

第３条　　委員会に委員長１名，副委員長２名を置き，委員の互選により選出する。

２　　委員長は会議を招集するとともに，委員会を代表し，会務を統括する。

３　　副委員長は委員長を補佐し，会長に事故あるときはその職務を代行する。

（作業部会）

第４条　　委員会の研究作業を円滑に進めるため，作業部会を設置することとする。

２　　作業部会は，委員長が指名する者にて構成する。

（事務局）

第５条　　委員会に関する庶務を処理するため事務局を置く。

２　　事務局は，本会事務局職員にて構成する。

（その他）

第６条　　委員会は必要があると認めたときは，委員以外の者を参加させ，意見を求めることができる。

（補　則）

第７条　　この設置要綱に定めるもののほか必要な事項は，会長が別に定める。

（附　則）

この要綱は，平成 13 年 11 月 26 日より施行する。

地域福祉活動計画策定委員会

委 員 名 簿

役　職	氏　名	所　属
委員長	澤田　東一郎	東山区社会福祉協議会会長・共同募金会東山地区支会 副支会長
副委員長	石居　志郎	東山区社会福祉協議会副会長・東山医師会長
	村井　龍治	学識経験者・龍谷大学社会学部臨床福祉学科教授
委　員	植村　一彦	東山区社会福祉協議会理事・粟田社会福祉協議会 会長
	堀　仁郎	東山区社会福祉協議会理事・一橋社会福祉協議会 会長
	木ノ下　暁	東山区社会福祉協議会理事・養護老人ホーム洛東園 園長
	＜前任＞菱田　勲	前東山区社会福祉協議会理事・社会福祉法人洛東園 常務理事
	山本　幸彦	東山区社会福祉協議会理事・東山区老人クラブ連合会 会長
	野間　克博	東山区社会福祉協議会理事・東山区福祉部長
	＜前任＞今城　孝男	前東山区社会福祉協議会理事・東山区福祉部長
	森本　好子	東山区社会福祉協議会評議員・貞教社会福祉協議会 会長
	高宮　郁子	東山区社会福祉協議会評議員・なづな学園 園長
	植木　正義	東山区社会福祉協議会評議員・東山区身体障害者団体連合会 会長
	西村　光男	東山区社会福祉協議会評議員・東山区保健部次長
	＜前任＞竹口　行男	前東山区社会福祉協議会評議員・東山区保健部次長
	吉澤　秀則	学識経験者・社会福祉法人小松谷福祉会 理事長
(委員・作業部会員)	折田　孝一	会長指名・新道社会福祉協議会副会長・新道民生児童委員協議会 副会長
(委員・作業部会員)	松永　洋子	会長指名・東山区民生児童委員会 副会長
(委員・作業部会員)	木村　信夫	前東山区社会福祉協議会評議員・修道社会福祉協議会会長
(委員・作業部会員)	今村　寿子	会長指名・一橋社会福祉協議会副会長
	梶　宏	会長指名・東山区介護者の会「つくし」世話人代表
	＜前任＞広瀬　節子	会長指名・前東山区介護者の会「つくし」世話人代表
	小森　敦子	会長指名・ボランティアグループ「ありんこ座」代表
	松永　俊治	会長指名・立命館大学ボランティアコーディネーター養成プログラム修了生

地域福祉活動計画策定委員会事務局

役　職	氏　名	所　属
事務局	藤川　雅雄	東山区社会福祉協議会事務局長
	＜前任＞古村　聰	前東山区社会福祉協議会事務局長
	宮本　昭宏	東山区社会福祉協議会主任
	上野　正則	東山区社会福祉協議会主事
＜アシスタント＞	柴田　友佳	龍谷大学社会学部地域福祉学科３回生

社会福祉法人
京都市東山区社会福祉協議会
〒605-0875
京都市東山区渋谷通本町東入４丁目鐘鋳町415番地の４
TEL.(075)551−4849　FAX.(075)551−4858
URL:http://www.mediawars.ne.jp/fukusi07
E-mail:fukusi07@mediawars.ne.jp